

碧南市 高齢者ほっとプラン

第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

高齢者が安心して暮らせるあたたかい共生のまちづくり



令和3年3月

碧南市

はじめに

このたび、令和3年度から令和5年度の3年を期間とした「碧南市高齢者ほっとプラン（第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」を策定しました。

わが国では、令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減してまいります。

本市の高齢者数も年々増加することが見込まれ、高齢者のみの世帯の増加や介護を必要とする方の増加、介護給付費の増加、認知症の方への支援、災害や感染症への対策、介護人材の確保など高齢者福祉を取り巻く環境は一層厳しさを増してまいります。その一方、高齢者の方々は、地域や社会を担う大切な一員であり、生きがいや役割を持って、ご活躍いただくことを期待しております。

そのため、介護予防及び健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、引き続き、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいなどのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化に取り組んでまいります。「高齢者が安心して暮らせるあたたかい共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、住民一人ひとりが尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました碧南市介護保険運営協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げますとともに、計画の実現に向けてより一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

令和3年3月



碧南市長 補 宜田政信

目次

■第1章 計画策定にあたって■	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の期間	3
3 法令等の根拠と計画の位置づけ	4
4 計画の策定体制	5
1 アンケート調査の実施	5
2 介護保険運営協議会の開催	5
5 第8期計画のポイント	6
■第2章 高齢者を取り巻く状況■	8
1 高齢者の状況	8
1 高齢者人口の推移	8
2 高齢化の進行状況	9
3 高齢者世帯の状況	10
2 要介護認定者等の状況	11
1 認定者数の推移	11
2 重度化の状況	13
3 高齢者の今後の状況（推計）	14
1 高齢者人口の推計	14
2 認定者数の推計	15
4 日常生活圏域別の状況	16
1 高齢化の状況	16
2 認定率の状況	17
5 介護保険事業の状況	18
1 介護サービスの利用状況	18
2 サービス類型別の受給率のバランス	19
3 給付費の推移	19
4 給付費の構成比	20
5 第1号被保険者あたりの給付月額	21
6 給付費及び地域支援事業費の実績	23
6 アンケートからみる高齢者の状況	25
1 現在治療中の病気	25
2 高齢者のフレイル有症者割合	26
3 高齢者の運動機能低下者割合	26
4 高齢者の口腔機能低下者割合	27
5 高齢者の認知機能低下者割合	27
6 高齢者の社会参加の状況	28

7	地域包括支援センターの認知度	28
8	要介護状態になった原因	29
9	今後受たい介護	30
10	利用したいサービス	31
11	必要な認知症患者支援	32
12	在宅生活に必要と感じる支援・サービス	33
13	介護保険制度の改善してほしい点	34
14	在宅医療を利用した自宅での生活継続	35
15	主な介護者が不安を感じる介護	36
16	仕事と介護の両立状況	37
17	サービス提供の状況	38
18	人材マネジメント上の問題	38
19	居宅介護サービス計画作成上の問題点	39
7	第8期計画における課題	40
■	第3章 計画の基本的な考え方	42
1	計画の基本理念と目標	42
2	目標と施策の体系	44
3	具体的な取り組み一覧	45
4	日常生活圏域	51
■	第4章 分野別施策・事業計画	52
目標1	健康と生きがいづくり	52
1-1	健康寿命を延ばすための支援	52
1-2	高齢者の活躍の場の創出	57
目標2	支え合う地域づくり	60
2-1	地域における高齢者福祉の意識醸成	60
2-2	高齢者とその家族を支える環境整備	63
目標3	安心して暮らせる環境づくり	71
3-1	安心して自宅で暮らせる環境整備	71
3-2	介護保険サービスの充実	78
3-3	介護保険運営の安定化	84
	事業計画の進捗管理	89
■	第5章 介護保険サービス見込み量と保険料	90
1	介護保険給付費の負担割合	90
2	介護保険給付費等の実績	91
1	予防給付の実績	91
2	介護給付の実績	93
3	総給付費の実績	94

3	介護保険給付費等の見込み	95
1	予防給付の推計	95
2	介護給付の推計	97
3	総給付費の推計	98
4	標準給付費の推計	99
5	地域支援事業の推計	99
4	保険料の設定	100
5	保険料段階	101
6	令和7年度及び令和22年度保険料参考値	102
	資料編	103
1	碧南市介護保険条例	103
2	碧南市介護保険運営協議会委員名簿	104
3	碧南市高齢者ほっとプラン策定経過	105
4	碧南市高齢者ほっとプランの策定についての諮問書の写し	106
5	碧南市高齢者ほっとプランの策定についての答申書の写し	107

■第1章 計画策定にあたって■

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では高齢化、人口減少が進んでおり、令和元年10月1日現在、65歳以上の総人口に占める割合である高齢化率は28.4%となっています。将来の人口推計では、令和11年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和35年には1億人を割って9,924万人になると予測されています。

本市においては、令和元年10月1日時点での住民基本台帳人口は73,184人となっており、高齢化率は23.4%と約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

このような状況の中、本市では第7期碧南市高齢者ほっとプラン（以下、「第7期計画」）では、「高齢者の元気と在宅生活をみんなで支えるまちづくり」を目標に、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいなどのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

本計画は、第7期計画が令和2年度で終了することを受け、第7期計画の内容やその課題を検討した上で、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めるものです。

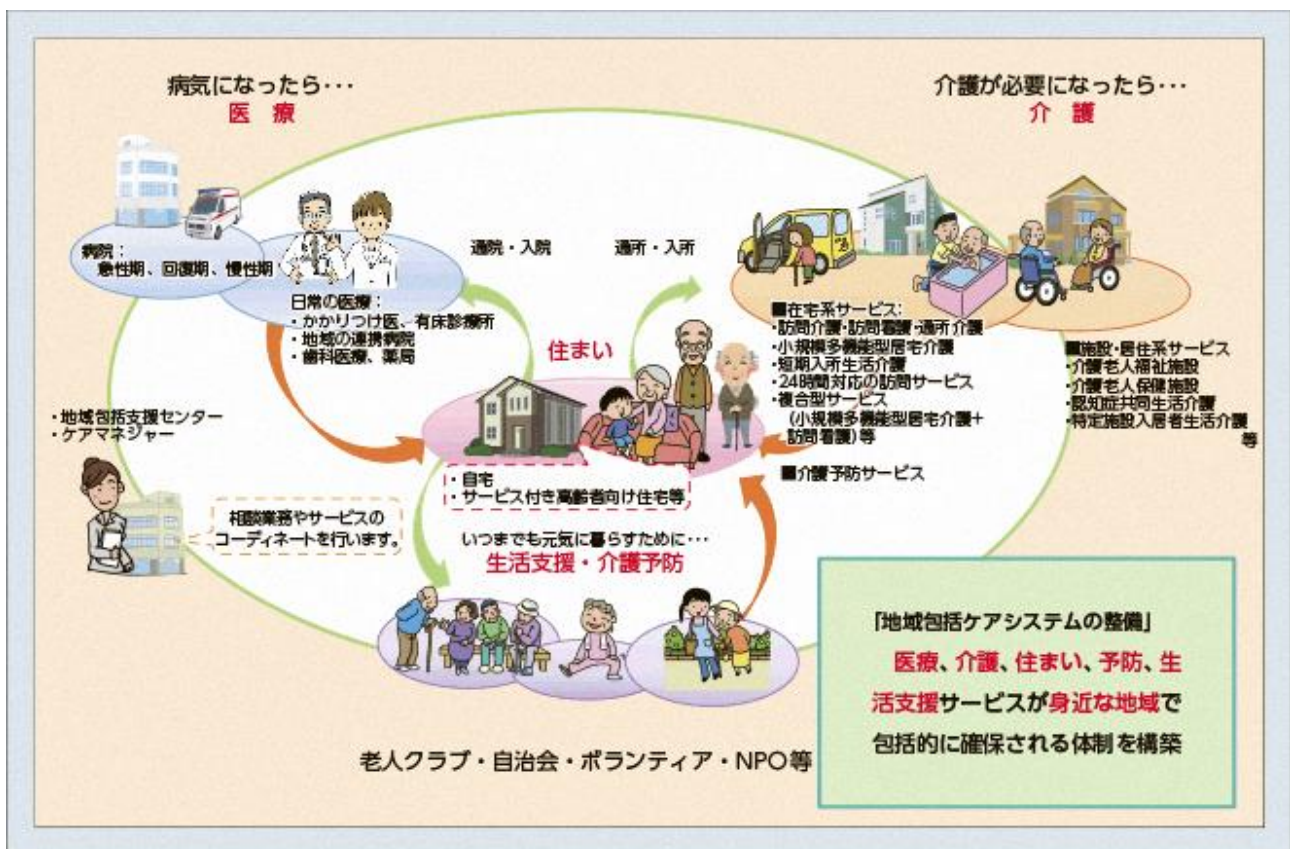
本計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となり現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えて、中長期的な視点で、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努めていきます。また、第7期計画から引き継ぐ大きな方針として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会である“地域共生社会”の実現を目指していきます。

■地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを指します。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

図表 1-1 地域包括ケアシステムの姿



2 計画の期間

第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。また、本計画は、令和7年及び令和22年を見据えた中長期的な視点を持ち、地域包括ケアシステムを推進していくものです。

図表 1-2 計画期間

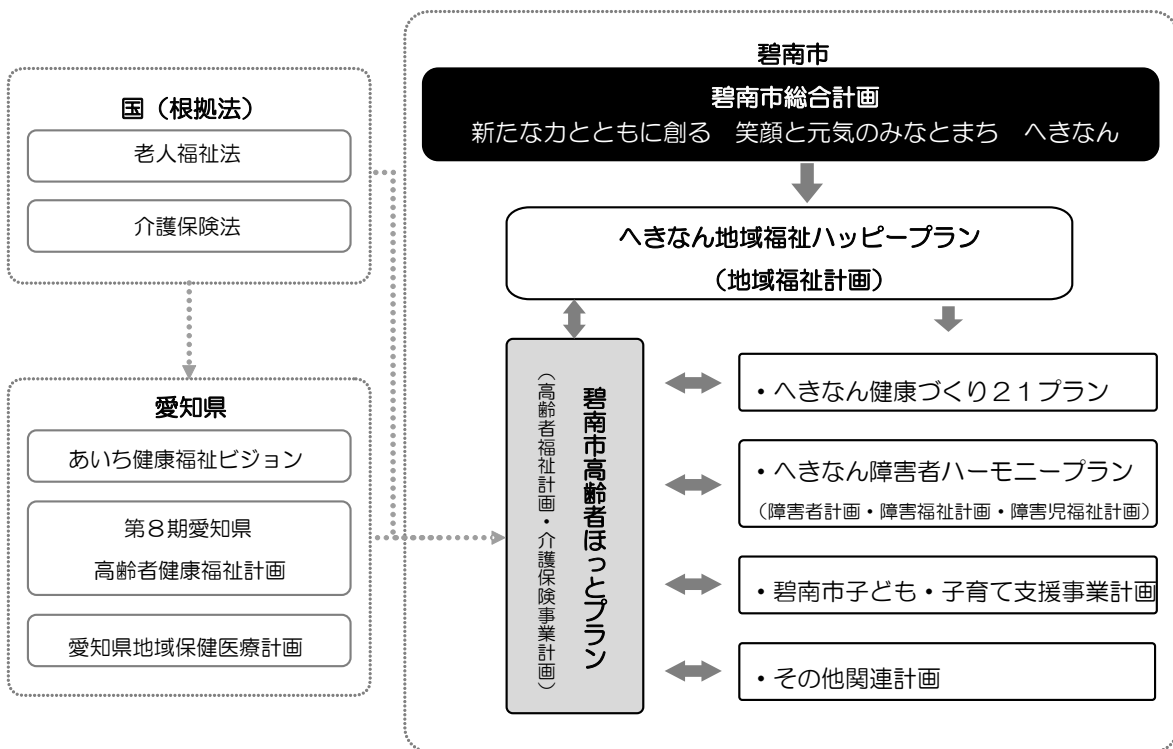


3 法令等の根拠と計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「市町村老人福祉計画」（高齢者福祉計画）と、介護保険法（第 117 条）に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

本計画は「第 6 次碧南市総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、地域福祉計画やへきなん健康づくり 21 プラン、へきなん障害者ハーモニープラン等の関連計画との整合性を図り策定したものです。

図表 1-3 計画の位置づけ



4 計画の策定体制

1 アンケート調査の実施

高齢者の現状や要望、サービス利用の状況などを把握するとともに、介護・福祉サービス事業者のサービス提供に関する課題と今後の意向などを把握するため、「健康とくらしの調査（日常生活圏域ニーズ調査）」及び「介護保険・福祉に関するアンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

【健康とくらしの調査（日常生活圏域ニーズ調査）】

- ・調査地域：碧南市全域
- ・調査対象者：要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（要支援認定者含む）
- ・抽出方法：単純無作為抽出
- ・調査時期：令和元年11月～12月
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収

対象者	配布数	回収数	回収率
65歳以上の高齢者	7,500件	5,543件	73.9%

【介護保険・福祉に関するアンケート調査】

- ・調査地域：碧南市全域
- ・調査対象者：要介護認定者、サービス提供事業所、ケアマネジャー
- ・抽出方法：要介護認定者・・・無作為抽出
サービス提供事業所・・・全事業所
ケアマネジャー・・・全事業所
- ・調査時期：令和2年2月
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収

対象者	配布数	回収数	回収率
要介護認定者	1,000件	510件	51.0%
サービス提供事業所	79件	74件	93.7%
ケアマネジャー	64件	56件	87.5%

2 介護保険運営協議会の開催

本計画の策定にあたっては、様々な視点から検討を行うために、学識経験者、高齢者福祉・介護保険に関係する団体・機関の代表者、介護保険被保険者の代表者などで構成する「碧南市介護保険運営協議会」においてご検討いただき、その検討結果を踏まえて策定しました。

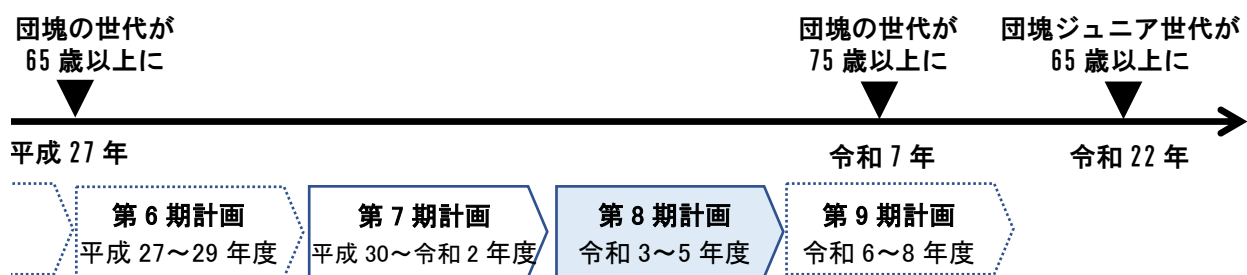
5 第8期計画のポイント

第8期の介護保険制度改革は、介護予防・地域づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、介護現場の革新がポイントとなっています。第8期の介護保険事業計画の方針として、次の7項目があげられています。

(1) 令和7年・令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

第6期（平成27年度～平成29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられ、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年までの期間において段階的に地域包括ケアシステムを構築していくことがめざされてきました。第8期（令和3年度～令和5年度）計画においては、引き続き令和7年を目標とする地域包括ケアシステムの実現をめざすとともに、いわゆる団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となり更に現役世代が激減する令和22年の状況も念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据える計画と位置付けることが必要とされています。本市の将来的な状況を踏まえた上で、第8期に行うべき事項を含めた計画として策定することが必要です。

図表 1-4 計画の中・長期的ビジョン



(2) 地域共生社会の実現

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域で生活する人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取組が重要です。

(3) 介護予防・健康づくり施策の推進（地域支援事業等の効果的な実施）

高齢者をはじめとする意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるように、社会参加できる環境整備を進めることが重要です。そのためにも、特に介護予防・健康づくり

の取組を強化し、健康寿命の延伸を図ることが必要です。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進められています。これらの住宅の整備状況を踏まえて計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

高齢化の進行とともに、認知症の人への支援が大きな課題とされています。認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症になっても自分らしく暮らし続けることのできる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の推進が必要です。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

令和7年以降は現役世代の顕著な減少により、介護人材の確保が大きな課題となります。このため、人材確保を都道府県と市町村が連携して計画的に進めることが必要です。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務効率化の取組を強化することが重要です。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護保険事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等の取組を行っていくことが重要です。

■第2章 高齢者を取り巻く状況■

1 高齢者の状況

1 高齢者人口の推移

碧南市の人口は近年増加傾向にあり、令和元年の人口は73,184人となっています。高齢者人口（65歳以上人口）も増加傾向にあり、令和元年では17,111人、高齢化率は23.4%となっています。

国勢調査を基に算出した令和元年の高齢化率を他の地域と比較すると、碧南市の高齢化率は全国・愛知県・西尾市より低く、高浜市・安城市・刈谷市・知立市より高くなっています。

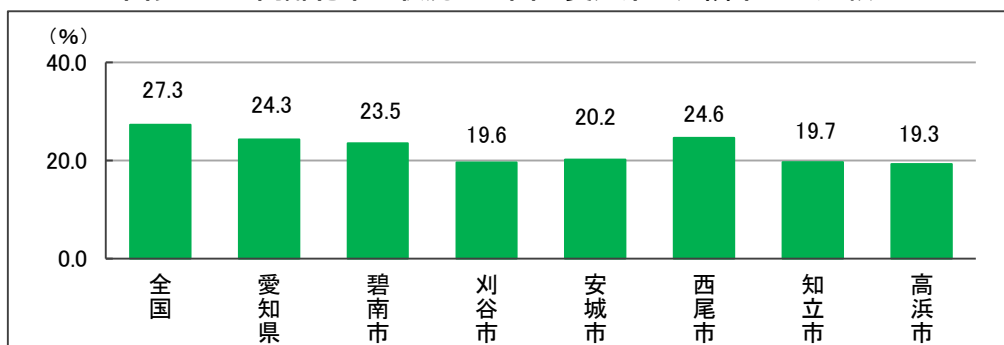
図表 2-1 碧南市の年齢別人口の推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	71,666	72,025	72,396	73,015	73,184
0～14歳	10,431 14.6%	10,327 14.3%	10,294 14.2%	10,295 14.1%	10,170 13.9%
15～64歳	45,080 62.9%	45,300 62.9%	45,389 62.7%	45,747 62.7%	45,903 62.7%
65歳以上	16,155 22.5%	16,398 22.8%	16,713 23.1%	16,973 23.2%	17,111 23.4%
65～74歳 (再掲)	8,367 11.7%	8,321 11.6%	8,363 11.6%	8,389 11.5%	8,354 11.4%
75歳以上 (再掲)	7,788 10.9%	8,077 11.2%	8,350 11.5%	8,584 11.8%	8,757 12.0%

(出典) 住民基本台帳 (各年 10月1日時点)

図表 2-2 高齢化率の状況<全国・愛知県・近隣市との比較>



(時点) 令和元年

(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 高齢化の進行状況

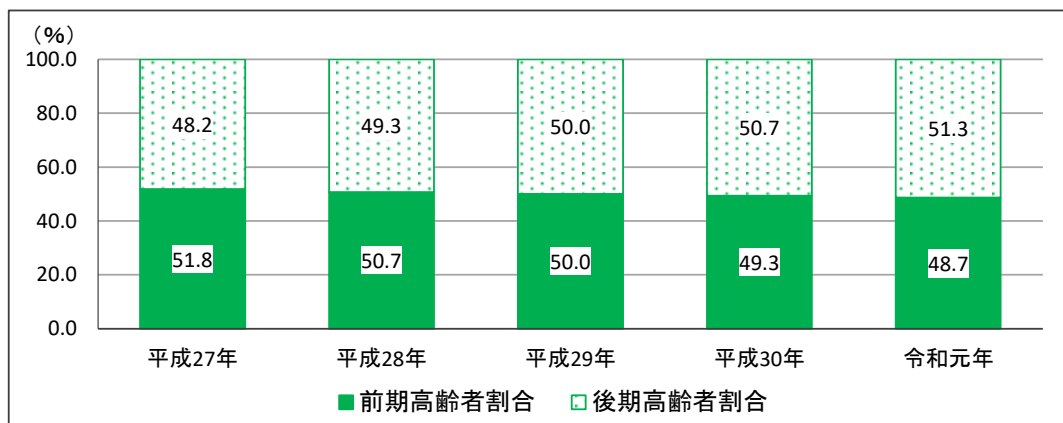
第1号被保険者のうち、前期高齢者の割合は減少傾向、後期高齢者の割合は増加傾向にあり、平成29年には後期高齢者が前期高齢者を上回っています。

他の地域と比較すると、碧南市の後期高齢者の割合は全国や高浜市より低く、愛知県や西尾市・安城市・刈谷市・知立市よりも高くなっています。

図表 2-3 前期・後期別 65 歳以上被保険者数の推移

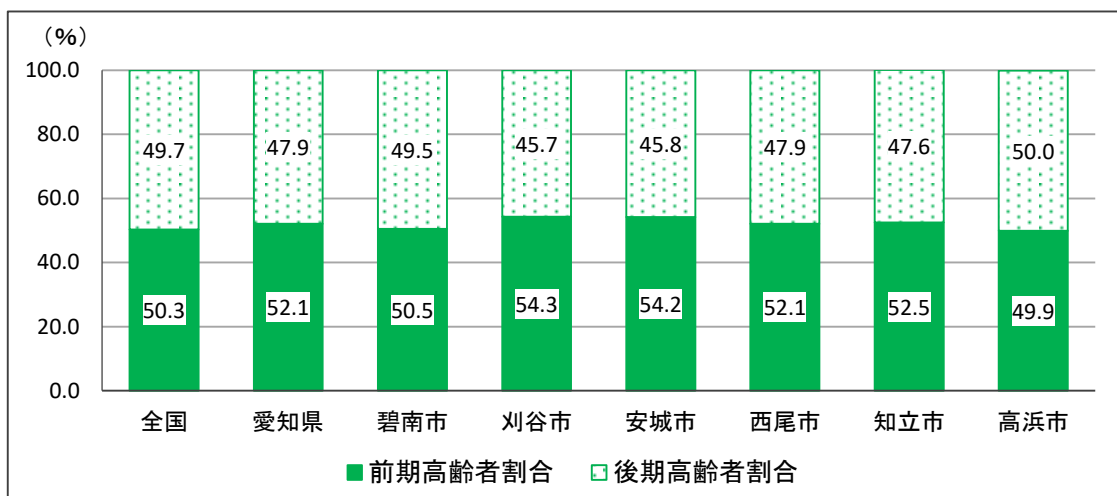
(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
第1号被保険者	16,183	16,428	16,738	16,987	17,148
前期高齢者 (65歳～74歳)	8,382 51.8%	8,321 50.7%	8,364 50.0%	8,374 49.3%	8,351 48.7%
後期高齢者 (75歳以上)	7,801 48.2%	8,107 49.3%	8,374 50.0%	8,613 50.7%	8,797 51.3%



(出典)「介護保険事業状況報告」月報(各年10月末時点)

図表 2-4 前期・後期別高齢者数割合<全国・愛知県・近隣市との比較>



(時点) 令和元年

(出典) 総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

3 高齢者世帯の状況

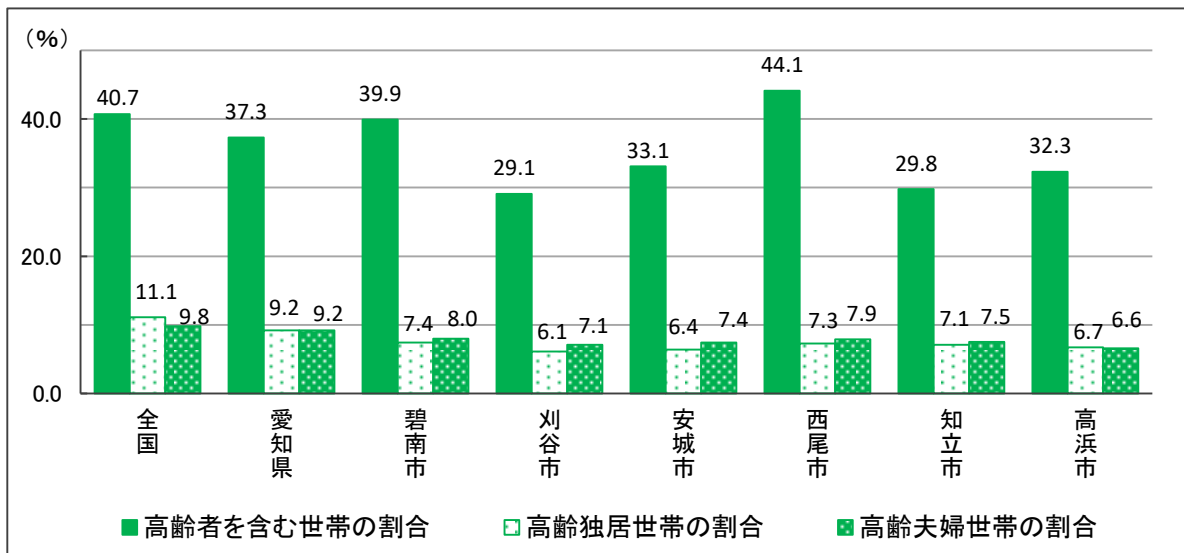
碧南市の「高齢者を含む世帯」は、平成27年で10,557世帯であり、一般世帯の39.9%を占めています。高齢独居世帯は一般世帯の7.4%、高齢夫婦世帯は一般世帯の8.0%を占め、両者を合わせた「高齢者のみの世帯」は一般世帯の15.4%を占めています。

他の地域と比較すると、碧南市の高齢者を含む世帯の割合は全国・西尾市より低く、愛知県・高浜市・安城市・刈谷市・知立市より高くなっています。高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合は、いずれも全国・愛知県より低く、高浜市・西尾市・安城市・刈谷市・知立市より高くなっています。

図表 2-5 高齢者世帯の状況<全国・愛知県・近隣市との比較>

(単位：世帯)

	全国	愛知県	碧南市	刈谷市	安城市	西尾市	知立市	高浜市
一般世帯数	53,331,788	3,059,956	26,461	62,433	70,813	58,891	29,297	17,676
高齢者を含む世帯数	21,713,302	1,142,864	10,557	18,187	23,436	25,992	8,729	5,707
高齢独居世帯数	5,927,685	280,764	1,960	3,794	4,552	4,320	2,089	1,188
高齢夫婦世帯数	5,247,935	281,666	2,123	4,445	5,229	4,677	2,189	1,161
高齢者を含む世帯の割合	40.7%	37.3%	39.9%	29.1%	33.1%	44.1%	29.8%	32.3%
高齢独居世帯の割合	11.1%	9.2%	7.4%	6.1%	6.4%	7.3%	7.1%	6.7%
高齢夫婦世帯の割合	9.8%	9.2%	8.0%	7.1%	7.4%	7.9%	7.5%	6.6%



(出典) 国勢調査 (平成27年)

2 要介護認定者等の状況

1 認定者数の推移

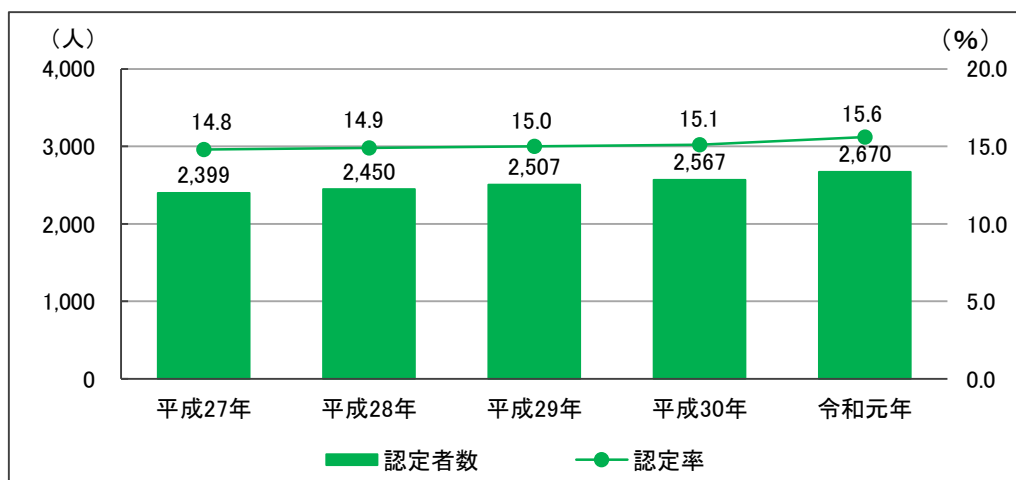
碧南市の認定者数は、令和元年で2,670人となっており、増加傾向にあります。要介護度別で見ると、いずれの要介護度においても認定者数は概ね増加しており、特に要介護1の伸びが大きくなっています。

認定率は年々増加しており、令和元年には15.6%となっています。碧南市の認定率は全国・愛知県より低い水準で推移しています。

図表 2-6 要介護度別認定者数及び認定率の推移

(単位：人)

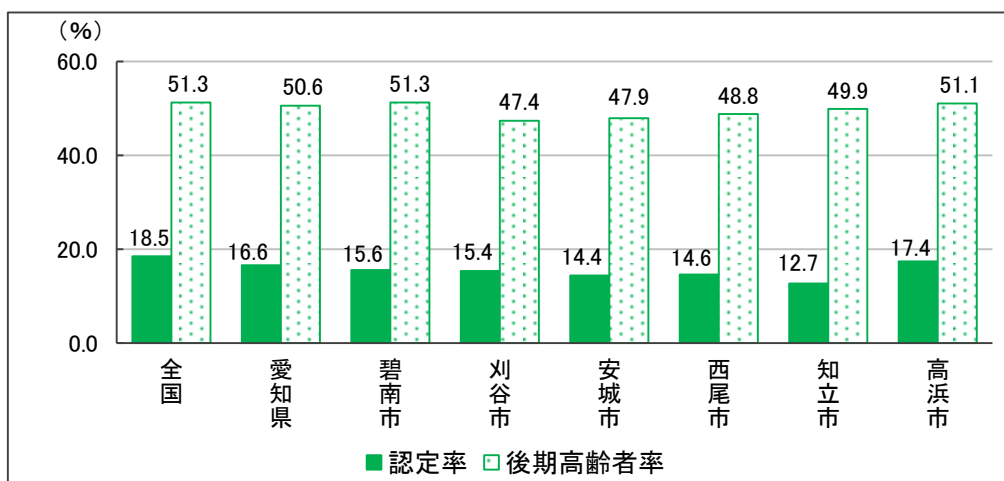
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
要支援1		326	323	311	298	331
要支援2		438	418	448	443	478
要介護1		402	452	464	491	541
要介護2		414	404	433	443	426
要介護3		342	361	340	357	360
要介護4		314	317	324	332	336
要介護5		163	175	187	203	198
認定者数		2,399	2,450	2,507	2,567	2,670
第1号被保険者数		16,183	16,428	16,738	16,987	17,148
認定率	碧南市	14.8%	14.9%	15.0%	15.1%	15.6%
	愛知県	15.7%	15.8%	16.0%	16.3%	16.6%
	全国	18.0%	18.0%	18.1%	18.3%	18.5%



(出典)「介護保険事業状況報告」月報(各年10月末時点)

碧南市の認定率は、他の地域と比較すると、近隣では高浜市に次いで高くなっています。また、後期高齢者率（高齢者に占める75歳以上の割合）についてみると、愛知県より高く、全国と同率となっています。近隣市の中で最も高くなっており、最も低い刈谷市と比較すると3.9ポイント高くなっています。

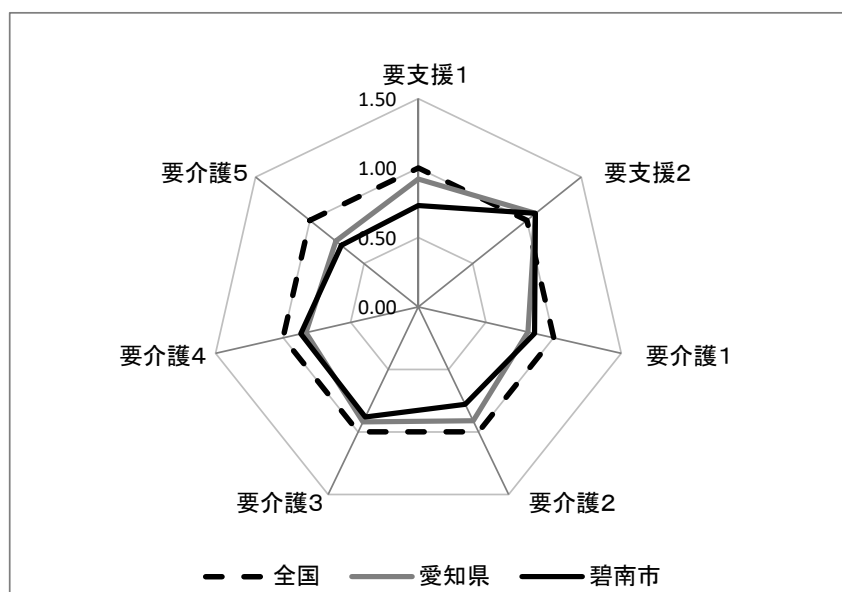
図表 2-7 認定率と後期高齢者率<全国・愛知県・近隣市との比較>



(出典)「介護保険事業状況報告」月報 (令和元年10月末時点)

第1号被保険者に対する要介護度別の認定者の割合について、全国を「1」とした場合、要支援2では「1」以上、それ以外の要介護度では「1」以下となっています。

図表 2-8 要介護度別認定者の割合 (全国を1とした場合の比率)



(出典)「介護保険事業状況報告」月報 (令和元年10月末時点)

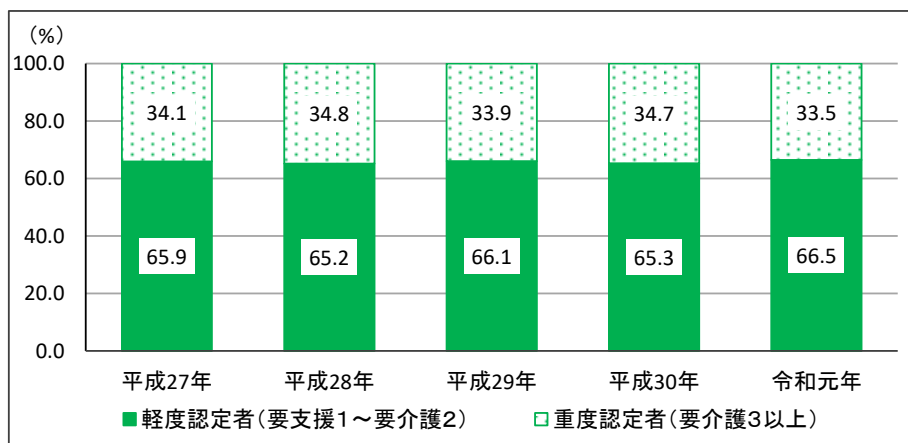
2 重度化の状況

認定者数の推移を軽度（要支援1～要介護2）・重度（要介護3～要介護5）の別で見ると、令和元年で認定者に占める軽度認定者の割合は66.5%、重度認定者の割合は33.5%となっています。

図表 2-9 重度・軽度別認定者数及び認定率の推移

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認定者計	2,399	2,450	2,507	2,567	2,670
軽度認定者 (要介護2以下)	1,580 65.9%	1,597 65.2%	1,656 66.1%	1,675 65.3%	1,776 66.5%
重度認定者 (要介護3以上)	819 34.1%	853 34.8%	851 33.9%	892 34.7%	894 33.5%



(出典)「介護保険事業状況報告」月報（各年10月末時点）

3 高齢者の今後の状況（推計）

1 高齢者人口の推計

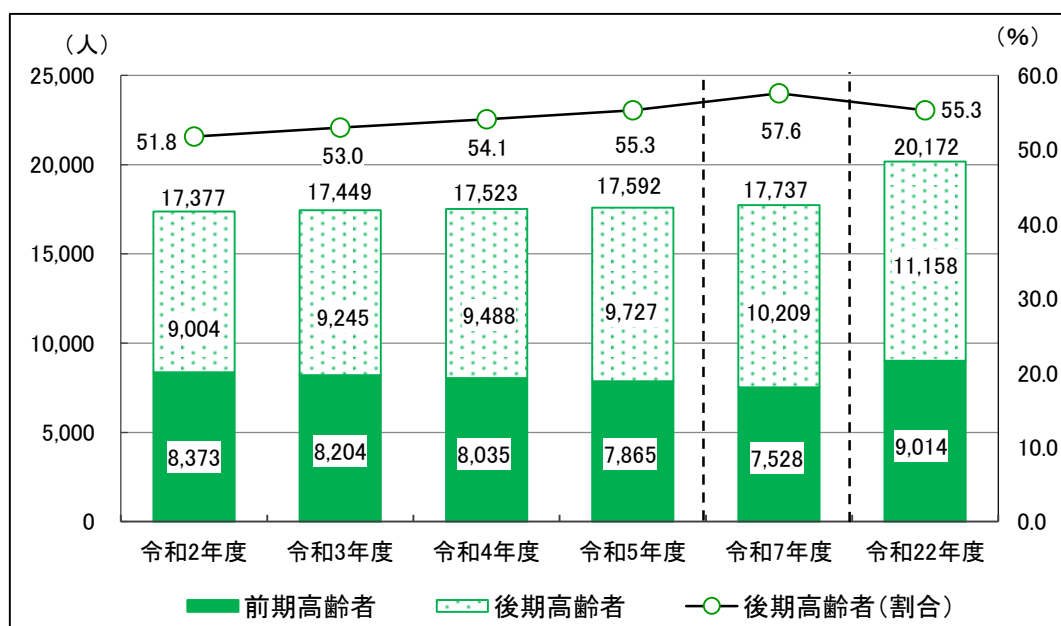
碧南市の高齢者人口及び高齢化率は徐々に増加していくことが予測されます。高齢者人口は令和3年度で17,449人、令和7年度で17,737人、令和22年度で20,172人となる見込みです。

高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和7年度まで増加していくことが見込まれます。

図表 2-10 高齢者人口の推計

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年
高齢者人口	17,377	17,449	17,523	17,592	17,737	20,172
前期高齢者 (65歳～74歳)	8,373	8,204	8,035	7,865	7,528	9,014
	48.2%	47.0%	45.9%	44.7%	42.4%	44.7%
後期高齢者 (75歳以上)	9,004	9,245	9,488	9,727	10,209	11,158
	51.8%	53.0%	54.1%	55.3%	57.6%	55.3%



(出典) 厚生労働省推計

2 認定者数の推計

碧南市の認定者数は徐々に増加していくことが予測されており、認定者数は令和3年度で2,772人、令和7年度で3,063人、令和22年度で3,810人となる見込みです。要介護度別で見ると、いずれの要介護度においても認定者数は増加傾向と予測されます。

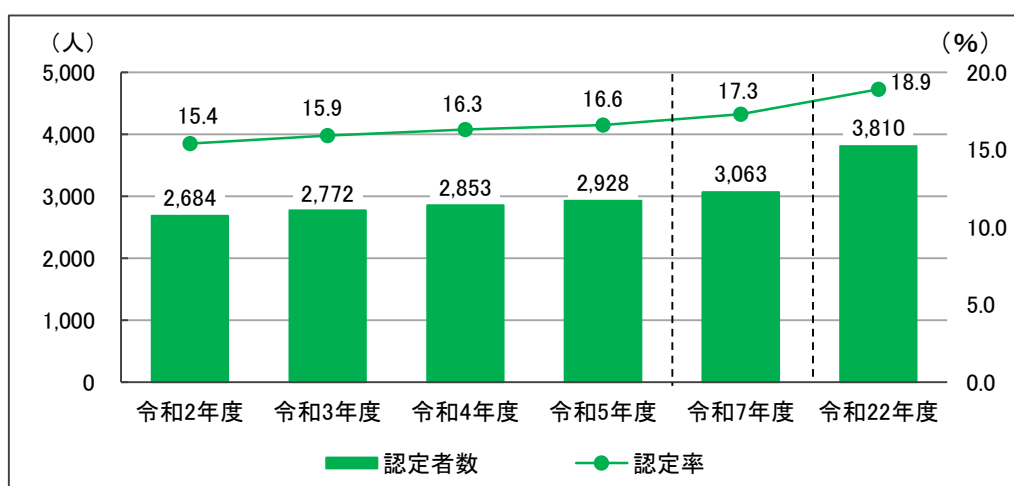
認定率は年々増加していくと予測され、令和3年度で15.9%、令和7年度で17.3%、令和22年度で18.9%となる見込みです。

重度認定者（要介護3～要介護5）の割合は34%前後で推移する見込みです。

図表 2-11 認定者数の推計

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援 1	372	405	418	427	446	520
要支援 2	447	458	470	482	503	608
要介護 1	491	523	538	552	576	712
要介護 2	454	446	462	476	497	621
要介護 3	383	403	418	431	454	602
要介護 4	355	355	362	371	388	494
要介護 5	182	182	185	189	199	253
認定者数	2,684	2,772	2,853	2,928	3,063	3,810
第1号被保険者数	17,377	17,449	17,523	17,592	17,737	20,172
認定率	15.4%	15.9%	16.3%	16.6%	17.3%	18.9%



(出典) 厚生労働省推計

4 日常生活圏域別の状況

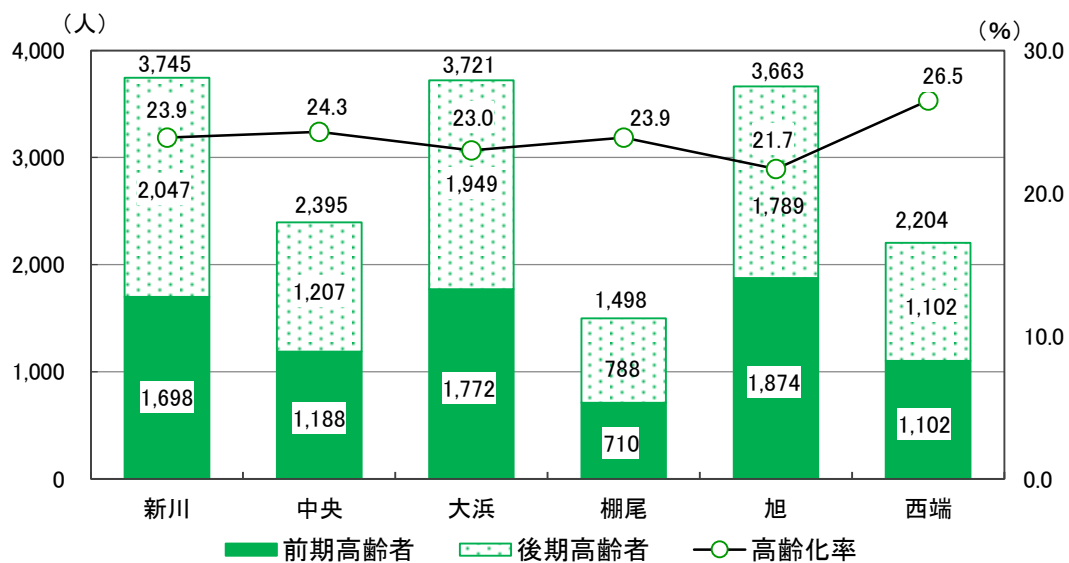
1 高齢化の状況

日常生活圏域別に高齢化率を比較すると、高齢化率は西端が最も高く 26.5%、次いで中央が 24.3%、新川・棚尾が 23.9%、最も低いのは旭で 21.7%となっています。

図表 2-12 日常生活圏域別の高齢化率

(単位：人)

	新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	計
人口	15,652	9,862	16,168	6,277	16,912	8,328	73,199
第1号被保険者	3,745	2,395	3,721	1,498	3,663	2,204	17,226
高齢化率	23.9%	24.3%	23.0%	23.9%	21.7%	26.5%	23.5%
前期高齢者	1,698	1,188	1,772	710	1,874	1,102	8,344
後期高齢者	2,047	1,207	1,949	788	1,789	1,102	8,882



(出典) 高齢介護課 (令和2年4月1日時点)

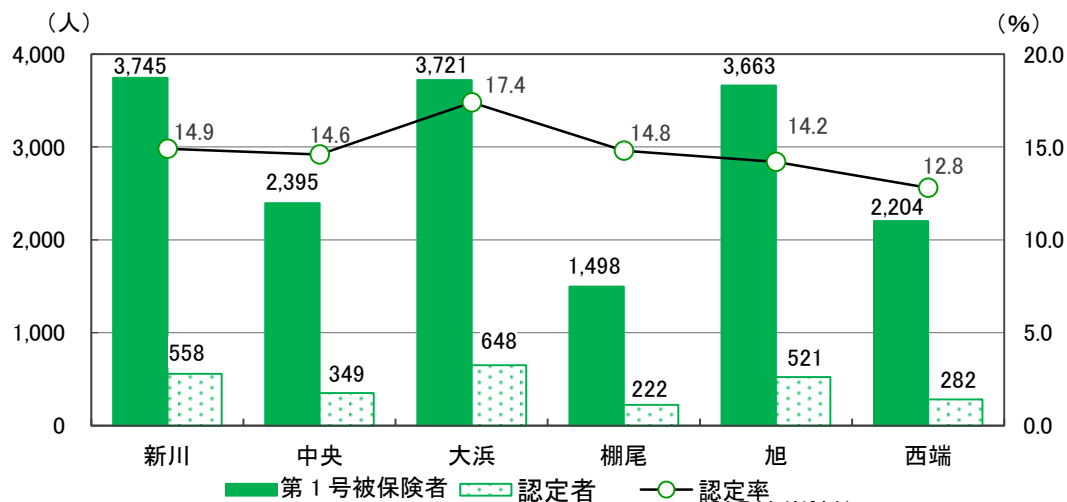
2 認定率の状況

日常生活圏域別に認定率を比較すると、認定率は大浜が最も高く 17.4%、次いで新川が 14.9%、棚尾が 14.8%、最も低いのは西端で 12.8%となっています。

図表 2-13 日常生活圏域別の認定者数及び認定率

(単位：人)

	新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	計
第1号被保険者	3,745	2,395	3,721	1,498	3,663	2,204	17,226
認定者数	558	349	648	222	521	282	2,580
認定率	14.9%	14.6%	17.4%	14.8%	14.2%	12.8%	15.0%



(出典) 高齢介護課 (令和2年4月1日時点)

5 介護保険事業の状況

1 介護サービスの利用状況

令和元年の受給者数をサービス類型別で見ると、平成 27 年に比べて在宅サービス受給者数は 106 人増加、居住系サービス※¹ 受給者数は 24 人増加、施設サービス※² 受給者数は 75 人増加しています。

令和元年の第 1 号被保険者 1 人あたりの在宅サービス受給率を他の地域と比較すると、碧南市の在宅サービス受給率は全国と同じ水準で、愛知県よりやや高くなっており、近隣の市と比較すると、最も高くなっています。

図表 2-14 サービス類型別の受給状況の推移

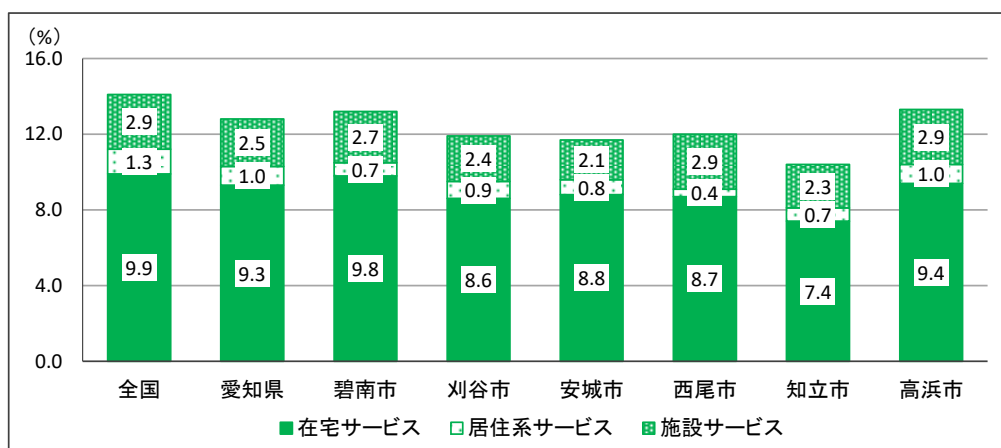
(単位：人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認定者数		2,399	2,450	2,507	2,567	2,670
受給者数	在宅サービス	1,575	1,632	1,549	1,607	1,681
	居住系サービス	88	87	103	98	112
	施設サービス	382	413	438	479	457
受給率 (認定者)	在宅サービス	65.7%	66.6%	61.8%	62.6%	63.0%
	居住系サービス	3.7%	3.6%	4.1%	3.8%	4.2%
	施設サービス	15.9%	16.9%	17.5%	18.7%	17.1%

注) 平成 29 年に介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたため、在宅サービスの受給者数が減少。

(出典)「介護保険事業状況報告」月報(各年 10 月末時点・10 月利用分)

図表 2-15 第 1 号被保険者 1 人あたりのサービス受給率<全国・愛知県・近隣市との比較>



(出典)「介護保険事業状況報告」月報(令和元年 10 月利用分)

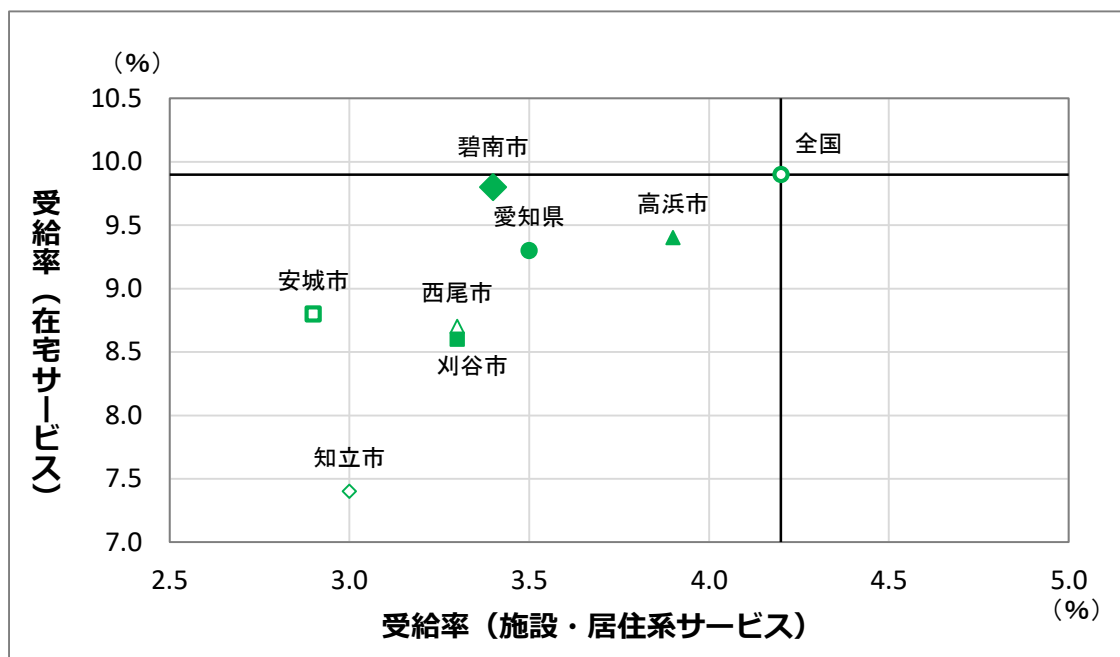
※1 居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

※2 施設サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

2 サービス類型別の受給率のバランス

令和元年の在宅サービスの受給率と施設・居住系サービスの受給率のバランスを他の地域と比較すると、碧南市は在宅サービス受給率で全国より低く、愛知県より高くなっています。施設・居住系サービス受給率では全国・愛知県より低くなっています。近隣市との比較では、在宅サービス受給率は他の市より高く、施設・居住系サービス受給率は高浜市に次いで高く、刈谷市・西尾市とほぼ同じ水準となっています。

図表 2-16 サービス類型別の受給率のバランス<全国・愛知県・近隣市との比較>



(出典)「介護保険事業状況報告」月報 (令和元年 10 月)

3 給付費の推移

令和元年 10 月の介護 (介護予防) 給付費 (一か月分) は 3 億 4,976 万円となっており、平成 27 年 10 月と比較すると約 5,132 万円増加しています。

図表 2-17 給付費の推移

(単位：千円)

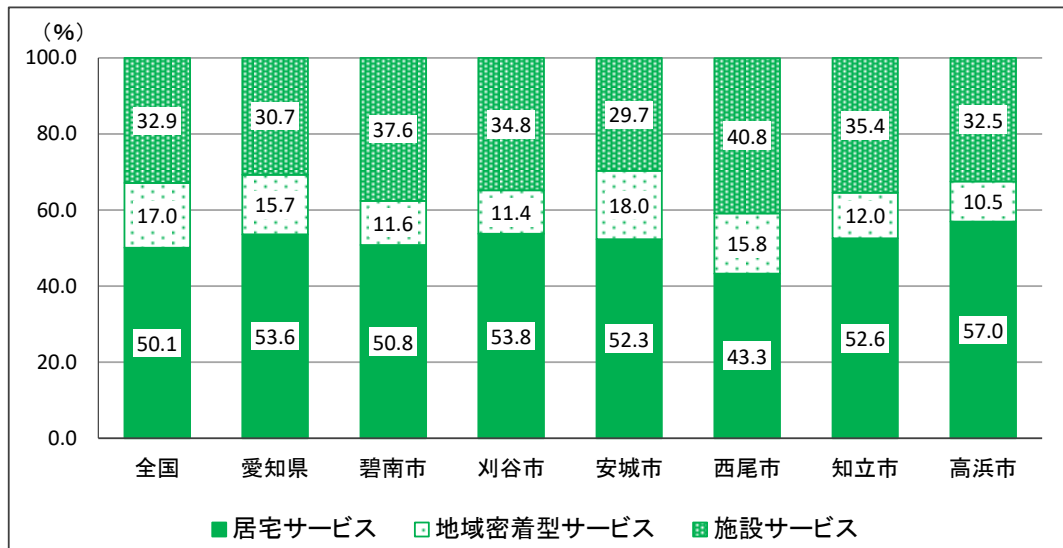
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
居宅サービス	179,110	166,604	164,644	168,025	177,520
地域密着型サービス	17,830	31,340	34,342	35,111	40,564
施設サービス	101,508	109,237	117,692	123,092	131,680
合計	298,447	307,181	316,679	326,228	349,764

(出典)「介護保険事業状況報告」月報 (各年 10 月利用分)

4 給付費の構成比

介護保険サービス別給付構成比を他の地域と比較すると、施設サービスは全国・愛知県よりも高く、地域密着型サービスは全国・愛知県よりも低く、居宅サービスは全国よりも高く愛知県より低くなっています。近隣市との比較では、居宅サービスは西尾市に次いで低く、施設サービスは西尾市に次いで高くなっています。

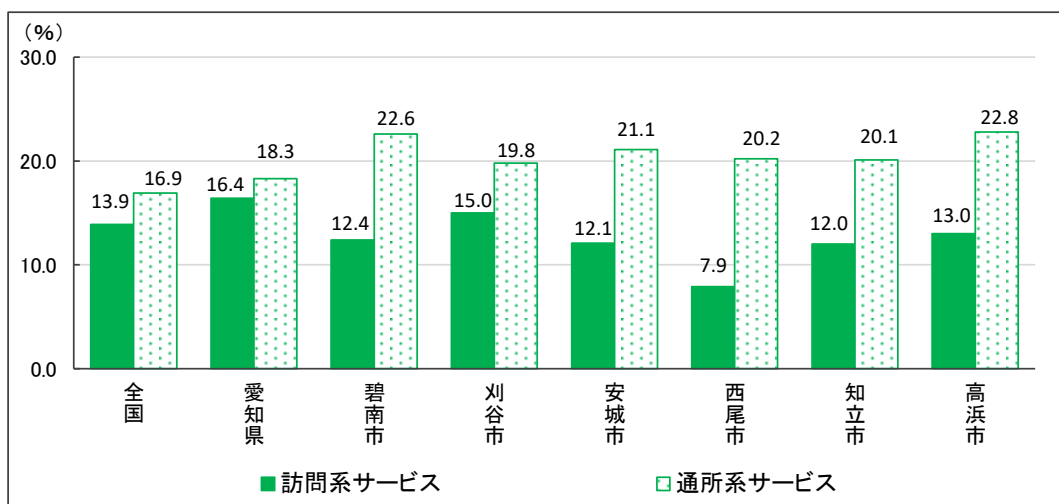
図表 2-18 給付費水準<全国・愛知県・近隣市との比較>



(出典)「介護保険事業状況報告」月報(令和元年10月利用分)

全体の給付費に占める居宅サービスの給付費を他の地域と比較すると、訪問系サービスは全国・愛知県よりも低く、通所系サービスは全国・愛知県よりも高くなっています。近隣市との比較では、通所系サービスは高浜市に次いで高くなっています。

図表 2-19 居宅サービス給付費水準<全国・愛知県・近隣市との比較>



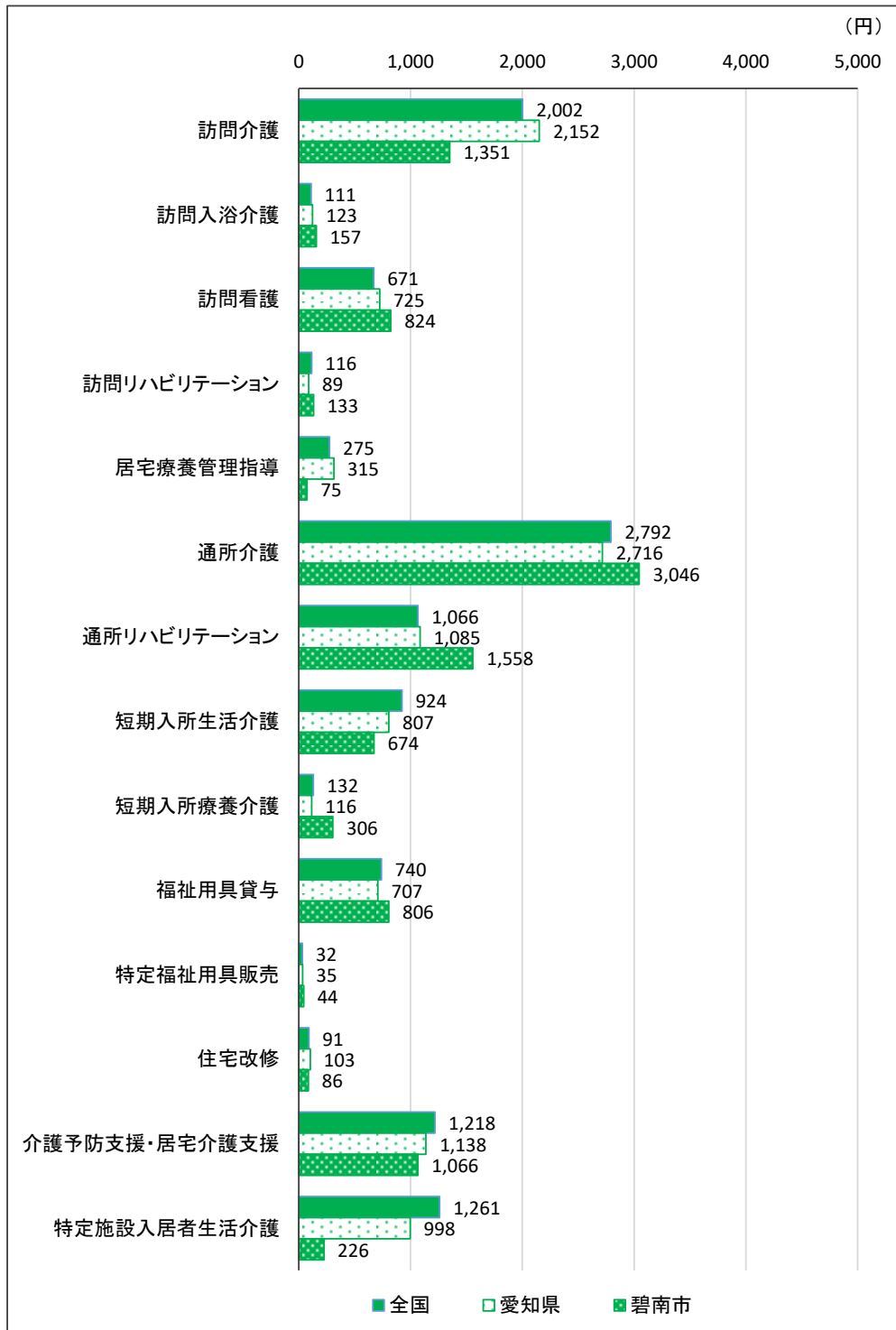
(出典)「介護保険事業状況報告」月報(令和元年10月利用分)

5 第1号被保険者あたりの給付月額

① 居宅サービス

第1号被保険者あたりの居宅サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「通所介護」「通所リハビリテーション」が多く、「訪問介護」「特定施設入居者生活介護」が少なくなっています。

図表 2-20 居宅サービス第1号被保険者あたりの給付月額（国・県との比較）

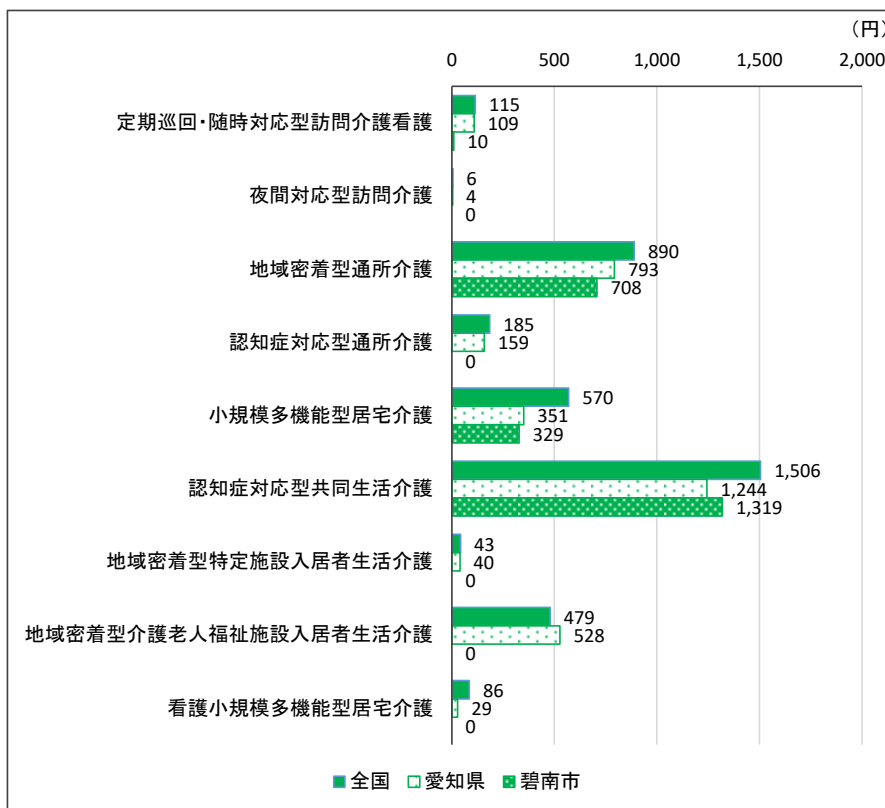


(出典)「介護保険事業状況報告」月報（令和元年10月利用分）

② 地域密着型サービス

第1号被保険者あたりの地域密着型サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「認知症対応型共同生活介護」で全国より少なく、愛知県より多くなっています。

図表 2-21 地域密着型サービス第1号被保険者あたりの給付月額＜全国・愛知県との比較＞

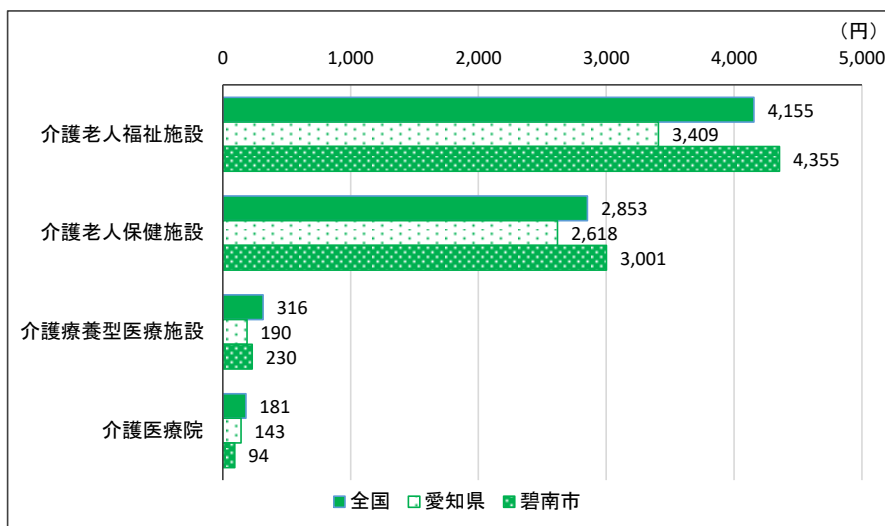


(出典)「介護保険事業状況報告」月報 (令和元年10月利用分)

③ 施設サービス

第1号被保険者あたりの施設サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」で全国・愛知県より多くなっています。

図表 2-22 施設サービス第1号被保険者あたりの給付月額＜全国・愛知県との比較＞



(出典)「介護保険事業状況報告」月報 (令和元年10月利用分)

6 給付費及び地域支援事業費の実績

第7期介護保険事業計画に記載した給付費の計画値と実績値について、平成30年度・令和元年度分を比較しました。

総給付費は、平成30年度・令和元年度ともに実績値は計画値に収まっています。令和元年度の計画比で最も実績値が上回ったのは「訪問リハビリテーション」、最も下回ったのは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」となっています。

図表 2-23 第7期計画値と実績値との比較（給付費）

（単位：千円）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
居宅（介護予防）サービス						
訪問介護	277,439	274,754	99.0%	290,405	271,470	93.5%
訪問入浴介護	38,528	30,430	79.0%	40,724	31,336	76.9%
訪問看護	148,092	151,046	102.0%	161,131	160,794	99.8%
訪問リハビリテーション	18,389	20,494	111.4%	19,643	28,587	145.5%
居宅療養管理指導	16,079	15,319	95.3%	16,984	15,365	90.5%
通所介護	603,796	599,178	99.2%	640,327	611,396	95.5%
通所リハビリテーション	348,386	301,678	86.6%	367,056	317,705	86.6%
短期入所生活介護	123,989	122,494	98.8%	132,409	136,771	103.3%
短期入所療養介護（老健）	107,377	71,578	66.7%	111,882	65,271	58.3%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	147,385	152,441	103.4%	154,458	166,156	107.6%
特定福祉用具販売	9,134	8,446	92.5%	10,072	7,484	74.3%
住宅改修	27,712	20,431	73.7%	29,271	18,470	63.1%
特定施設入居者生活介護	73,657	50,332	68.3%	76,300	47,287	62.0%
介護予防支援・居宅介護支援	211,205	209,407	99.1%	221,425	219,659	99.2%
地域密着型（介護予防）サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1,651	-	20,927	2,131	10.2%
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	160,367	148,118	92.4%	173,698	149,772	86.2%
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	139	-
小規模多機能型居宅介護	69,344	61,709	89.0%	210,539	64,489	30.6%
認知症対応型共同生活介護	201,779	205,792	102.0%	255,901	250,586	97.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
施設サービス						
介護老人福祉施設	808,255	830,417	102.7%	849,260	854,953	100.7%
介護老人保健施設	566,292	556,849	98.3%	588,993	572,387	97.2%
介護療養型医療施設	71,885	78,878	109.7%	61,353	50,995	83.1%
介護医療院	11,831	5,935	50.2%	23,365	17,404	74.5%
特定入所者介護サービス費	110,067	109,718	99.7%	114,470	107,856	94.2%
高額介護サービス費	68,133	75,642	111.0%	70,858	90,716	128.0%
高額医療合算介護サービス費	8,918	3,570	40.0%	9,275	12,001	129.4%
審査支払手数料	2,449	2,263	92.4%	2,552	2,388	93.6%
総計	4,230,486	4,108,572	97.1%	4,653,278	4,273,568	91.8%

地域支援事業費は、平成30年度・令和元年度ともに計画値に対し、実績値が8～9割となっています。

図表 2-24 第7期計画値と実績値との比較（地域支援事業費）

（単位：千円）

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	計画比	計画値	実績値	計画比
介護予防・日常生活支援総合事業費	130,350	114,985	88.2%	134,261	123,201	91.8%
包括的支援事業・任意事業費	98,226	80,567	82.0%	101,173	86,612	85.6%
地域支援事業費(計)	228,576	195,552	85.6%	235,434	209,813	89.1%

（出典）【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度は月報）

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※サービス給付費以外は高齢介護課

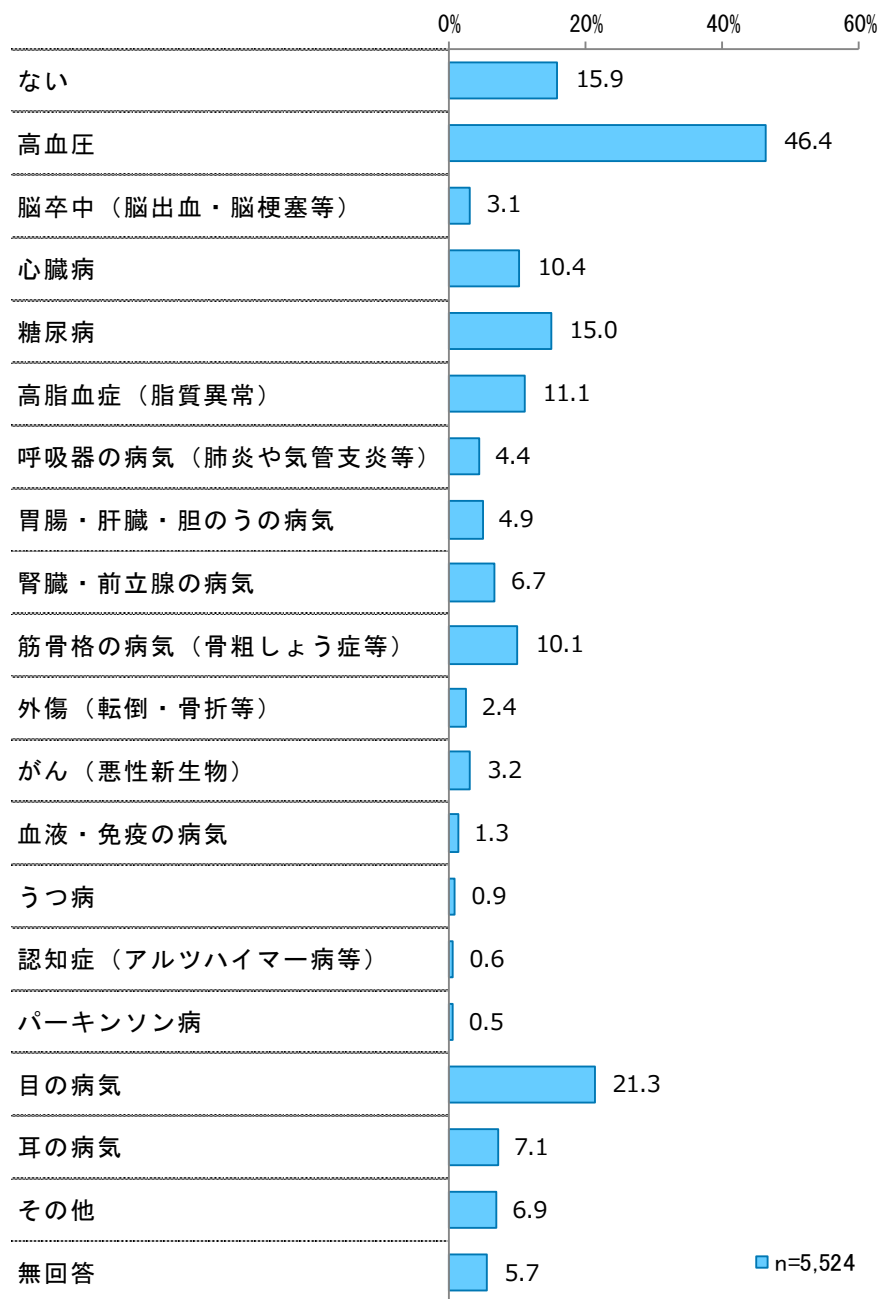
6 アンケートからみる高齢者の状況

1 現在治療中の病気

一般高齢者

一般高齢者が現在治療中の病気については、「高血圧」が46.4%で最も高くなっています。「ない」と回答した人は15.9%であり、約8割の人が何らかの病気を治療している結果となっています。

図表 2-25 現在治療中の病気

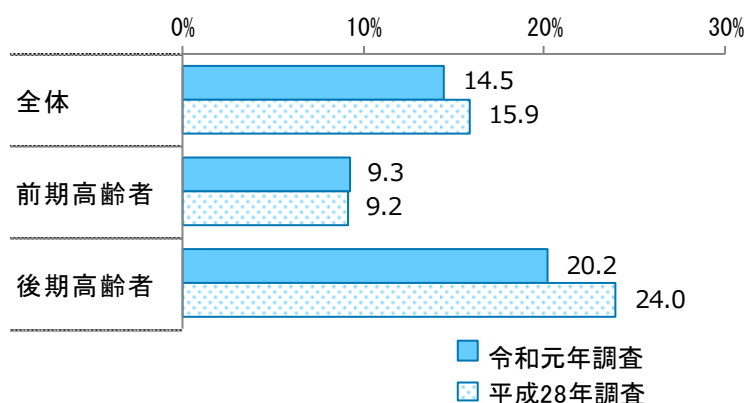


2 高齢者のフレイル有症者割合

一般高齢者

一般高齢者のフレイル（虚弱）有症者割合については、3年前の調査に比べて1.4ポイント減少しています。前期高齢者では差はなく、後期高齢者では3.8ポイント減少しています。

図表 2-26 前期・後期別フレイル有症者割合

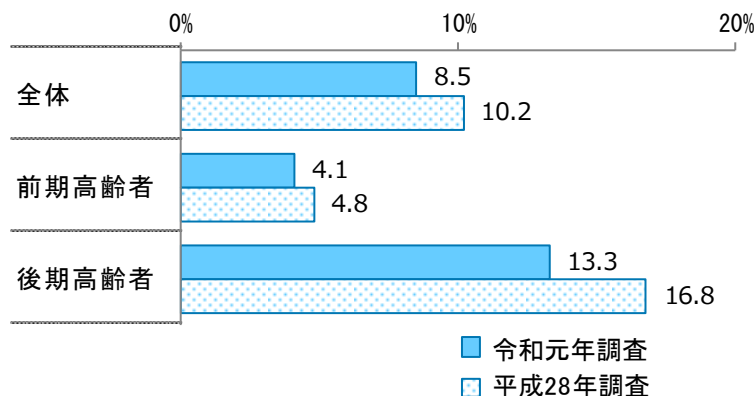


3 高齢者の運動機能低下者割合

一般高齢者

一般高齢者の運動機能低下者割合については、3年前の調査に比べて1.7ポイント減少しています。前期高齢者では差は少なく、後期高齢者では3.5ポイント減少しています。

図表 2-27 前期・後期別運動機能低下者割合

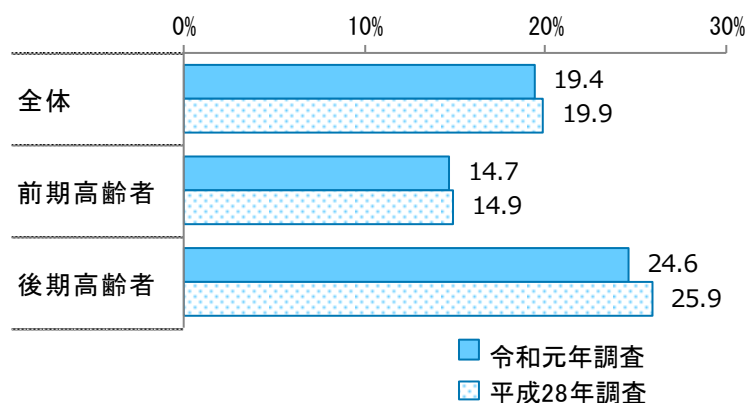


4 高齢者の口腔機能低下者割合

一般高齢者

一般高齢者の口腔機能低下者割合については、3年前の調査に比べて差はあまりみられません。前期高齢者では差は少なく、後期高齢者では1.3ポイント減少しています。

図表 2-28 前期・後期別口腔機能低下者割合

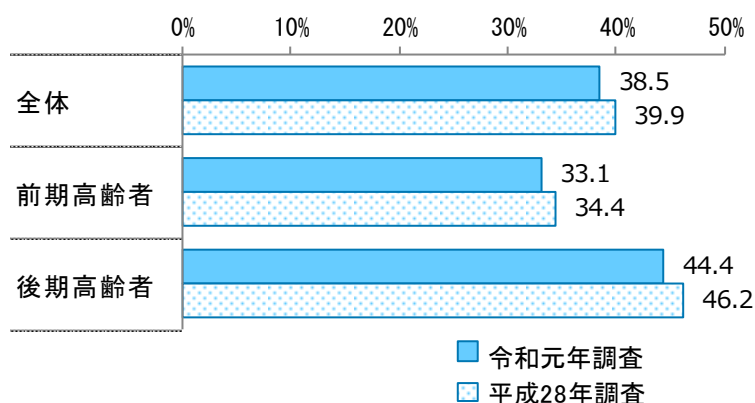


5 高齢者の認知機能低下者割合

一般高齢者

一般高齢者の認知機能低下者割合については、3年前の調査に比べて1.4ポイント減少しています。前期高齢者では1.3ポイント減少しており、後期高齢者では1.8ポイント減少しています。

図表 2-29 前期・後期別認知機能低下者割合

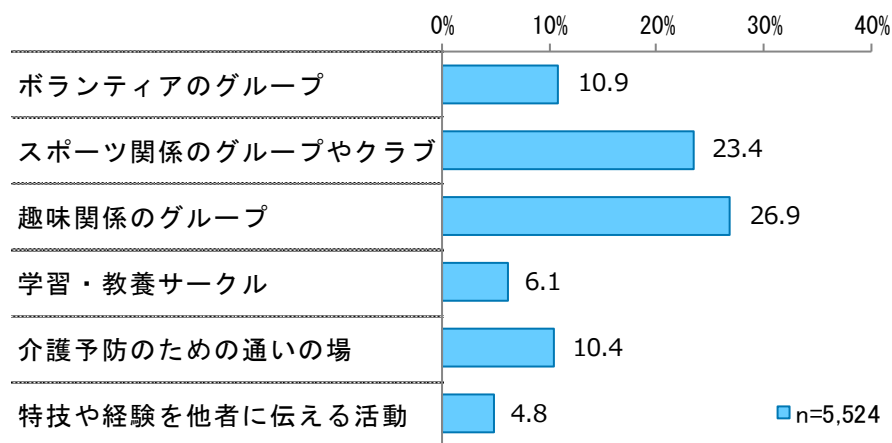


6 高齢者の社会参加の状況

一般高齢者

一般高齢者の社会参加の状況については、「趣味関係のグループ」参加者は 26.9%、「スポーツ関係のグループやクラブ」参加者は 23.4%、「ボランティアのグループ」参加者は 10.9%、「介護予防のための通いの場」参加者は 10.4%、「学習・教養サークル」参加者は 6.1%、「特技や経験を他者に伝える活動」参加者は 4.8%となっています。

図表 2-30 社会参加の状況

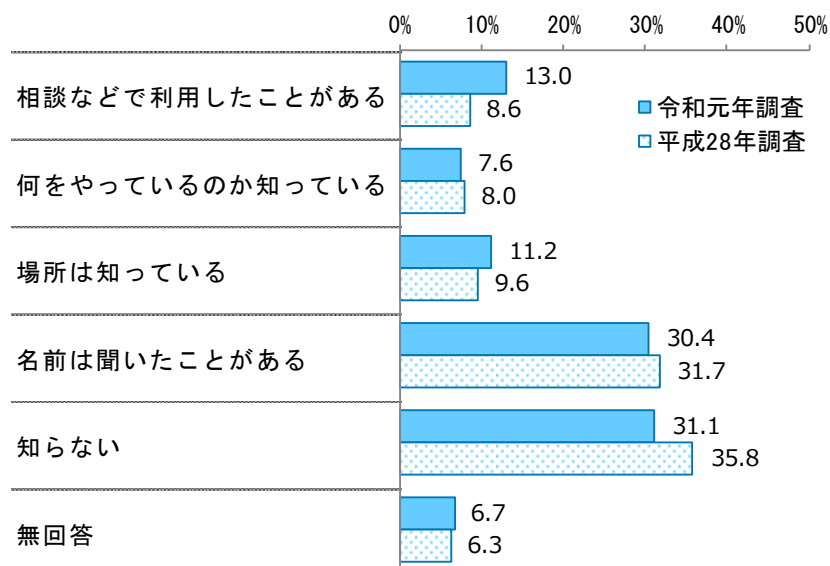


7 地域包括支援センターの認知度

一般高齢者

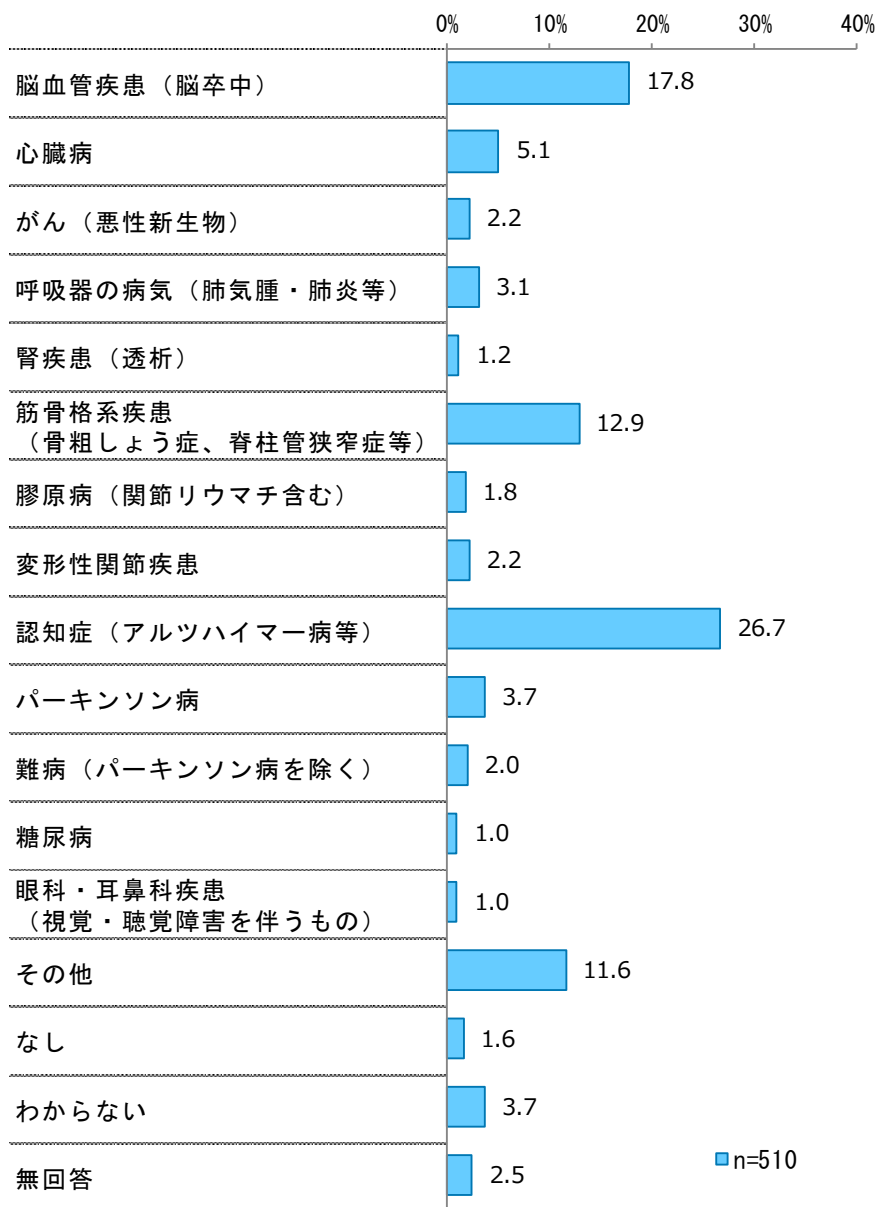
地域包括支援センターの認知度については、3年前の調査結果と比べ、「知らない」が 4.7 ポイント減少し、「相談などで利用したことがある」が 4.4 ポイント増加しています。

図表 2-31 地域包括支援センターの認知度



要介護認定者が要介護状態になった原因については、「認知症（アルツハイマー病等）」が26.7%で最も高く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」が17.8%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が12.9%の順となっています。

図表 2-32 要介護状態になった原因

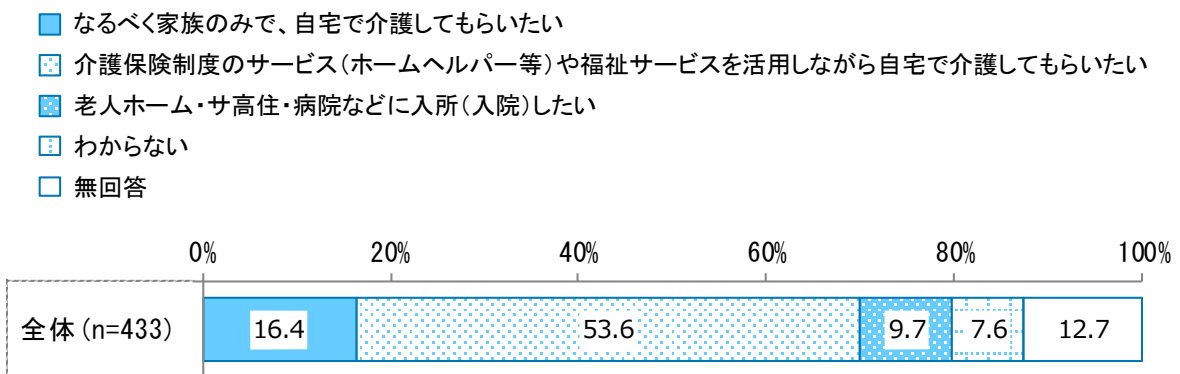


9 今後受けたい介護

認定者

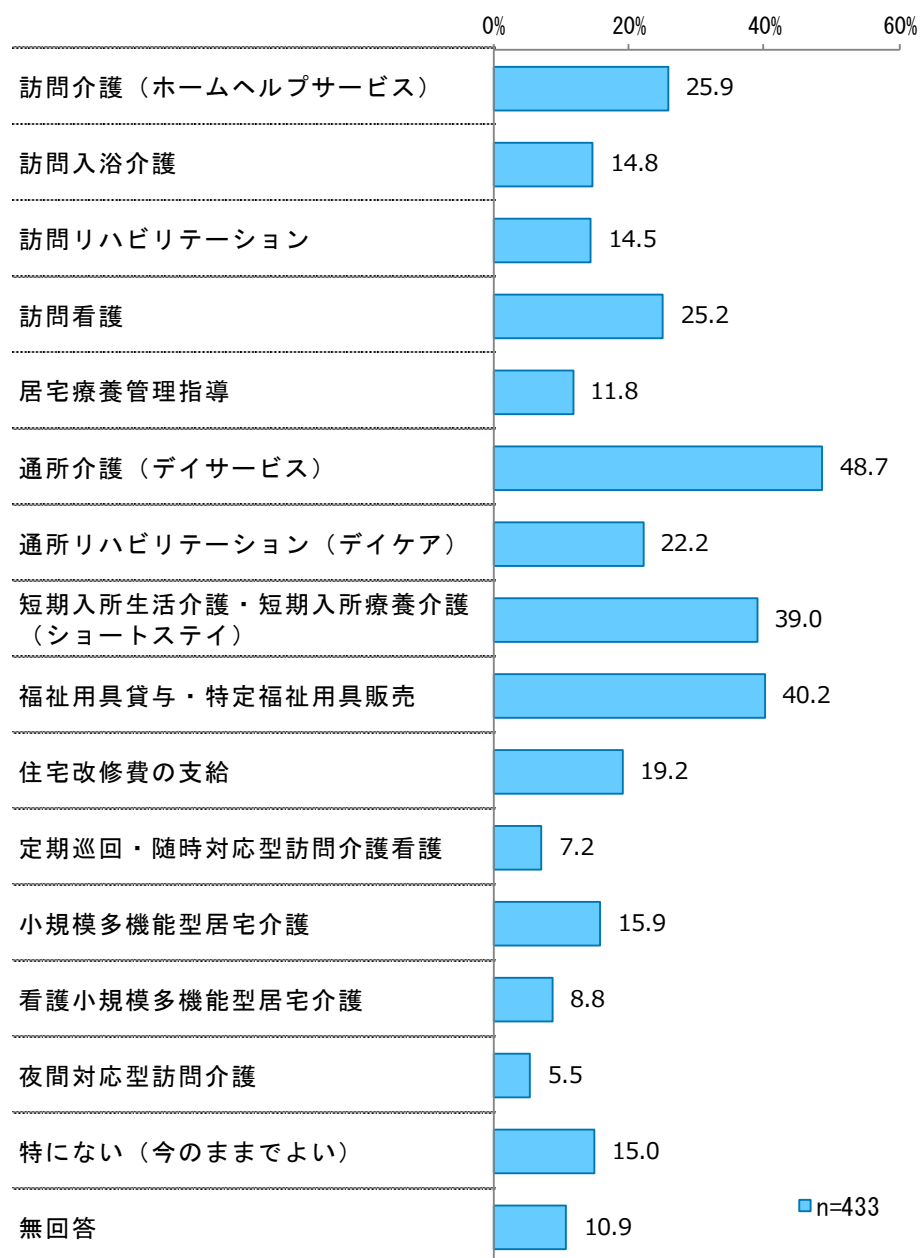
今後、どのような介護を受けたいかについては、「介護保険制度のサービス（ホームヘルパー等）や福祉サービスを活用しながら自宅で介護してもらいたい」が53.6%で最も高く、次いで「なるべく家族のみで、自宅で介護してもらいたい」が16.4%の順となっています。

図表 2-33 今後受けたい介護



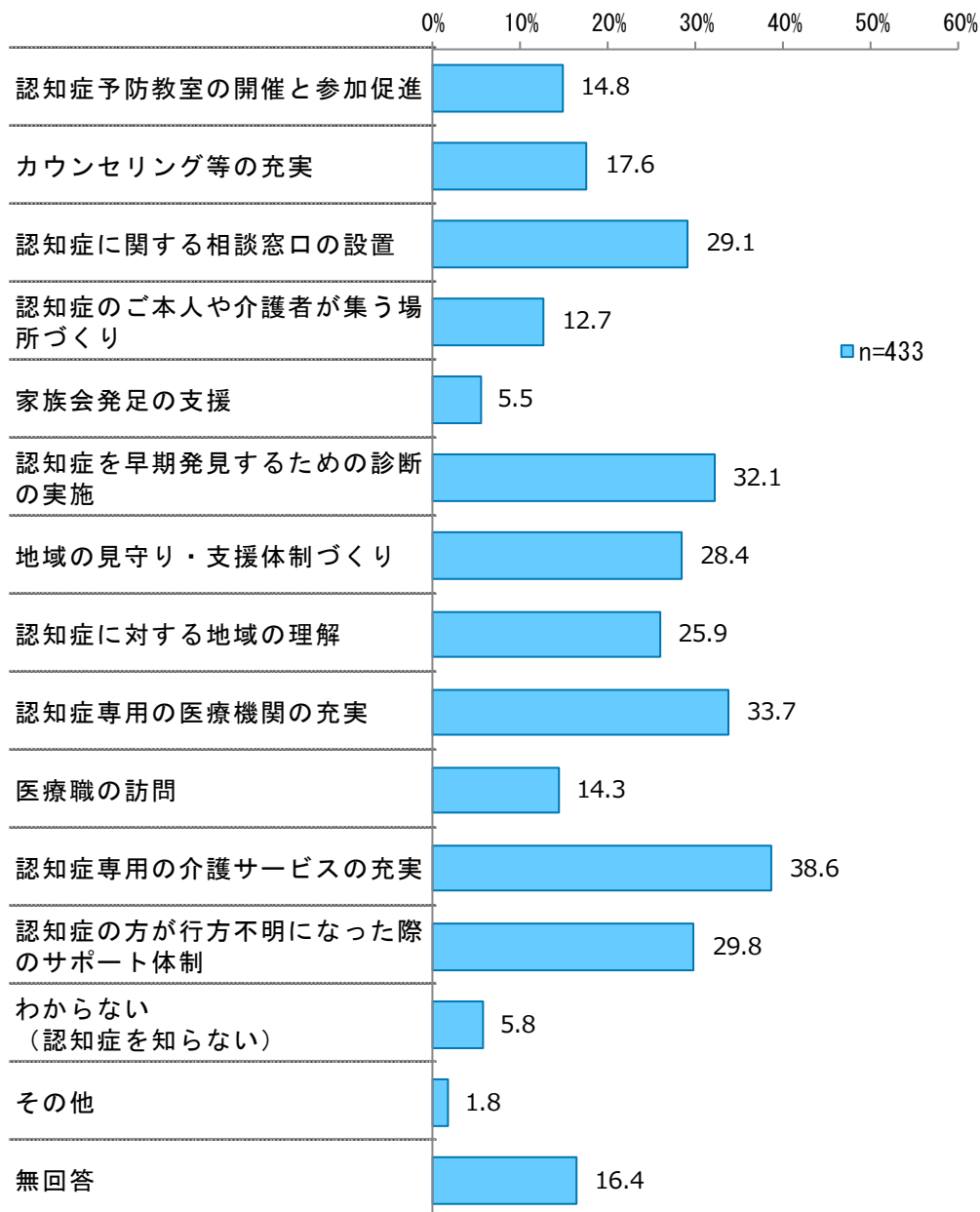
在宅生活時に利用したい介護保険サービスについては、「通所介護（デイサービス）」が48.7%で最も高く、次いで「福祉用具貸与・特定福祉用具販売」が40.2%、「短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）」が39.0%の順となっています。

図表 2-34 在宅生活時に利用したい介護保険サービス



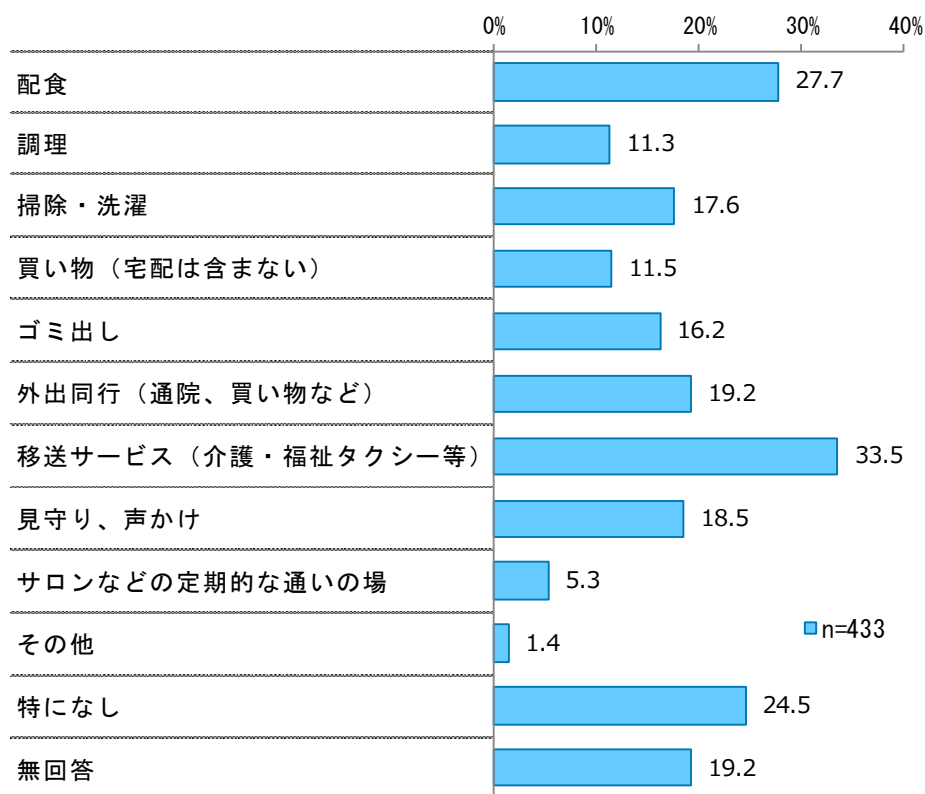
認知症の方に対する必要な支援については、「認知症専用の介護サービスの充実」が38.6%、「認知症専用の医療機関の充実」が33.7%、「認知症を早期発見するための診断の実施」が32.1%となっています。

図表 2-35 必要な認知症患者支援



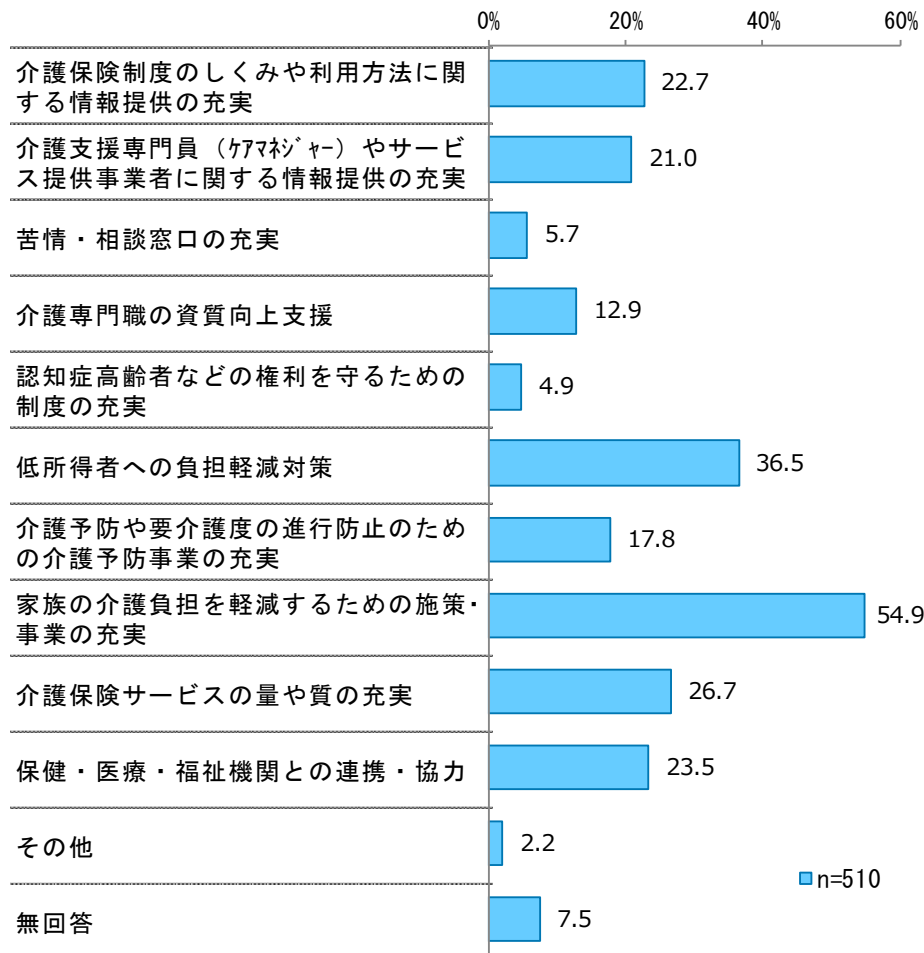
在宅生活に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が33.5%で最も高く、次いで「配食」が27.7%、「外出同行（通院、買い物など）」が19.2%となっています。一方、「特になし」は24.5%となっています。

図表 2-36 在宅生活に必要と感じる支援・サービス



介護保険制度の改善してほしい点については、「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」が 54.9%で最も高く、次いで「低所得者への負担軽減対策」が 36.5%、「介護保険サービスの量や質の充実」が 26.7%の順となっています。

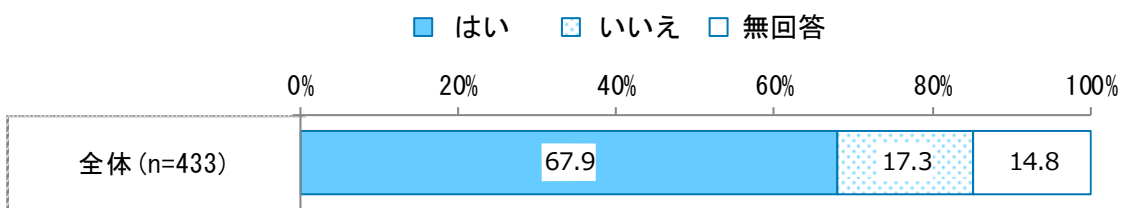
図表 2-37 介護保険制度の改善してほしい点



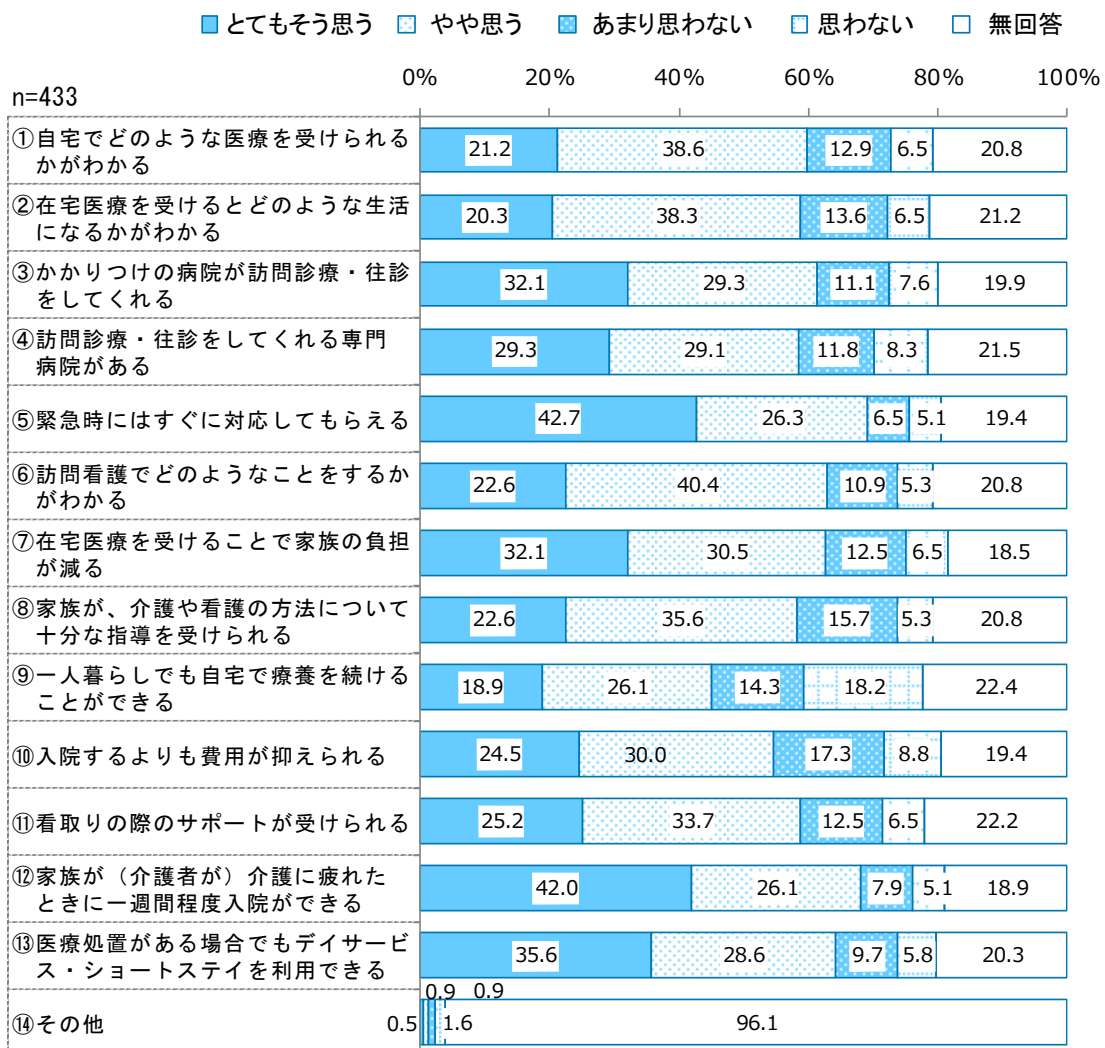
在宅医療を利用して、自宅での生活を継続したいかについては、「はい」が 67.9%、「いいえ」が 17.3%となっています。

在宅医療に必要な条件については、“そう思う”（「とてもそう思う」+「やや思う」）をみると、「⑤緊急時にはすぐに対応してもらえる」が 69.0%と最も高く、次いで「⑫家族が（介護者が）介護に疲れたときに一週間程度入院ができる」（68.1%）、「⑬医療処置がある場合でもデイサービス・ショートステイを利用できる」（64.2%）となっています。

図表 2-38 在宅医療を利用した自宅での生活継続

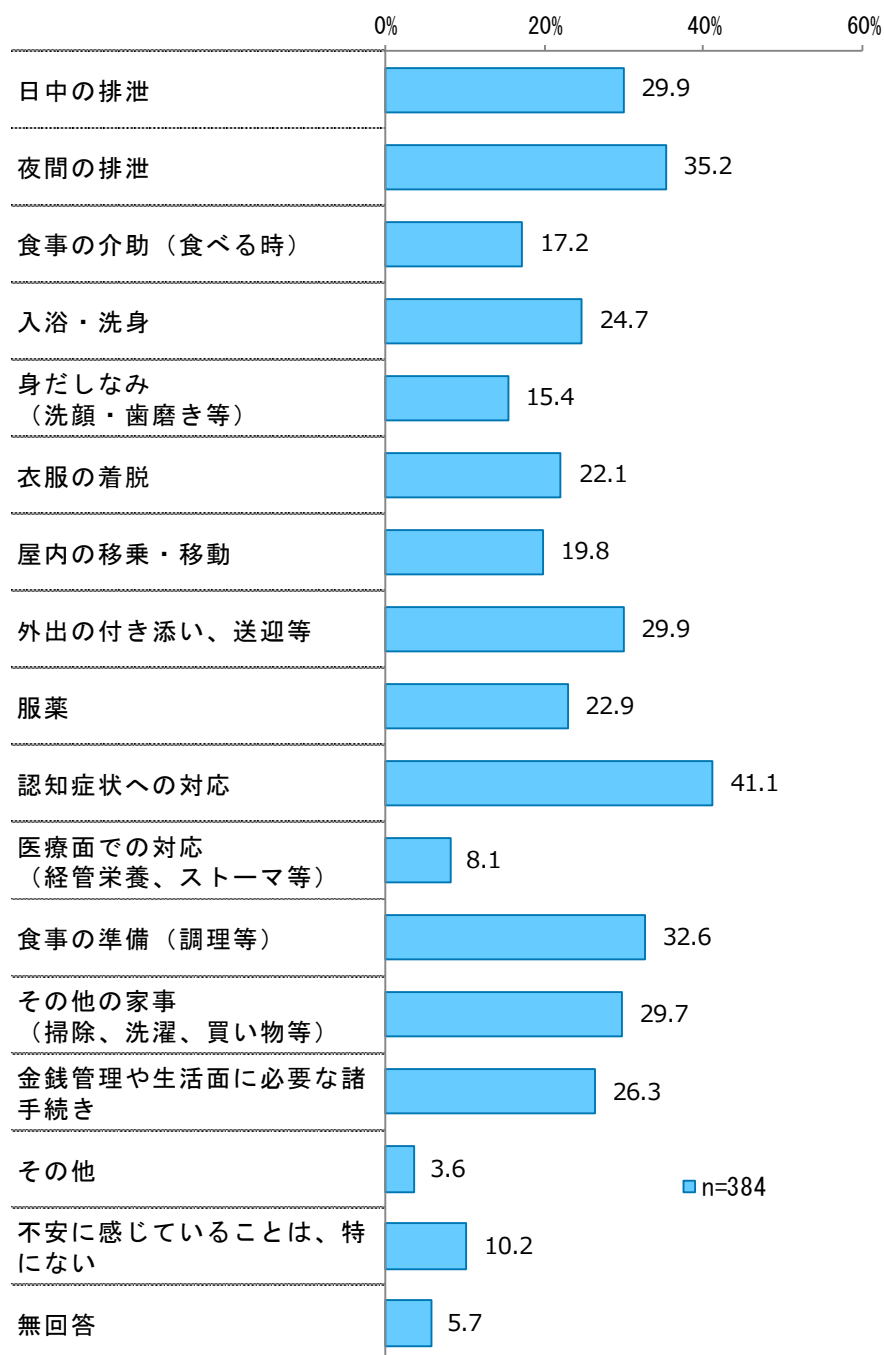


図表 2-39 在宅医療に必要な条件



主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が41.1%と最も高く、次いで「夜間の排泄」(35.2%)、「食事の準備（調理等）」(32.6%)となっています。

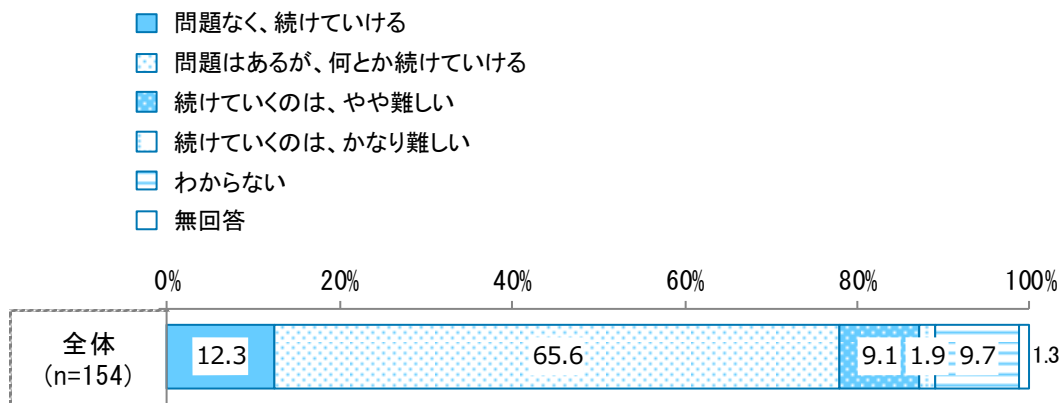
図表 2-40 主な介護者が不安に感じる介護



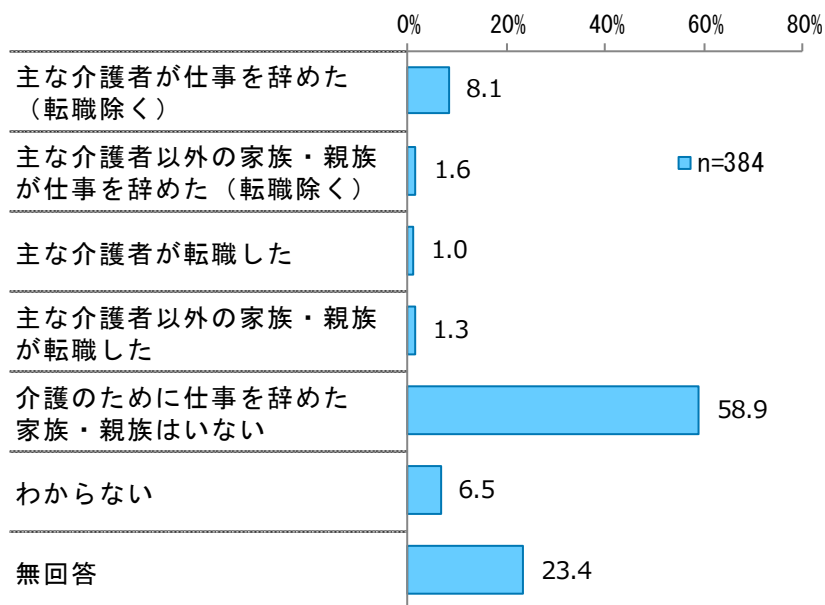
仕事をしている介護者が、今後も仕事を続けながら介護を続けていけそうかについては、「続けていくのは、やや難しい」が9.1%、「続けていくのは、かなり難しい」が1.9%となっており、仕事と介護の両立が困難な介護者が約1割いることが分かります。

介護が理由で仕事を辞めた家族・親族がいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が58.9%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」（8.1%）となっています。

図表 2-41 仕事と介護の両立



図表 2-42 介護が理由で退職した家族・親族

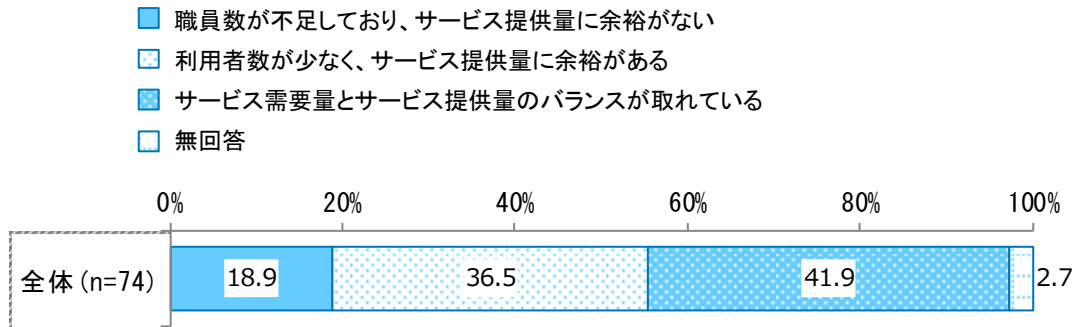


17 サービス提供の状況

事業所

介護サービス事業所のサービス提供の状況については、「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」が41.9%で最も高くなっています。

図表 2-43 サービス提供状況

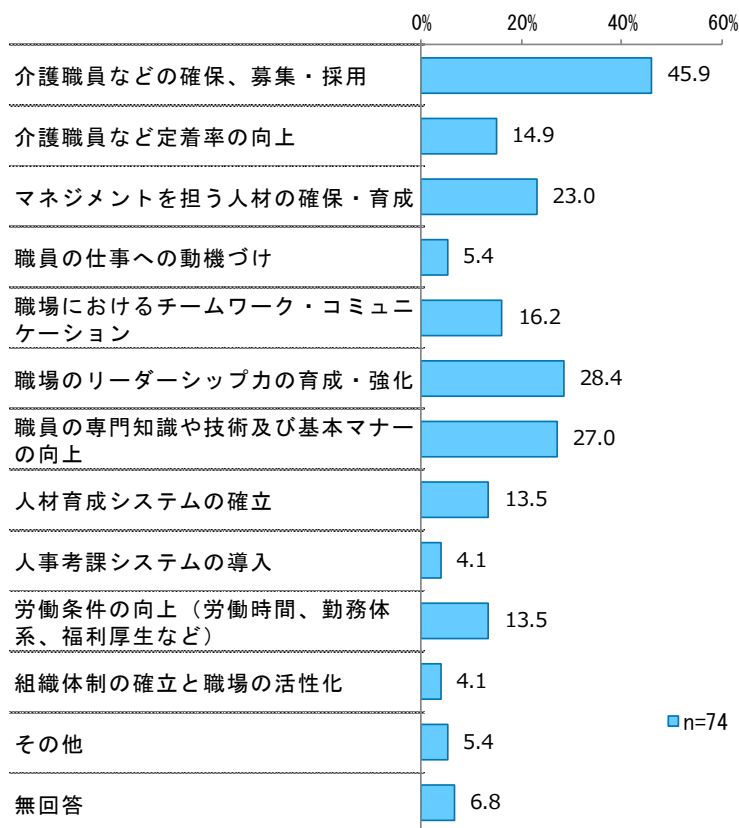


18 人材マネジメント上の問題

事業所

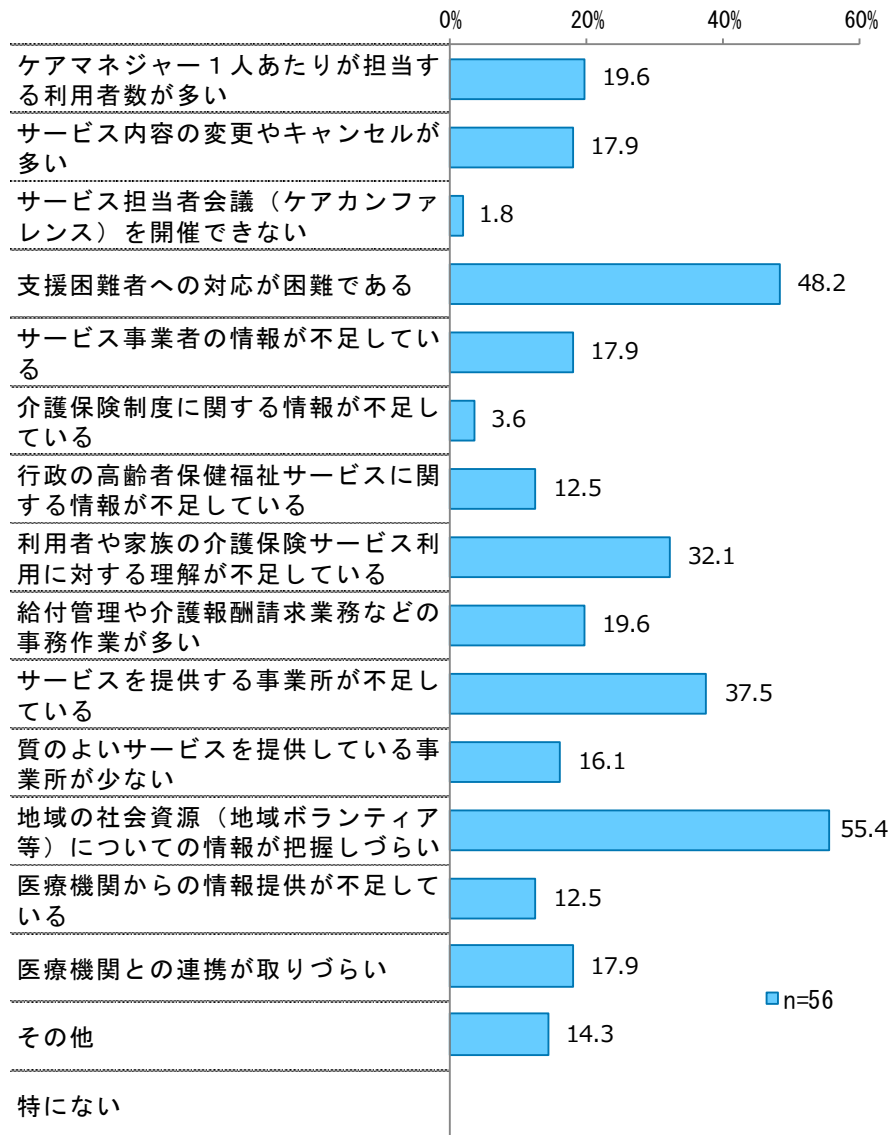
人材マネジメント上抱えている問題については、「介護職員などの確保、募集・採用」が45.9%と最も高く、次いで「職場のリーダーシップ力の育成・強化」(28.4%)、「職員の専門知識や技術及び基本マナーの向上」(27.0%)、「マネジメントを担う人材の確保・育成」(23.0%)となっています。

図表 2-44 人材マネジメント上の問題



居宅介護サービス計画作成にあたっての問題点については、「地域の社会資源（地域ボランティア等）についての情報が把握しづらい」が55.4%で最も高く、次いで「支援困難者への対応が困難である」が48.2%、「サービスを提供する事業所が不足している」が37.5%の順となっています。

図表 2-45 居宅介護サービス計画作成上の問題点



7 第8期計画における課題

本市の高齢者に係る現状分析やアンケート調査結果から、第8期計画における課題について、以下のようにまとめました。

1 介護予防・健康づくりの充実・推進

- ・高齢化率及び高齢者に占める後期高齢者の割合は上昇する見込みである。
- ・要介護等認定者数は増加傾向であり、認定率も増加傾向にある。認定者数に占める重度者（要介護3～5）の割合は34%前後で推移している。

要介護認定者やサービス受給者数は増加傾向であり、介護保険制度を維持していくためには、健康寿命を延伸することが重要である。高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、介護予防や重度化防止に取り組むことが必要である。

2 在宅生活の継続のためのサービスの充実

- ・サービス受給者に占める在宅サービス受給者割合は平成29年より増加傾向にあり、今後の認定者の増加に合わせて更に増加していくと考えられる。
- ・在宅の要介護者で今後受けたい介護として「介護保険制度のサービスや福祉サービスを活用しながら自宅で介護してもらいたい」人は53.6%
- ・在宅の要介護者で施設等への入所・入居を「検討していない」人は66.1%
- ・老後の終末期を迎えたい場所は、「自宅」が第1位（41.6%）

在宅での介護を希望する人は半数以上を占め、在宅生活を継続し最期も自宅で迎えたいと考えている人が多い。高齢化を見据えて、重度化や看取りも視野に含めた在宅サービスを整備していくことが必要である。

3 介護者への支援の充実

- ・在宅の要介護者の主な介護者は女性が63.5%、70歳以上が40.8%
- ・主な介護者が仕事を辞めた割合は8.1%（男性15.2%、女性4.1%）
- ・「働きながらの介護を続けていくのは難しい」と考える人は11%
- ・介護保険制度で改善してほしい点の第1位が「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」（54.9%）



介護者は高齢化しており、主な介護者の「介護離職」も見られる。家族の介護をしながらも働き続けることを希望する人に対して、相談体制及び介護保険サービスの整備を一層進めていくことが必要である。

4 認知症施策の充実

- ・要介護状態になった主な原因の第1位が「認知症」(26.7%)、在宅の要介護者が抱えている傷病の第1位も「認知症」(38.2%)であった。
- ・認知症の症状がみられる人のうち7割以上が日常生活に支障をきたす日常生活自立度Ⅱ以上と判定された。
- ・主な介護者が不安に感じる介護の第1位が「認知症状への対応」(41.1%)、次に「夜間の排泄」(35.2%)、「食事の準備」(32.6%)となっている。
- ・必要な認知症患者支援の第1位は、「認知症専用の介護サービスの充実」(38.6%)



在宅の要介護者の認知症患者の占める割合は3割を超えており、介護負担も大きくなっていると考えられる。認知症の早期発見や予防の重要性の周知・啓発、認知症に対するサービスの充実、介護家族への支援の充実が必要である。

5 介護人材の確保の推進

- ・団塊世代が後期高齢者となる令和7年や団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年の状況も踏まえ、介護人材を確保する必要がある。
- ・事業所調査では「職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」は18.9%
- ・事業者が人材マネジメント上抱えている問題として、「介護職員等の確保、募集、採用」、「職場リーダーシップ力の育成・強化」が上位にあがっている。



今後の介護需要に対応するため、介護人材の確保は喫緊の課題である。人材の定着や新規採用に向け、事業所と連携し、支援策を検討することが必要である。

※一部の数値は、介護保険・福祉に関するアンケート調査結果報告書（令和2年8月）より引用しています。

■第3章 計画の基本的な考え方■

1 計画の基本理念と目標

1 基本理念

高齢者が安心して暮らせる あたたかい共生のまちづくり

第7期の碧南市高齢者ほっとプランにおいては「高齢者の元気と在宅生活をみんなで支えるまちづくり」とし、これを達成すべく各施策を推進し、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」、「介護予防・生活支援」、「住まい」を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

今後の展開として「高齢者が安心して暮らせるあたたかい共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、さらなる地域包括ケアシステムの充実により、高齢者が“ほっと”できる「安心」と“ホット”な支え合いの「あたたかさ」を感じられるような、共生のまちづくりを目指していきます。



2 目標

目標については、第7期の考え方を継承し、地域の実情に応じた施策・事業の充実を図っていきます。

1 健康と生きがいづくり

いつまでも元気でいられるように、健康寿命の延伸と、生きがいの創出を目指します。

2 支え合う地域づくり

ひとのわでお互いを支え合う、あたたかく住みよい地域づくりを目指します。

3 安心して暮らせる環境づくり

住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができる環境づくりを目指します。

2 目標と施策の体系

目標	基本施策	施策の方向
1 健康と生きがいがづくり	1-1 健康寿命を延ばすための支援	(1) 生活習慣病の予防 (2) 健康保持と介護予防の推進 (3) 自立支援と重度化防止の推進
	1-2 高齢者の活躍の場の創出	(1) 就労の場の確保 (2) 社会参加の支援
2 支え合う地域づくり	2-1 地域における高齢者福祉の意識醸成	(1) 高齢者を思いやる地域づくりの支援 (2) 市民参加による地域福祉の推進 (3) 地域における支援活動の活発化
	2-2 高齢者とその家族を支える環境整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療・介護の連携推進 (3) 家族介護者への支援 (4) 認知症施策の推進 (5) 高齢者の権利擁護と虐待防止
3 安心して暮らせる環境づくり	3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備	(1) 自立した生活の支援 (2) 高齢者に配慮した住まいの充実 (3) 高齢者にやさしい環境の整備 (4) 防災・防犯・防疫体制等の整備
	3-2 介護保険サービスの充実	(1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの推進 (3) 施設サービスの推進 (4) 介護サービス利用に伴う低所得者対策
	3-3 介護保険運営の安定化	(1) 情報提供の充実 (2) 介護給付適正化の推進 (3) 介護サービスの質の確保 (4) ケアマネジメントの質の向上 (5) 介護人材の確保・資質の向上

3 具体的な取り組み一覧

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	頁
1 健康と生きがいづくり				
1-1 健康寿命を延ばすための支援				
(1) 生活習慣病の予防				
①生活習慣病予防対策				52
②かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師（薬局）の普及				52
(2) 健康保持と介護予防の推進				
①高齢者入浴サービス事業				53
②まちかどサロン運営事業				53
③まちかどいきいきサロン事業				53
④ふれあいいきいきサロン事業（社会福祉協議会）				53
⑤後期高齢者医療保健事業				53
⑥なごやかアンケート調査				53
⑦介護予防相談				53
⑧すこやか健康教室等				54
⑨おたっしゃ大学				54
⑩筋トレルーム60運営事業				54
⑪遊友の会				54
⑫東部市民プラザでの介護予防教室				54
(3) 自立支援と重度化防止の推進				
①介護予防・生活支援サービス事業				56
②リハビリテーション専門職による自立支援				56
③多職種合同カンファレンスの実施				56
1-2 高齢者の活躍の場の創出				
(1) 就労の場の確保				
①シルバー人材センター補助事業				57
(2) 社会参加の支援				
①高齢者教室				58
②老人クラブ社会参加事業				58
③老人クラブ活動費助成事業				58
④老人クラブ健康づくり事業				58
⑤老人憩の家運営事業				58

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	頁
2 支えあう地域づくり				
2-1 地域における高齢者福祉の意識醸成				
(1) 高齢者を思いやる地域づくりの支援				
① 敬老会助成事業				60
② 敬老金支給事業				60
(2) 市民参加による地域福祉の推進				
① 福祉意識の高揚				60
② 高齢者と児童との交流の創出				61
③ 地域福祉計画の推進				61
(3) 地域における支援活動の活発化				
① 碧南ふれあい相談支援事業所による相談支援 (社会福祉協議会)				61
② 社会福祉協議会との連携				61
③ ボランティアの育成				61
④ 介護予防サポーターの育成				62
⑤ 傾聴ボランティアの育成				62
⑥ 高齢者見守りネットワーク推進事業				62
⑦ ひとり暮らし高齢者等実態調査事業				62
2-2 高齢者とその家族を支える環境整備				
(1) 地域包括支援センターの機能強化				
① 地域包括支援センターの設置				63
② 総合相談支援業務				64
③ 地域ケア会議の活性化				64
④ 地域包括支援センターの適切な運営及び評価				64
⑤ 多職種連携による地域包括支援ネットワークの推進				64
⑥ 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置				64
(2) 在宅医療・介護の連携推進				
① 多職種が連携する体制づくり				65
② 在宅医療サポートセンターの設置				65
③ はなしょうぶネットワークの運用				65
④ 在宅療養体制の整備				65
(3) 家族介護者への支援				
① 家族介護教室開催事業				66

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	頁
			②介護用品支給事業	66
			③在宅介護に関する情報提供	66
		(4) 認知症施策の推進		
			①認知症高齢者等見守りネットワーク事業（安心ッス！！へきな ん支え愛ネット）	67
			②認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	67
			③認知症への理解促進（認知症サポーター養成講座等）	67
			④家族のつどいの開催	67
			⑤GPSを利用した位置情報システム用携帯端末の貸出	67
			⑥認知症カフェの支援	68
			⑦認知症地域支援推進員の配置	68
			⑧認知症ケアパスの普及	68
			⑨認知症初期集中支援チームの活用	68
			⑩物忘れに関する相談支援	68
		(5) 高齢者の権利擁護と虐待防止		
			①日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	69
			②成年後見支援事業（社会福祉協議会）	69
			③成年後見制度利用支援事業（市長申し立て）	69
			④高齢者虐待に関する相談窓口	69
			⑤養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態の 把握	69
3 安心して暮らせる環境づくり				
		3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備		
		(1) 自立した生活の支援		
			①高齢者軽度生活援助事業	71
			②高齢者等理容サービス事業	71
			③寝具の洗濯、乾燥および貸与事業	71
			④紙おむつ用のごみ指定袋の加算配布	71
			⑤在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業	72
			⑥高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業	72
			⑦高齢者外出支援サービス事業	72
			⑧車いす貸出事業（社会福祉協議会）	72
			⑨車いす専用車の貸出事業（社会福祉協議会）	72
			⑩福祉有償運送事業（NPO法人）	72

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	頁
			①高齢者見守り配食サービス補助事業	72
			②乳酸菌飲料の宅配サービス事業（社会福祉協議会）	72
			③緊急通報システム運営事業	73
			④救急医療情報キット配布事業	73
		(2) 高齢者に配慮した住まいの充実		
			①シルバーハウジング等整備事業	74
			②住宅改善費補助事業	74
			③養護老人ホーム等保護措置事業	74
			④生活支援ハウスの運営事業	74
			⑤有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供	74
		(3) 高齢者にやさしい環境の整備		
			①人にやさしいまちづくり事業	75
			②バリアフリー化推進事業	75
			③ユニバーサルデザイン推進事業	75
			④交通安全対策事業	75
			⑤高齢者に配慮した道路環境の整備	76
			⑥市内巡回バス運営事業	76
		(4) 防災・防犯・防疫体制等の整備		
			①避難行動要支援者名簿作成事業	76
			②防災知識の普及、防災体制の整備	76
			③ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業	76
			④家具等転倒防止事業	77
			⑤消費生活、悪徳商法等の啓発事業	77
			⑥感染症に対する体制整備	77
	3-2 介護保険サービスの充実			
		(1) 居宅サービスの充実		
			①訪問介護	78
			②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	78
			③訪問看護・介護予防訪問看護	78
			④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	78
			⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	78
			⑥通所介護	79
			⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	79
			⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	79

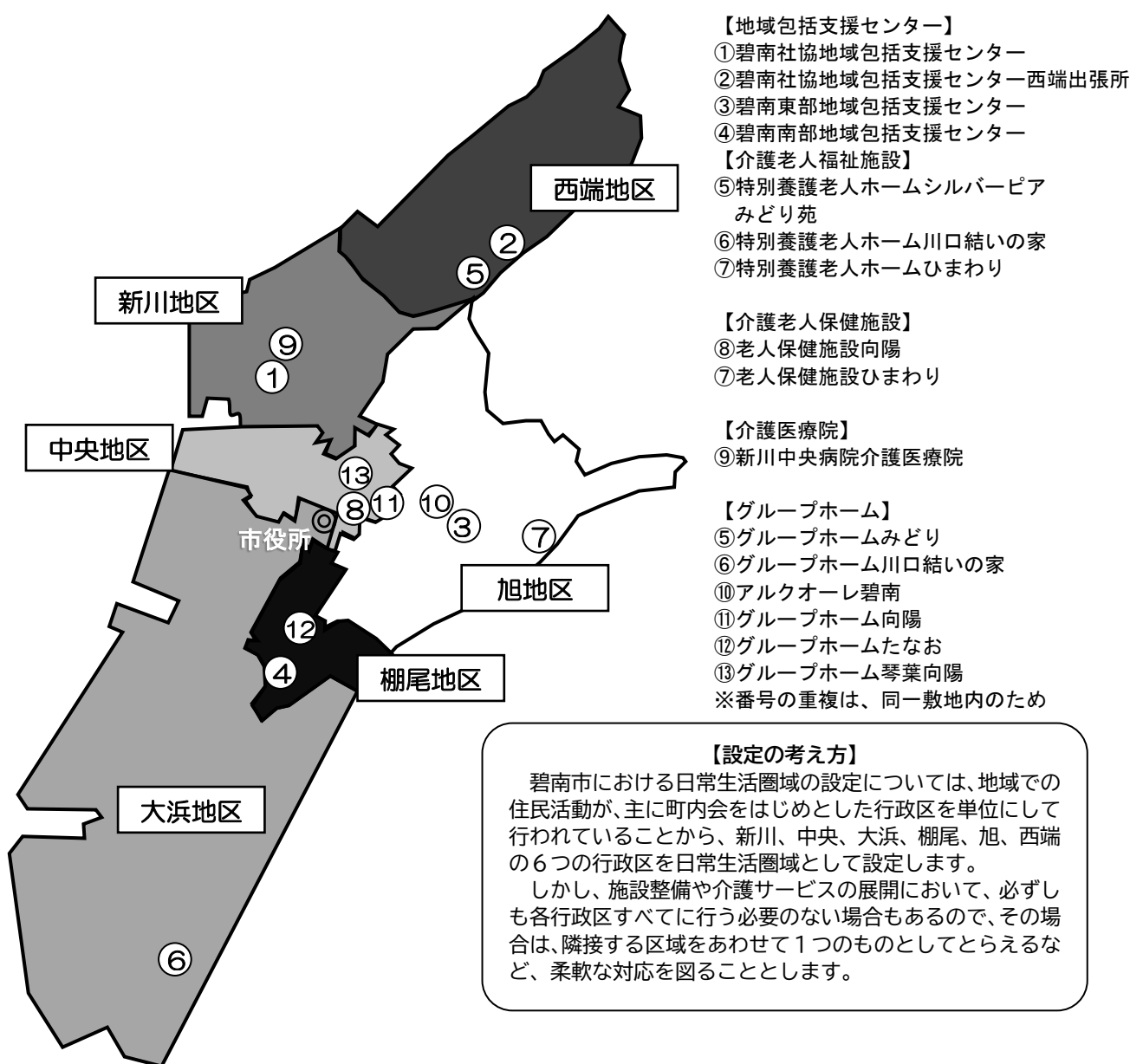
目標	基本施策	施策の方向	具体的な取り組み	頁
			⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	79
			⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	79
			⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	79
			⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	79
			⑬住宅改修・介護予防住宅改修	79
			⑭居宅介護支援・介護予防支援	80
		(2) 地域密着型サービスの推進		
			①夜間対応型訪問介護	80
			②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	80
			③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	80
			④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	80
			⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	80
			⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	80
			⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護	81
			⑧看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	81
			⑨地域密着型通所介護	81
		(3) 施設サービスの推進		
			①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	81
			②介護老人保健施設	81
			③介護療養型医療施設	82
			④介護医療院	82
		(4) 介護サービス利用に伴う低所得者対策		
			①特定入所者介護（介護予防）サービス費	82
			②高額介護（介護予防）サービス費	82
			③高額医療合算介護（介護予防）サービス費	82
			④低所得者に配慮した保険料の負担、介護保険利用料の助成	82
			⑤社会福祉法人が実施する利用料軽減事業への助成	83
	3-3 介護保険運営の安定化			
		(1) 情報提供の充実		
			①サービス情報の周知	84
			②介護サービス事業所に関する情報提供	84
		(2) 介護給付適正化の推進		
			①適正な要介護認定	84

目 標	基 本 施 策	施 策 の 方 向	具 体 的 な 取 り 組 み	頁
			②ケアプラン点検	84
			③住宅改修・福祉用具実態調査	85
			④医療情報との突合・縦覧点検	85
			⑤介護給付費通知	85
			(3) 介護サービスの質の確保	
			①サービス事業者への指導・監督	86
			②介護保険サービス相談員の派遣	86
			③苦情相談窓口の設置	86
			④介護サービス機関連絡協議会との連携	86
			⑤災害や感染症への対策	86
			(4) ケアマネジメントの質の向上	
			①介護支援専門員への研修企画	87
			②主任介護支援専門員による支援	87
			③介護支援専門員への困難事例への支援	87
			(5) 介護人材の確保・資質の向上	
			①介護人材の確保・資質の向上	88
			②介護職員の負担軽減	88

4 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況などを総合的に勘案して、市内を日常生活圏域に分け、区域を定めることとされています。

本市では、6つの日常生活圏域を定めて、地域密着型サービスやその他の高齢者サービスの面的な整備を推進します。



■第4章 分野別施策・事業計画■

目標1 健康と生きがいづくり

1-1 健康寿命を延ばすための支援

今後75歳以上の後期高齢者の増加とともに、介護ニーズの増加、介護人材の不足が課題となるなか、健康づくりや介護予防による健康寿命の延伸と要介護状態に至る前段階の「フレイル（虚弱）」や「プレフレイル」の段階からの早期の支援が重要となっています。そのため、医療と連携し、生活習慣病対策・フレイル対策としての保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとともに、地域のニーズに沿った健康づくりと介護予防の事業を展開し、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を実施する必要があります。

(1) 生活習慣病の予防

健康寿命延伸のために、重点項目として「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少」「肥満者の減少」「成人の喫煙率の減少」「8020達成者の増加」また、高齢期においては「低栄養傾向の高齢者の増加の抑制」「歯の喪失防止」を掲げ、取り組んでいきます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	生活習慣病予防対策	健康診査事業や健診事後支援も含めた健康相談・健康教育事業を行い、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。 【今後の方向性】 「へきなん健康づくり21プラン（第二次）」の推進を図り、令和5年度の最終評価に向けて、生活習慣病予防対策事業を継続して実施します。
②	かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師（薬局）の普及	かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師（薬局）をもち、適切な指導により生活機能低下の予防、健康管理に努めることが必要であることや、介護が必要になったときの在宅での療養生活への支援につながることを健康相談、健康教育事業等を通じて周知します。 【今後の方向性】 健康相談、健康教育事業等を通じて、かかりつけの必要性の普及を図ります。

(2) 健康保持と介護予防の推進

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らすために、様々な地域資源を活用しながら、高齢者誰もが気軽に参加できるような健康づくりと介護予防に取り組んでいきます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	高齢者入浴サービス事業	高齢者の外出機会の増加による健康保持、コミュニケーションの場づくりとして、あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦浴場・プール、高齢者元気ッス館浴室、公衆浴場（新川温泉）において、無料入浴サービスを行います。 【今後の方向性】 外出促進による健康保持のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②	まちかどサロン運営事業	地域における高齢者福祉の拠点として、新川まちかどサロン及び大浜まちかどサロンを設置しています。認知症カフェ等の自主事業を実施して介護予防や高齢者同士の交流を促進します。 【今後の方向性】 介護予防ボランティア等との連携による各種事業を実施するとともに、高齢者の居場所や交流拠点として、適正な運営をします。
③	まちかどいきいきサロン事業	在宅高齢者の地域における交流の推進や外出促進による健康保持、介護予防を図るため、2か所のまちかどサロンにおいて食事の提供やレクリエーションを実施します。 【今後の方向性】 外出促進と介護予防を図るため、事業の周知と利用促進を図ります。
④	ふれあいいきいきサロン事業 (社会福祉協議会)	ひとり暮らし高齢者と地域住民との交流の場として、市内各公民館において、民生委員及びボランティアによる催しと食事を実施します。 【今後の方向性】 より多くの方に周知し、楽しい時間を過ごせるよう催し等を検討します。
⑤	後期高齢者医療保健事業	後期高齢者の健康診査に国が示す共通の「質問票」を取り入れ高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握し、生活習慣病に合わせてフレイル対策に取り組みます。 【今後の方向性】 継続的に実施し、保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組みます。
⑥	なごやかアンケート調査	生活機能低下の早期発見と健康の保持増進を図るため、75歳を対象に「介護予防のための生活機能に関する質問票(基本チェックリスト)」等を送付・回収します。介護予防把握事業として健康や生活に不安がある人について相談に応じ、支援を行います。 【今後の方向性】 地域包括支援センターと連携し、継続的に実施します。
⑦	介護予防相談	筋トレルーム60において、保健師・栄養士・歯科衛生士による、介護予防に関する相談を行い、積極的に介護予防に取り組めるよう支援します。 【今後の方向性】 継続的に実施し、介護予防の取り組みを支援します。

	事業名	内容と方向性
⑧	すこやか健康教室等	老人クラブを対象としたすこやか健康教室や出前講座等の健康教育事業を行い、健康づくり・介護予防の普及啓発を図ります。 【今後の方向性】 老人クラブ及び医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、すこやか健康教室を継続的に実施していきます。また、出前講座等の健康教育事業においても介護予防を推進します。
⑨	おたっしゃ大学	楽しみながら体系的に介護予防を学んでいただけるような仕組みとして「おたっしゃ大学」を行い、健康づくり・介護予防の普及啓発を図るとともに、高齢者が生きがいをもって、豊かな生活を送れるよう支援します。 【今後の方向性】 継続的に実施するとともに、魅力ある講座内容を検討します。
⑩	筋トレルーム60運営事業	介護予防トレーニングマシンを利用して、運動機能を中心とした生活機能の維持・向上を図るため、筋トレルーム60運営事業を行います。 【今後の方向性】 継続的に実施し、新規・継続利用者が増加するような運営を行います。
⑪	遊友の会	地域での介護予防の取り組みの一環として、閉じこもり・認知症予防を重点においた遊友の会を行います。介護予防サポーターの協力を得て開催しています。 【今後の方向性】 介護予防の内容を盛り込みながら、継続的に参加いただけるよう魅力ある活動内容を検討します。また、新規参加者の増加を図れるよう周知等を行います。
⑫	東部市民プラザでの介護予防教室	東部市民プラザでは介護予防のため、陶芸療法による教室を定期的で開催しています。 【今後の方向性】 介護予防の拠点としての陶芸教室を引き続き開催する等効果的な活動を検討します。

注) 新型コロナウイルス感染症によって、令和元年度の実績値に影響を受けた事業があります。また、今後の状況によっては、見込み及び目標値にさらに影響を及ぼす可能性があります。

【目標値】

① 高齢者入浴サービス事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	213,281	195,335	160,000	180,000	200,000	220,000

③ まちかどいきいきサロン事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加人数	1,017	1,120	300	1,100	1,150	1,200

④ ふれあいいいきサロン事業（社会福祉協議会）

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加人数	874	856	160	800	950	950

⑨ おたっしや大学

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
おたっしや大学入学者数	192	183	170	170	180	190

⑩ 筋トレルーム60運営事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	29,826	38,811	12,000	19,000	23,000	27,000

⑪ 遊友の会

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	133	126	120	120	130	140

(3) 自立支援と重度化防止の推進

高齢者の多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる仕組みをつくり、自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減・悪化の防止を目指します。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	介護予防・生活支援サービス事業	<p>訪問型サービスとして、予防専門型訪問サービス、家事援助型訪問サービスを行っています。また、通所型サービスとして、予防専門型通所サービス、運動器中心型通所サービス、ミニデイ型通所サービスを行っています。</p> <p>要支援者等の方の状態にあった訪問型サービス、通所型サービス等の適切なサービスの提供に必要な支援を行う介護予防ケアマネジメント（第1号事業）を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>自立支援をめざして介護予防・生活支援サービスの提供を行います。また、介護予防ケアマネジメントについては、高齢者のセルフケアマネジメントを含めて地域包括支援センターを中心に自立のための介護予防を支援します。</p>
②	リハビリテーション専門職による自立支援	<p>訪問型サービスにおいては初回のサービス導入時に理学療法士が個別の援助計画の作成支援、運動器中心型通所サービスにおいては運動機能評価で生活機能向上の評価を行っています。また、住宅改修・福祉用具の購入時に自宅を訪問し、対象者の生活や身体機能に合う住宅改修・福祉用具購入となるよう、ケアプラン作成を支援しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>介護予防・自立支援に向けて、リハビリテーション専門職の関与を継続して実施、検討します。</p>
③	多職種合同カンファレンスの実施	<p>高齢者の自立支援と重度化防止等の観点から、医療・介護などの専門職による生活モデルに基づくディスカッションを実施しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>多職種合同カンファレンスを通して、自立支援型ケアマネジメントの標準化、多職種の視点による重度化防止、ケアの質の向上に取り組みます。</p>

【目標値】

③ 多職種合同カンファレンスの実施

単位：回	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	—	—	4	24	24	24

1-2 高齢者の活躍の場の創出

高齢者の定義は65歳以上という区切りはあるものの、近年のデータでは特に65～74歳では心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めています。

地域共生社会の考え方に照らせば、身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて支え合うことが求められており、高齢者が地域や社会を支える担い手の一員となることに大きな期待がかかっていると言えます。そのため、就労や社会参加の場等の機会を創出し、高齢者が地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。

(1) 就労の場の確保

高齢者がこれまで培ってきた経験や技術・能力を発揮してもらうとともに、高齢者自身がやりがいを感じて働くことができるよう、公益社団法人碧南市シルバー人材センターなどを通じて、就労の場の創出に努めます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	シルバー人材センター補助事業	高齢者がそれぞれの能力を活かし、働くことを通じて生きがいを感じるとともに、健康を維持できるよう公益社団法人碧南市シルバー人材センターの活動を支援します。 【今後の方向性】 高齢者の就労と家事援助や介護予防、見守り等の担い手としての活動、会員の確保を継続して支援します。

【目標値】

① シルバー人材センター補助事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター会員数	457	458	465	475	485	500

(2) 社会参加の支援

高齢者が地域で活動するために老人クラブの活動や老人憩の家の運営等を支援するとともに、各種事業の参加促進を図り、社会参加や生きがいづくりの支援を行います。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	高齢者教室	<p>高齢者教室で培った知識や技術を地域に役立てることを目的に、健康、郷土理解、市政、防犯、ボランティアなど幅広い分野の講座を開催します。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>高齢者の生きがいづくりとして、参加者のニーズに合わせてとともに、社会貢献を促す内容を取り入れ、地域で活躍するきっかけづくりとなる高齢者教室を開催します。</p>
②	老人クラブ社会参加事業	<p>「清掃奉仕活動」「花いっぱい運動」「ふれあい農園活動」「生きがい推進活動」「老人作品展開催」など、様々な活動を通じて高齢者の社会参加及び地域との交流・連携を促進します。また、高齢者が培ってきた経験や知恵を活用し、地域文化の伝承を行い、世代間交流が活発に行えるよう支援します。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>奉仕・友愛活動と地域との交流を推進するため、継続して支援します。</p>
③	老人クラブ活動費助成事業	<p>老人クラブに補助金を交付し、健康・学習・文化・スポーツなどの活動機会の拡大を図ります。特に、若年層（60歳代）の会員の確保に努めます。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>高齢者の生きがいを高めていくため、クラブ活動の多様化と新規会員の確保を継続して支援します。</p>
④	老人クラブ健康づくり事業	<p>高齢者の外出促進による健康保持、コミュニケーションの促進などを目的として、「歩け歩け大会」「グラウンドゴルフ大会」「ペタボード大会」などを実施します。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>高齢者の健康保持のため、継続して支援します。</p>
⑤	老人憩の家運営事業	<p>各地域の老人クラブの活動の拠点として、また、閉じこもりがちな高齢者の憩い、情報交換の場として「老人憩の家」が設置されています。気軽に集まれる場として周知を図ります。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>各地域での老人クラブの活動を支援していくため、施設の維持管理を含めて、運営を支援します。</p>

【目標値】

③ 老人クラブ活動費助成事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ会員数	7,333	7,268	7,135	7,150	7,200	7,250

④ 老人クラブ健康づくり事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歩け歩け大会	329	312	250	310	320	330
ゲートボール大会	68	61	中止	60	70	80
レクリエーションビンボン大会	193	192	中止	190	200	210
グラウンドゴルフ大会	421	376	355	380	400	420
ベタボード大会	242	214	中止	210	220	230

目標2 支え合う地域づくり

2-1 地域における高齢者福祉の意識醸成

高齢者のサービスニーズの増加や多様化により、公的な支援のみでは高齢者のニーズをすべて充足することが困難となってきました。このような状況の中、「支える側」「支えられる側」の関係を越えて支えあう地域づくりが課題であり、高齢者を思いやる意識の醸成や高齢者支援への参画促進が重要となっています。そのため、敬老会助成等の取組や地域活動団体への活動支援、ボランティア育成等を進め、高齢者福祉に地域一体で取り組むことができる体制の確立を図ります。

(1) 高齢者を思いやる地域づくりの支援

高齢者に思いやりをもってお互いが接し合うような地域づくりを支援していきます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	敬老会助成事業	高齢者の長寿を祝うため、各地区や、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームで実施されている敬老会事業へ助成を行います。 【今後の方向性】 対象年齢等の検討を加えながら、事業を継続して実施します。
②	敬老金支給事業	長年にわたり、社会や地域の発展に寄与された高齢者に対し、敬老金を支給し、感謝の意を表すとともに長寿をお祝いします。 【今後の方向性】 対象年齢等の検討を加えながら、事業を継続して実施します。

(2) 市民参加による地域福祉の推進

地域福祉の視点に基づく啓発・交流活動を充実し、地域における支え合い、助け合いの意識を高め、市民主体の福祉コミュニティの形成を図ります。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	福祉意識の高揚	市民が、地域に住んでいる高齢者や障害者、子育て家庭などに対する理解を深め、地域活動やボランティア活動のきっかけになるように、市及び社会福祉協議会が行う講座等を通じて、市民意識の高揚を図ります。 【今後の方向性】 市内の学校で実施されている福祉実践教室にて引き続き福祉に関する意識の高揚を図ります。

	事業名	内容と方向性
②	高齢者と児童との交流の創出	高齢者が保育園、幼稚園において、芋掘りや七夕会や祖父母会などに参加したり、保育園、幼稚園、児童センターなどにおける児童との対話や工作、共同での体験を通じ、世代間交流を図ります。 【今後の方向性】 引き続き世代間交流の事業を実施します。
③	地域福祉計画の推進	「へきなん地域福祉ハッピープラン（第3次碧南市地域福祉計画）」に基づき、高齢者、障害者、子ども等地域を構成するすべての住民を対象とし、地域住民の参加による地域課題の共有や検討を行い、共に生き、相互に支え合うことができる地域（共生社会）の実現を目指します。 【今後の方向性】 引き続き地区ごとに地域福祉推進会議を開催し、地域住民による地域の課題抽出・共有を行いながら、有志による活動を活性化します。

(3) 地域における支援活動の活発化

ボランティア活動などの自主的な活動の活発化を図り、地域の高齢者を地域で支え、見守ることができる環境の実現をめざします。また、民生委員や社会福祉協議会、町内会などの各種活動団体との連携や情報交換を図り、支援活動の充実につなげます。

ボランティア等の生活支援の担い手の養成や発掘等の地域資源の開発、そのネットワーク化等を行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、就労的活動支援コーディネーター（就労活動支援員）の活動を支援します。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	碧南ふれあい相談支援事業所による相談支援（社会福祉協議会）	総合相談窓口としての碧南ふれあい相談支援事業所（社会福祉協議会内）が受けた相談において、それぞれ地域包括支援センター、訪問介護事業所や居宅介護支援事業所との連携を図り、高齢者の在宅介護についての相談・調整を行い、支援につなげます。 【今後の方向性】 高齢者の在宅介護支援のため、今後も相談・調整等に取り組みます。また、各関係機関との連携をさらに密にします。
②	社会福祉協議会との連携	地域福祉の中心的担い手としての社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携して高齢者が住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりを推進します。 【今後の方向性】 引き続き連携、協力しながら福祉の推進に努めます。
③	ボランティアの育成	NPO法人や関連団体の自主的な組織づくりや運営を支援します。多方面で活躍できるボランティアの育成を図るため、ボランティア養成講座などを実施し、誰でも気軽に活動に参加できるような体制づくりに努めます。 【今後の方向性】 今後も碧南市市民活動センターで市民活動、ボランティアへの支援を継続し、新しい研修や講座に取り組みながら、市民活動やボランティアの参加者を増やします。

	事業名	内容と方向性
④	介護予防サポーターの育成	<p>地域で支える介護予防を推進するために介護予防サポーターを育成し、その活動を支援します。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>養成講習会及び登録サポーター支援を継続的に実施していきます。また、養成講習会の参加者数が増えるよう、介護予防サポーター活動の周知等を行います。</p>
⑤	傾聴ボランティアの育成	<p>高齢者のこころの健康づくりをサポートするために傾聴ボランティアを育成し、その活動を支援します。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>養成講習会及び活動支援を継続的に実施していきます。また、登録者数が増えるよう、傾聴ボランティア活動の周知等を行います。</p>
⑥	高齢者見守りネットワーク推進事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援することを目的とした高齢者等の見守り活動の一つとして、民間事業者と高齢者等の見守りに関する協定を締結します。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>見守り活動の啓発に努め、地域による見守り活動を推進します。</p>
⑦	ひとり暮らし高齢者等実態調査事業	<p>ひとり暮らし高齢者等の緊急時の対応及び必要な保健、福祉サービスの提供のため、訪問調査により緊急連絡先の確認及び生活、健康等の状態の把握を行います。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>民生委員との連携により実態把握を推進し、適切なサービスの利用促進を図ります。</p>

2-2 高齢者とその家族を支える環境整備

在宅で高齢者を支えるためには、家族の協力が不可欠です。在宅介護を継続するためにも、在宅介護者の負担を軽減し、支援する環境を整備していきます。

地域包括ケアシステムの要である地域包括支援センターを周知し、適切なサービス、関係機関等につなげる相談体制の充実を図ります。

また、認知症高齢者への対応は本市でも課題であるため、認知症予防の取り組みや認知症高齢者と家族に対する支援の充実を図り、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指していきます。

地域共生社会の実現に向けて高齢者、障害者、子どもなどを含めて様々な困難を抱える場合であっても適切な支援を受けることができるよう包括的な支援体制の構築が求められています。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように包括的支援事業等の実施を通じて健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。また、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステム構築の中心的役割を果たすことが求められています。

地域包括ケアシステムの構築を推進していく上では、地域包括支援センターの機能強化は重要な課題です。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	地域包括支援センターの設置	市地域包括支援センター及び碧南東部地域包括支援センター、碧南社協地域包括支援センターの3か所において、関係各所との連携を図り、高齢者の増加に対応した介護予防及び包括的支援に取り組んでいます。 【今後の方向性】 身近な地域で介護予防及び包括的支援を進めるため、令和3年度から市直営のセンターを廃止し、南部に地域包括支援センターと西端地区に出張所を設置し、市内3か所のセンターと1か所の出張所で運営します。

	事業名	内容と方向性
②	総合相談支援業務	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援をしています。</p> <p>【今後の方向性】 高齢者の総合相談窓口として周知に努め、相談しやすい体制づくりに取り組みます。 3つの地域包括支援センターと市役所での高齢者の総合相談窓口の充実を図ります。</p>
③	地域ケア会議の活性化	<p>地域包括支援センターが中心となり、個別事例の検討の地域ケア会議を開催しています。会議を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援に取り組んでいます。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き個別事例の地域ケア会議を開催し、地域課題の把握や高齢者の置かれている地域課題を共有し、関係者のネットワークづくりに取り組みます。</p>
④	地域包括支援センターの適切な運営及び評価	<p>地域包括支援センターの事業結果、事業評価を地域包括支援センター運営協議会で報告し、活動内容について意見を聴取し運営に反映しています。</p> <p>【今後の方向性】 地域包括支援センターに自己評価を導入し、高齢者の支援の質的標準化に取り組みます。また、事業評価を行うことでセンターの適切な人員配置に取り組みます。</p>
⑤	多職種連携による地域包括支援ネットワークの推進	<p>介護保険サービスだけでなく地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会的資源との有機的連携をとるために多職種合同の研修会の開催をすすめています。</p> <p>【今後の方向性】 多職種合同研修を通じてネットワークの構築を図ります。</p>
⑥	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて生活支援コーディネーターを配置しています。生活支援コーディネーターと生活支援を担う多様な主体の参画する協議体を開催し、定期的な情報の共有、連携強化に努めています。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き生活支援コーディネーターを配置し、生活支援を担う多様な主体との協働を図ります。</p>

【目標値】

② 総合相談支援業務

単位：件	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談件数	2,806	2,778	2,800	2,900	3,000	3,100

(2) 在宅医療・介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。

入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な場面において医療、介護関係者の多職種協働を推進し、在宅医療、介護を一体的に提供できるよう医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業所と緊密に連携し、市民への啓発普及に取り組みます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	多職種が連携する体制づくり	在宅医療と介護連携の課題を抽出し、対応策を検討しながら、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでいます。 【今後の方向性】 介護と医療の連携推進に向けて、市内の在宅医療・介護に関する情報提供をするとともに、市民の在宅医療に対する理解度の向上を図ります。市が中心となり、多職種参加の研修等を通じ、医療介護のネットワークの向上に取り組めます。
②	在宅医療サポートセンターの設置	平成 30 年度に在宅医療サポートセンターを市民病院内に設置し、介護・医療関係者の連携推進、相談支援を行っています。 【今後の方向性】 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として市民病院に引き続き設置し、地域包括支援センターと連携して活動します。
③	はなしょうぶネットワークの運用	在宅での生活を支えるために多職種情報共有基盤として電子@連絡帳を活用して医療・介護・福祉の面から支援するシステム「はなしょうぶネットワーク」を運用し、広域化しています。 【今後の方向性】 はなしょうぶネットワークでの関係者の連携を支援し、事業の円滑な運営に取り組めます。
④	在宅療養体制の整備	在宅医療を推進し、在宅での看取りや認知症高齢者の対応などのネットワークづくりを進めています。 【今後の方向性】 医師会や介護事業所等の連携を図り、在宅療養が可能な体制整備に向けて取り組めます。

(3) 家族介護者への支援

介護の技術や知識に関する教室などを通して、在宅で高齢者を支えるための家族介護者の負担軽減や介護支援を実施していきます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	家族介護教室開催事業	介護者及び介護に関心のある方を対象に、介護の基本的な技術や知識に関する教室であるハートフルケアセミナーを開催しています。 【今後の方向性】 家族介護者支援のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②	介護用品支給事業	家族介護者の負担の軽減を目的として、在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者で、常時介護を必要とする方を対象に、紙おむつなどの介護用品支給券を支給します。 【今後の方向性】 家族介護者支援のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
③	在宅介護に関する情報提供	在宅介護に関する情報提供を広報やホームページで行い、介護と仕事の両立支援や介護離職の防止を図ります。 【今後の方向性】 情報提供を引き続き行うとともに、介護者の不安や悩みに応える体制づくりの充実を図ります。

【目標値】

② 介護用品支給事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	141	131	140	145	150	155

(4) 認知症施策の推進

国の認知症施策推進大綱等を踏まえて、認知症の普及啓発及び本人発信の支援、予防、医療関係者や介護者への支援等を行うとともに、事業の周知及び利用促進を図ることで、認知症の発生を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、共生と予防を同時に推進します。

認知症の人や家族のニーズに合った支援につながる仕組み（チームオレンジ）の構築を検討します。

また、若年性認知症の理解促進について関係機関と連携して取り組みます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	認知症高齢者等見守りネットワーク事業（安心ッス！！へきなん支え愛ネット）	認知症高齢者等の徘徊及び不慮の事故等に対処するため、ネットワークを組織して、電子メールによる検索連絡の配信や防災無線による検索協力の依頼を行います。 家族の身体的・精神的負担軽減のため事前登録をすすめています。 【今後の方向性】 認知症高齢者等の支援のため、今後も事業の周知を図るとともに、検索連絡の受信登録を呼び掛けます。 また、必要に応じて活用できる民間サービスの情報提供に努めます。
②	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	市が個人賠償責任保険に加入し、認知症高齢者等及びその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図ります。 【今後の方向性】 認知症高齢者等の支援のため、制度の利用促進を図ります。
③	認知症への理解促進（認知症サポーター養成講座等）	認知症に関する講習会を定期的で開催し、認知症に関する正しい知識を普及し、認知症高齢者とその家族への支援、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めます。 認知症サポーター養成講座をキャラバンメイト連絡会と連携して開催し、オレンジサポーターを育成しています。 また、地域包括支援センターを中心に高齢者声かけ訓練を実施し、地域での見守り体制の構築推進に取り組んでいます。 【今後の方向性】 今後も事業の周知を図るとともに、認知症高齢者等見守り体制（チームオレンジ等）の構築に努めます。
④	家族のつどいの開催	認知症高齢者を介護している家族を対象に「家族のつどい」を開催し、介護の悩みの共有により介護負担の軽減を図ります。 【今後の方向性】 本人・家族支援として今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑤	GPSを利用した位置情報システム用携帯端末の貸出	徘徊の恐れのある高齢者にGPSを利用した位置情報システム用携帯端末を貸し出します。 【今後の方向性】 本人・家族支援として今後も事業の周知と利用促進を図ります。 また、必要に応じて活用できる民間サービスの情報提供に努めます。

	事業名	内容と方向性
⑥	認知症カフェの支援	地域での支援として、認知症カフェなど認知症の方やその家族、住民等が集える場の提供を支援します。 【今後の方向性】 本人・家族支援として今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑦	認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市と連携して認知症にやさしい地域づくりを推進します。 【今後の方向性】 高齢者声かけ訓練の実施等を通じて今後も認知症にやさしい地域づくりに取り組みます。
⑧	認知症ケアパスの普及	ケアパスとは時間の経過とともに変化する認知症の状態に応じて、どこでどのようなサービスや支援を受ければよいかを示したものです。また認知症の疑いに気づいたときにかかりつけ医、専門医、認知症初期集中支援チームなどの資源を活用し、早期に適切な対応をとることが本人や家族にとっての安心につながります。 【今後の方向性】 市民をはじめ介護従事者、医療従事者に普及・啓発を図るとともに、ケアパスの内容を定期的に見直します。
⑨	認知症初期集中支援チームの活用	「認知症初期集中支援チーム」を配置し認知症の方やその家族に対し早期診断・早期対応に向けた支援体制を整えています。 【今後の方向性】 早期診断・早期対応のため、支援チームを周知し、活動を推進します。
⑩	物忘れに関する相談支援	地域包括支援センター、保健センターでは物忘れをはじめとした認知症状のある方の相談支援を行っています。 認知症の早期発見のためにMMS（ミニメンタルステート）、前頭葉機能検査、生活実態調査で脳機能を客観的に判定し、生活についてのアドバイスをすることで予防につなげます。 【今後の方向性】 認知症状のある方の支援のため、相談支援に継続して取り組みます。

【目標値】

③ 認知症への理解促進（認知症サポーター養成講座等）

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター数	5,046	5,649	6,270	6,800	7,400	8,200

(5) 高齢者の権利擁護と虐待防止

判断力の不十分な認知症高齢者などの権利侵害を防止するため、成年後見制度などの事業を周知し、地域包括支援センターとも連携を行い、高齢者の権利擁護に努めます。また、虐待の防止と早期発見に向けた取組を徹底していきます。

昨今、増加している8050世帯（80歳の親に50歳の子の世帯）への支援については関係機関との連携強化が必要です。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	判断能力が十分でないため、自らの判断で適切にサービスが受けられなかったり、契約などができない高齢者に対し、サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援します。 【今後の方向性】 新規の相談に十分対応できる体制づくりを進めます。支援員の活用など、事業継続のための体制整備や、判断能力が低下した方を成年後見制度に繋げるように、他機関との連携を図ります。
②	成年後見支援事業（社会福祉協議会）	判断能力が不十分な認知症高齢者、重度の知的障害者及び精神障害者の権利を擁護するために、成年後見制度に関する相談や制度利用に関する手続き支援、制度の普及及び啓発を行います。 【今後の方向性】 新規の相談に十分対応できる体制づくりを進めます。碧南市成年後見支援センター（社会福祉協議会内）及び成年後見制度の周知啓発活動に注力し、適切な制度利用を促進します。
③	成年後見制度利用支援事業（市長申立て）	審判請求を行う者がいない審判請求対象者に対し、市長が成年後見制度の審判請求を行います。また、費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対して助成を行います。 【今後の方向性】 認知症高齢者等の自立生活の支援のため、碧南市成年後見支援センターと連携して、適切な制度利用を促進します。
④	高齢者虐待に関する相談窓口	高齢者虐待の相談マニュアルを作成し、迅速・適切な支援体制を整えています。また、緊急保護に関する養護老人ホームへの協力依頼等、関連機関との連携を図り、適正に対応できるよう努めます。 【今後の方向性】 引き続き、高齢者虐待について迅速に対応できるよう努めます。
⑤	養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態の把握	定期的に市内介護施設等に対して高齢者虐待に関する調査を行い、施設の虐待防止対策を支援しています。 【今後の方向性】 介護施設等との連携協力の下、引き続き高齢者虐待の実態把握に努めます。

【目標値】

① 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

単位：件	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
契約件数	30	31	30	31	31	31

目標3 安心して暮らせる環境づくり

3-1 安心して自宅で暮らせる環境整備

高齢者が安心して暮らせるまちにするためには、各種福祉サービスと住まいの確保や地域環境の整備を併せて充実することが求められます。高齢者に配慮した多様な生活支援サービスと住まいを提供していくとともに、防災・防犯・交通環境に関する取り組みを行います。

(1) 自立した生活の支援

高齢者が安心して日常生活をおくることができるよう、各種福祉サービスの周知を進めるとともに、ひとり暮らしやねたきり等の状況に合わせた適切なサービスの利用促進を図ります。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	高齢者軽度生活援助事業	高齢者が在宅で自立した生活をおくるための生活支援として、他に協力を得ることができない虚弱高齢者を対象に、自宅に生活援助員を派遣し、家周りの手入れや軽微な修繕、地区の分別ごみの集積場までの家庭ごみの運搬の援助を行います。 【今後の方向性】 日常生活の軽度な支援として、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②	高齢者等理容サービス事業	在宅のねたきり高齢者や重度身体障害者で、理容店まで行けない方を対象に利用券を交付し、市内の理容業者が家庭を訪問し、理髪とひげそりを行います。 【今後の方向性】 ねたきり高齢者等の衛生的な在宅生活を支援するため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
③	寝具の洗濯、乾燥および貸与事業	ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者などで清潔を保つことが困難な方を対象に、寝具を洗濯、乾燥、消毒したものと取り換えるサービスを提供し、身体や身の回りの清潔を保ち、日常生活を快適に過ごせるよう支援します。 【今後の方向性】 ねたきり高齢者等の衛生的な在宅生活を支援するため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
④	紙おむつ用のごみ指定袋の加算配布	可燃ごみの指定袋の各家庭への配布枚数が決まっているため、紙おむつの使用でごみ指定袋が不足する世帯に加算配布し、衛生状態の維持とともに、紙おむつの処理にかかる経済的負担を軽減します。 【今後の方向性】 在宅のねたきり高齢者等の生活支援として、今後も事業の周知と利用促進を図ります。

	事業名	内容と方向性
⑤	在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業	1月の10日以上在宅で生活している65歳以上の方で、ねたきりや認知症の状態が3カ月以上継続しており、日常生活において介護を必要とする方を対象に手当を支給します。 【今後の方向性】 在宅のねたきり高齢者等の生活の向上を図るため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑥	高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅等に居住している方に対し、生活援助員を派遣し、生活支援や相談、安否確認を行います。 【今後の方向性】 高齢者が安心できる自立生活を支援するため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑦	高齢者外出支援サービス事業	市内巡回バス（くるくるバス）やタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難なひとり暮らし高齢者などの負担軽減を図るため、医療機関や公共施設への福祉車両による送迎を行います。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、外出に関する生活実態やニーズに適した外出手段の確保を検討しながら、今後も事業周知と利用促進を図ります。
⑧	車いす貸出事業（社会福祉協議会）	車いすを所有していない高齢者が、通院や旅行、法事などで外出する際、車いすを貸し出し、外出を支援します。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、利用状況や要望を把握しながら、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑨	車いす専用車の貸出事業（社会福祉協議会）	車いすを所有している高齢者が、通院や旅行、法事などで外出する際、車いす専用車（ふれあい号）を貸し出し、外出を支援します。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、今後も安心・安全の車両状態保持に努めながら、事業の周知と利用促進を図ります。
⑩	福祉有償運送事業（NPO法人）	一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、有償による移動支援を実施します。制度の周知を図るとともに、安全性の確保に努めます。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑪	高齢者見守り配食サービス補助事業	要介護認定を受けたひとり暮らし高齢者等に対して、安否確認を伴う配食サービスの利用に必要な費用の一部を助成し、在宅生活を支援します。 【今後の方向性】 食の確保と在宅生活の見守りのため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑫	乳酸菌飲料の宅配サービス事業（社会福祉協議会）	75歳以上のひとり暮らし高齢者に対して乳酸菌飲料を宅配し、健康管理や安否確認を行います。 【今後の方向性】 安否確認依頼の際には、迅速な対応を行うとともに、今後も事業の周知と利用促進を図ります。

	事業名	内容と方向性
⑬	緊急通報システム運営事業	65歳以上のひとり暮らしで虚弱な高齢者や、ねたきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯を対象に、病気・火災などの緊急時に緊急通報センターにつながる緊急用ボタン付き電話機やペンダントを貸与し、緊急時の情報伝達、安否確認に活用します。 【今後の方向性】 高齢者の不安を解消し、緊急時の対応に備えるため、事業周知と利用促進を図ります。
⑭	救急医療情報キット配布事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、事前に医療情報等を記載した用紙を冷蔵庫に備えることができる救急医療情報キットを配布し、救急等の情報伝達に役立てます。 【今後の方向性】 高齢者の不安を解消し、緊急時の対応に備えるため、事業周知と利用促進を図ります。

【目標値】

② 高齢者等理容サービス事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	132	114	120	125	130	135

⑤ 在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象者数	125	134	140	145	150	155

⑪ 高齢者見守り配食サービス補助事業

単位：食	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食数	10,001	8,722	18,000	20,000	22,000	24,000

⑬ 緊急通報システム運営事業

単位：台	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置台数	74	78	80	85	90	95

⑭ 救急医療情報キット配布事業

単位：個	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配布数	42	57	60	65	70	75

(2) 高齢者に配慮した住まいの充実

シルバーハウジングの新たな整備や住宅改修、生活支援ハウスの提供等、様々な住環境の整備事業により高齢者に配慮した住まいの充実を図ります。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	シルバーハウジング等整備事業	市営住宅の建て替えや改修の際、シルバーハウジングの整備など、高齢者の利用に配慮した整備を進めます。宮下住宅建て替えに伴いシルバーハウジング10戸の整備を進めています。 【今後の方向性】 引き続き市営住宅の改修時に手すりの設置を行い、高齢者の利用に配慮します。
②	住宅改善費補助事業	介護を必要とする高齢者などに対して、住宅内の移動負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取り付けなどの住宅改修に要する費用の一部を補助します。 【今後の方向性】 在宅生活支援のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
③	養護老人ホーム等保護措置事業	経済的理由及び環境上の理由により、居宅での生活が困難な高齢者の住まいとして、養護老人ホーム等保護措置事業を行っています。 【今後の方向性】 入所判定委員会での審査を経て、適正に保護決定していくとともに、施設と連携して入所者の生活の安定を図ります。
④	生活支援ハウスの運営事業	60歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等の方で、独立して生活することに不安のある方が入所できる生活支援ハウスを設置しています。必要に応じて、生活相談・助言などのサービスを実施します。 【今後の方向性】 今後も事業の周知と利用促進を図るとともに、施設と連携して入所者の安心した生活を支援します。
⑤	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供	近隣市の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのパンフレットを窓口に備え、情報提供を行います。 【今後の方向性】 引き続き、住まいに関する情報提供を行います。また、県との情報連携を強化し、有料老人ホーム等の設置状況の把握に努めます。

【目標値】

② 住宅改善費補助事業

単位：件	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	25	23	28	30	30	30

(3) 高齢者にやさしい環境の整備

公共施設のバリアフリーや交通安全対策、道路環境の整備を進め、高齢者に配慮した地域の環境づくりを行います。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	人にやさしいまちづくり事業	公共施設の段差解消、洋式トイレや多目的トイレへの改修、手すりの設置などを行い、高齢者を含めた誰もが支障なく安心して利用できる施設整備を行います。 【今後の方向性】 今後も施設の改修工事にあわせ、人にやさしいまちづくり条例に適合するように改修します。また、施設全体が適合するよう改修を検討します。
②	バリアフリー化推進事業	安心、安全及び快適に移動等ができるようにするため、公共施設や道路、公園等のバリアフリー化を推進します。 【今後の方向性】 高齢者等に対するサポート意識の醸成とマナー向上の広報・啓発活動とともに、市民、事業者、関係機関等と連携を図り、取り組みを進めます。
③	ユニバーサルデザイン推進事業	すべての方にとって使いやすいよう配慮された施設づくり（ユニバーサルデザイン）を推進します。 【今後の方向性】 今後も建て替え及び大規模改修工事にあわせ、公共施設のユニバーサルデザインを推進します。
④	交通安全対策事業	高齢者の交通安全教育と免許証自主返納制度の周知に努め、高齢者が交通事故の当事者となることを防ぎます。警察や交通安全協会など関係団体と連携して、交通安全キャンペーンなどの啓発活動の充実を図ります。 【今後の方向性】 体験型の教室を増やす等の内容の見直しをしながら、引き続き、高齢者交通安全教室等を実施し、安全教育の啓発に努めます。免許証の自主返納についても、引き続き周知に努めます。

	事業名	内容と方向性
⑤	高齢者に配慮した道路環境の整備	高齢者が無理なく外出できるよう、歩道の整備や段差解消などの道路環境の整備を促進します。歩道上の障害物や放置自転車・違法駐車がなくなるよう啓発活動に努めます。 【今後の方向性】 高齢者の安心を支えるため、整備予算の確保に努め、事業の促進を図ります。
⑥	市内巡回バス運営事業	高齢者を含めた市民の利便性を高めるため、市内巡回バス（くるくるバス）を運行します。「乗りこぼれ時のタクシーによる代替運行」「シルバーカーの介助」などを引き続き実施することで、利便性と安全性の向上を図ります。 【今後の方向性】 利用状況や要望を把握しながら、利便性の良い移動手段となるように検討します。

（４）防災・防犯・防疫体制等の整備

災害に備え防災知識の普及や避難行動要支援者名簿の作成などの防災対策を進めるとともに、高齢者を対象とした犯罪防止の啓発を促すなどの防犯対策を進めます。

危険性のある感染症の発生に備えて、感染症対策についての周知啓発等を進めます。また、国や県と連携し、発生時の支援体制の整備を進めます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	避難行動要支援者名簿作成事業	避難行動要支援者に避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成します。 【今後の方向性】 避難行動要支援者の支援のため、同意者の名簿を平常時から避難支援等関係者に提供して、災害時の避難支援等へ活用を図ります。
②	防災知識の普及、防災体制の整備	防災知識の普及・啓発のため、ハザードマップ等の配布や対象者の年齢や要望に応じた出前講座を実施します。また、介護事業所等と協定を結び、防災体制の整備を進めています。 【今後の方向性】 講座内容の更新を図りながら、市民の防災意識向上のため、継続して啓発を実施していくとともに、介護事業所等と連携した訓練の実施や要配慮者の支援体制の強化を図ります。
③	ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業	在宅高齢者の日常生活を支援するため、簡易消火器、電磁調理器、火災警報器を給付します。 【今後の方向性】 安心かつ安全に生活できるよう今後も事業の周知と利用促進を図ります。

	事業名	内容と方向性
④	家具等転倒防止事業	65歳以上の高齢者世帯に属する人に対し、地震発生時の家具の転倒を防止するため、金具などで固定し、危険防止を図ります。 【今後の方向性】 安心かつ安全に生活できるよう今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑤	消費生活、悪徳商法等の啓発事業	高齢者を対象にした振り込め詐欺、架空請求などの悪質な犯罪について、自己防衛のための高齢者教室や啓発チラシの配布を行います。 【今後の方向性】 消費生活センターの認知度向上や設備の充実、消費生活講座の開催に引き続き努めます。
⑥	感染症に対する体制整備	感染症対策について周知を図ります。また、国・県と連携し、感染症発生時の支援体制整備に取り組みます。 【今後の方向性】 引き続き、感染症に対する周知及び支援体制整備を図ります。

【目標値】

③ ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業

単位：(上・中段)件、 (下段)世帯	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
簡易消火器 給付件数	61	29	60	65	70	75
電磁調理器 給付件数	0	3	1	3	5	7
火災報知器 給付世帯数	28	15	25	30	35	40

④ 家具等転倒防止事業

単位：人	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	13	11	15	20	25	30

3-2 介護保険サービスの充実

令和7年を目途に地域包括ケアシステムの充実を目指すとともに、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となり現役世代が激減する令和22年に向け、高齢者人口や介護保険サービスのニーズの動向を中長期的に捉える必要があります。

また、介護離職防止のため、居宅サービス及び地域密着型サービス、施設サービスについて総合的に基盤整備を進めるとともに、それを支える人的基盤整備を進めていきます。また、将来的な介護の受け皿と期待される有料老人ホーム等の設置状況も配慮していきます。

(1) 居宅サービスの充実

要支援・要介護認定者が在宅で安心した生活をおくることができるよう、各居宅サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの状態に応じたケアマネジメントを行い、適切な利用を進めていきます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や調理、洗濯、掃除などの日常生活の支援を行うサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
②	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	在宅の要支援・要介護者宅を訪問し、浴槽搭載の入浴車などから家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
③	訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師等が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や医療処置、家族などへの指導、助言などを行うサービスです。 【今後の方向性】 病院の機能分化と病床の再編、在宅復帰の推進などの方向性を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
④	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑤	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが家庭を訪問して、在宅療養に関する相談や指導を行うサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、関係機関との連携を図り、円滑なサービス提供がなされるよう努めます。

	事業名	内容と方向性
⑥	通所介護	デイサービスの事業所に通い、入浴、食事などの介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑦	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	デイケアの事業所に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助のために必要なりハビリテーションを受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑧	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間入所（ショートステイ）し、入浴、排せつ、食事などの介助、その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑨	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所（ショートステイ）し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑩	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなどに入居し、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 将来的なサービス量を見込むため、指定を受けていない有料老人ホーム等の設置状況の把握に努めながら、介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑪	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いす、特殊寝台などの日常生活の自立を助ける用具や福祉機器のレンタルができるサービスです。 【今後の方向性】 サービスの内容、利用方法を周知し、適正な利用促進を図ります。
⑫	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するものです。 【今後の方向性】 福祉用具貸与同様、サービスの内容、利用方法を周知し、適正な利用促進を図ります。
⑬	住宅改修・介護予防住宅改修	移動、排せつなどにかかる身体的負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取り付けなどの住宅改修に必要な費用を支給するものです。 【今後の方向性】 保険適用の上限額が限られているため、利用者の在宅生活を長期に渡り支えることを可能にする改修が実施されるよう、施工業者、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し制度趣旨などの周知を行い、適正な利用促進を図ります。

	事業名	内容と方向性
⑭	居宅介護支援・介護予防支援	<p>在宅の要支援・要介護者についてのケアマネジメントです。利用するサービスの種類や内容などの計画を作成するとともに、サービス提供確保のための連絡調整を行うものです。ケアマネジメントは、要介護者については居宅介護支援事業所のケアマネジャーが行い、要支援者には地域包括支援センターが行います。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>要介護者においては、居宅介護支援事業所への適切な指導を通じて、要支援者においては、地域包括支援センターの機能を活かすことで、適切な支援体制づくりに取り組みます。</p>

(2) 地域密着型サービスの推進

住み慣れた地域での生活を支えるため、市町村が事業者の指定や監督を行うサービスです。原則として市内に在住する要介護等認定者のみが利用でき、身近な地域でのサービス提供体制を整えるよう検討していきます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	夜間対応型訪問介護	<p>夜間の定期的な巡回訪問介護と通報による随時対応の訪問介護を組み合わせて利用するサービスです。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。</p>
②	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	<p>認知症の要支援・要介護者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言など、日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービスです。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。</p>
③	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	<p>「通い」を中心として、要支援・要介護者の容態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用するサービスです。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>在宅生活を支える上での役割は大きいいため、引き続き、公募により新規事業所の整備を図ります。</p>
④	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	<p>認知症の要支援・要介護者が、共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事などの介助、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けるサービスです。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き、制度内容についての周知を進め、適正なサービス提供がなされるよう努めます。</p>
⑤	地域密着型特定施設入居者生活介護	<p>定員が29人以下の小規模な特定施設に入居している要介護者が、入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けるサービスです。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。</p>
⑥	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<p>定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者が、入浴や排せつ、食事の介助、その他日常生活上の支援、機能訓練などを受ける施設サービスです。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。</p>

	事業名	内容と方向性
⑦	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応を行うサービスです。 【今後の方向性】 利用ニーズの高いサービスであるため、引き続き、公募により新規事業所の整備を図ります。
⑧	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。 【今後の方向性】 医療処置が必要な方の在宅生活を支える上での役割は大きいため、公募により新規事業所の整備を図ります。
⑨	地域密着型通所介護	小規模なデイサービス事業所に通い、入浴、食事などの介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 利用の増加が見込まれるため、適正な利用促進を図ります。

【整備目標】

事業名	事業所数 (令和2年度末)	令和5年度までの 新規整備目標
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	1か所	事業所数 各1か所 ※ただし、状況に応じ、合わせて2か所で検討
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0か所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0か所	事業所数 2か所

(3) 施設サービスの推進

在宅での生活が困難な要介護状態にある方が、それぞれの心身の状況に応じて適切なケアを受けることができるよう、施設で生活するサービスです。

利用ニーズを踏まえて、必要性について検討を行います。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入院治療の必要がなく、自宅で生活を継続するのが困難な要介護者が、施設サービス計画に基づき、入浴や排せつ、食事、相談など日常生活上の支援を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。
②	介護老人保健施設	病状が安定している要介護者が、施設サービス計画に基づき、在宅復帰をめざし看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 引き続き、制度内容についての周知を進め、適正なサービス提供がなされるよう努めます。

	事業名	内容と方向性
③	介護療養型医療施設	長期療養を必要とする要介護者が、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 令和6年3月末で制度廃止となります。
④	介護医療院	長期療養のための医療と、日常生活上の支援を受ける施設サービスです（平成30年度創設）。 【今後の方向性】 制度内容についての周知を進め、適正なサービス提供がなされるよう努めます。

(4) 介護サービス利用に伴う低所得者対策

経済的理由により、必要なサービスを十分に利用できないということがないよう、低所得者への支援を実施します。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	特定入所者介護（介護予防）サービス費	介護保険施設（短期入所を含む）の入所にかかる食費・居住費（滞在費）について、申請により負担限度額認定証を交付し、特定入所者介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 所得段階間の均衡を図るために負担限度額を見直しのうえ、低所得者支援として、引き続き、事業を実施します。
②	高額介護（介護予防）サービス費	月々の介護サービスの自己負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定し、それを超える額を申請により高額介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、世帯の上限額を見直しのうえ、利用者負担軽減のため、継続して事業を実施します。
③	高額医療合算介護（介護予防）サービス費	医療と介護の両方を合わせた自己負担が、所得に応じた限度額を超えた場合、申請によって超えた額の一部を高額医療合算介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 利用者負担軽減のため、継続して事業を実施します。
④	低所得者に配慮した保険料の負担、介護保険利用料の助成	第1号被保険者または介護サービス利用者について、低所得で、その世帯の生活が著しく困窮している状態である場合に、介護保険料を減免し、また介護サービス利用料の自己負担分の一部を助成します。また、障害者自立支援法に基づくホームヘルプサービスを利用して、介護サービスの訪問介護を利用することになった低所得者に対して利用者負担額を助成します。 【今後の方向性】 低所得者支援として、継続して事業を実施します。

	事業名	内容と方向性
⑤	社会福祉法人が実施する 利用料軽減事業への助成	<p>低所得で生計を維持することが困難な人が、社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する場合に、法人がその社会的役割の一環として利用者負担額の軽減を行っています。軽減を行う社会福祉法人に対し、その一部を助成します。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>広く周知を行い、社会福祉法人に対しては、新規での制度への申出を勧奨し、利用者に対しては、介護認定結果通知書に同封して制度の利用拡充を図ります。</p>

3-3 介護保険運営の安定化

介護保険サービスの利用は、高齢化及び要介護認定者等の増加とともに拡大し、その給付費も年々増加しています。介護保険事業の安定的な運営のためには、サービスの量・質の向上を図ることを前提としつつ、適切なサービスの提供が行われる必要があります。このため適正な給付が行われているか点検する適正化事業に継続して取り組んでいきます。

(1) 情報提供の充実

高齢者が安心して様々なサービスを利用できるよう、情報提供を充実します。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	サービス情報の周知	サービスについて、わかりやすく説明したパンフレットの作成や市ホームページ等の活用を通じ、情報の周知を図ります。 【今後の方向性】 事業の周知と情報提供の充実を図ります。
②	介護サービス事業所に 関する情報提供	事業所のサービス内容や運営状況をまとめた資料や、医療と介護ガイドマップを窓口に備えるなど、誰もが情報を得られるよう環境整備を図ります。 【今後の方向性】 事業の周知と情報提供の充実を図ります。

(2) 介護給付適正化の推進

要介護認定の適正化やサービス事業者への指導・支援、不適正な給付の点検等を実施し、円滑かつ適正な介護給付を行います。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	適正な要介護認定	市の職員による認定調査の実施体制を確保するとともに、研修などを通じて認定調査員、認定審査会委員の資質向上を図り、要介護認定の適正化に努めます。 【今後の方向性】 引き続き適正性の維持、向上に努めます。
②	ケアプラン点検	ケアプランを作成している居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランが利用者の自立支援のために、適切に作成されているかどうかを確認します。 【今後の方向性】 自立支援、介護予防、重度化防止に向けた適切な支援を行えるよう、介護支援専門員の支援に取り組みます。

	事業名	内容と方向性
③	住宅改修・福祉用具実態調査	市の補助金の対象となる住宅改修について、事前と事後の現地確認を行います。福祉用具購入については、必要に応じて、ケアマネ等に内容の確認を行います。福祉用具貸与については、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、疑義のある場合はケアマネへの確認等を行います。 【今後の方向性】 引き続き、適正な給付に努めます。
④	医療情報との突合・縦覧点検	国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより提供される情報を活用し、医療情報との突合・縦覧点検の結果を確認し、不適正な請求が疑われる場合は確認を行います。 【今後の方向性】 引き続き、不適正な給付の削減に努めます。
⑤	介護給付費通知	介護サービスの全利用者に対して、年3回に分け12月分のサービス利用状況を通知し、給付費用の再認識と適正利用の意識づけを図るとともに、事業者に対する介護報酬の不正請求の防止を図ります。 【今後の方向性】 適正利用の意識づけのため、引き続きサービス利用状況を通知します。

【目標値】

② ケアプラン点検

単位：所	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	6	12	12	全事業所 (年1回)	全事業所 (年1回)	全事業所 (年1回)

③ 住宅改修・福祉用具実態調査

単位：件	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修 実態調査	25	23	28	30	30	30
福祉用具 貸与・購 入支援	77	65	80	85	85	85

⑤ 介護給付費通知

単位：月	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供月数	12月	12月	12月	12月	12月	12月

(3) 介護サービスの質の確保

要介護認定者が安心してサービスを受けることができるよう、サービス事業者への指導や相談員の派遣等を通じ、サービスの質の向上を図ります。介護サービス事業の関係者で介護サービス機関連絡協議会を組織し、サービス事業、ケアマネジメンツの質の向上に取り組んでいます。

また、安定したサービスの提供ができるよう、災害や新型コロナウイルス感染症等に対し、情報の共有及び事業所への支援に取り組みます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	サービス事業者への指導・監督	市内のサービス事業所に対し、県と連絡調整を図りながら実地指導を行い、適切なサービスにつなげます。必要に応じて指導・監督を行います。 【今後の方向性】 適切な運営やサービス提供がなされるよう、引き続き指導・監督を行います。
②	介護保険サービス相談員の派遣	介護保険サービス相談員がサービス事業所を訪問し、利用者が疑問や不安に思っていることなどの相談に応じるとともに、事業所への助言を行い、サービスの向上を図ります。 【今後の方向性】 派遣する事業所の種別を検討し、継続して事業を実施します。
③	苦情相談窓口の設置	苦情相談窓口の周知に努め、高齢介護課・地域包括支援センターの各窓口で、苦情相談に対応します。苦情相談内容によっては、県の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会と連携を図りながら対応します。 【今後の方向性】 引き続き、関係機関と連携を図り対応します。
④	介護サービス機関連絡協議会との連携	介護サービスの関係者が協議会を組織し、サービスの適切な提供、質の向上に取り組めます。 協議会と連携し、研修や市民に対する講演会の開催に取り組めます。 【今後の方向性】 引き続き、協議会と連携し、介護サービスの適切な提供に取り組めます。
⑤	災害や感染症への対策	災害や感染症等に対する情報提供及び共有を図ります。特に、新型コロナウイルス感染症等に対し、地域医療介護総合確保基金等を活用し、事業所の支援に取り組めます。また、介護サービス機関連絡協議会を通じ、事業所と共に対策を図ります。 【今後の方向性】 状況に応じ必要な対策を検討しながら、事業所への支援に取り組めます。

【目標値】

① サービス事業者への指導・監督

単位：回	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・監督回数	35	40	36	36	39	43

(4) ケアマネジメントの質の向上

市内の介護支援専門員（ケアマネジャー）の状況、課題を分析し、介護支援専門員の資質向上を図るための支援を実施します。

ケアマネジメントが利用者の自立につながるよう、自立支援型のケアマネジメントの標準化、多職種の見点による重度化防止、ケアの質の向上に取り組みます。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	介護支援専門員への研修企画	介護支援専門員を対象に、ケアプラン作成に関するもの、福祉用具・住宅改修をはじめ介護サービスに関する知識の向上を目的とした研修を実施します。 【今後の方向性】 地域包括支援センター、介護サービス機関連絡協議会ケアマネ部会と協働し、介護支援専門員の質の向上に努めます。
②	主任介護支援専門員による支援	市内の主任介護支援専門員の連携会議を開催し、市内の介護支援専門員の支援技術の向上に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き、主任介護支援専門員間の連携支援に取り組めます。
③	介護支援専門員への困難事例への支援	地域包括支援センターの主任介護支援専門員は出前相談、窓口相談等で市内の介護支援専門員の困難事例の支援に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き、介護支援専門員への支援に取り組めます。

【目標値】

③ 介護支援専門員への困難事例への支援

単位：回	実績値		見込み	目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
技術指導実施回数	245	98	100	110	120	130

(5) 介護人材の確保・資質の向上

介護サービスの充実を図るため、介護職員や介護分野で働く専門職の確保・資質向上に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業内容】

	事業名	内容と方向性
①	介護人材の確保・資質の向上	介護サービス機関連絡協議会と協力して介護人材育成のための研修会、座談会等を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き、介護サービス機関連絡協議会と協力し研修等を実施します。また、将来の介護人材確保のため、若い世代や外国人等様々な人を対象にした介護職の魅力のPRや就労支援に努めます。高齢者の介護支援ボランティアなどの支援策を検討します。
②	介護職員の負担軽減	地域医療介護総合確保基金に基づくICTの導入等への補助を支援しています。 【今後の方向性】 引き続き、地域医療介護総合確保基金に基づく補助への支援を図ります。また、県と連携し、業務仕分け等による介護現場の改善や介護に関する文書負担の軽減等の対策に努めます。

事業計画の進捗管理

事業計画に定めた目標を達成するため、次の3つの指標を用いて、PDCAサイクルを活用し、進捗管理を行います。

(1) ほっとプランの目標値

毎年度、本計画の第4章において事業ごとに設定した目標値と実績値を比較し、事業の進捗状況を管理します。

(2) 保険者機能強化推進交付金の評価指標

保険者機能強化推進交付金で示された評価指標に基づき保険者機能を評価することで、客観的に事業の進捗状況を把握します。

(3) 自立支援・重度化防止等の取組と目標

介護保険事業計画には、自立支援・重度化防止及び介護給付費等に要する費用の適正化に関し、取組と目標を定める必要があります。本計画の事業から、次のとおり取組と目標を定め、これを活用し、重点的に施策の成果を検証します。

取組	目標	施策
筋トレルーム60の延べ利用者数	55頁に記載	健康保持と介護予防の推進
多職種合同カンファレンスの実施	56頁に記載	自立支援と重度化防止の推進
総合相談支援件数	64頁に記載	地域包括支援センターの機能強化
介護給付費通知の提供月数	85頁に記載	介護保険運営の安定化
ケアプラン点検事業所数	85頁に記載	
住宅改修実態調査件数	85頁に記載	
福祉用具貸与・購入支援件数	85頁に記載	

第5章 介護保険サービス見込み量と保険料

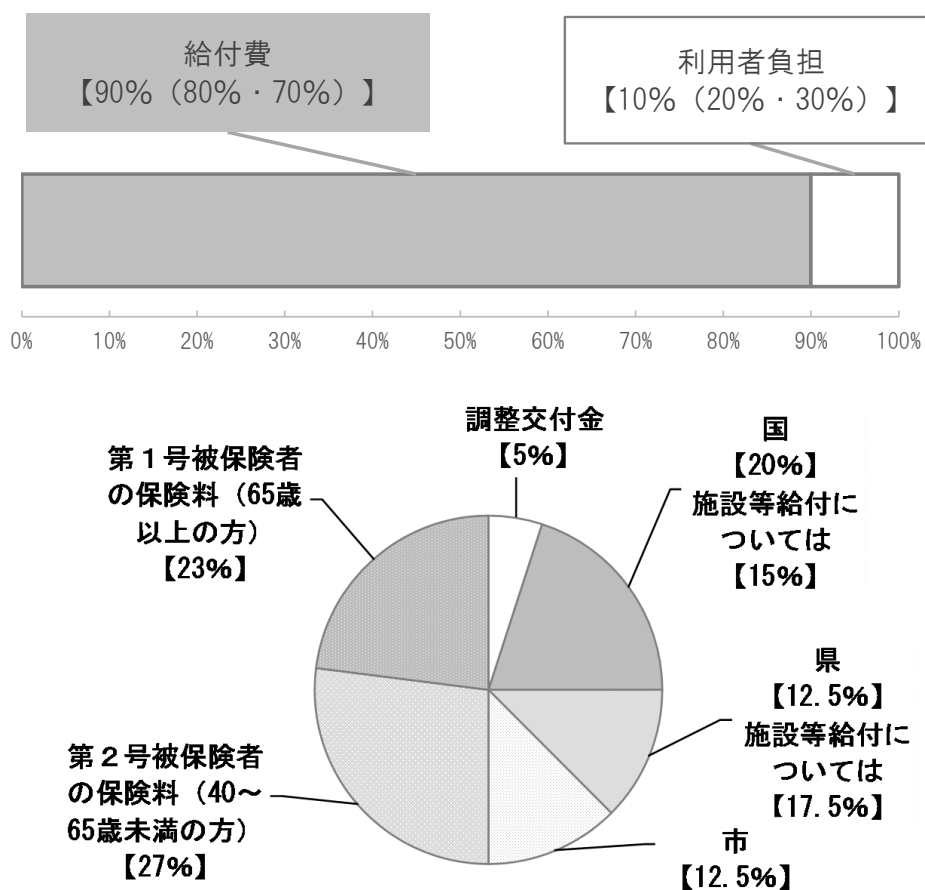
1 介護保険給付費の負担割合

介護保険を利用した場合、原則として費用の1割を利用者が負担し、残りの9割（給付費）は介護保険財源により賄われることになっています。なお、制度改正により平成27年8月から一定以上の所得がある利用者の負担割合は2割に引き上げられており、平成30年8月からは、さらに所得が高い一部の利用者の負担割合が3割に引き上げられました。

この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。負担割合は3年ごとに政令で定められており、令和3年度から令和5年度は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%です。

なお、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないようにするために、調整交付金が設けられています。

図表 5-1 介護保険財源と給付費の構成比



2 介護保険給付費等の実績

1 予防給付の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
① 居宅介護予防サービス (計)		135,803	143,920	145,674
介護予防訪問介護	給付費 (千円)	43	-	-
	回数 (回)	27	-	-
	人数 (人)	4	-	-
介護予防訪問入浴介護	給付費 (千円)	746	653	636
	回数 (回)	102	100	96
	人数 (人)	12	11	12
介護予防訪問看護	給付費 (千円)	13,343	12,345	17,078
	回数 (回)	2,225	1,835	2,478
	人数 (人)	332	351	540
介護予防訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	2,913	4,059	4,572
	回数 (回)	1,090	1,518	1,656
	人数 (人)	96	121	144
介護予防居宅療養管理指導	給付費 (千円)	1,641	1,066	1,258
	人数 (人)	170	130	156
介護予防通所介護	給付費 (千円)	122	-	-
	回数 (回)	63	-	-
	人数 (人)	9	-	-
介護予防通所リハビリテーション	給付費 (千円)	72,152	80,716	75,145
	人数 (人)	2,151	2,372	2,088
介護予防短期入所生活介護	給付費 (千円)	885	486	0
	日数 (日)	134	67	0
	人数 (人)	37	13	0
介護予防短期入所療養介護	給付費 (千円)	487	471	296
	日数 (日)	44	45	26
	人数 (人)	10	13	12
介護予防福祉用具貸与	給付費 (千円)	24,552	31,171	34,760
	人数 (人)	3,823	4,518	4,800
特定介護予防福祉用具購入費	給付費 (千円)	3,089	2,443	2,739
	人数 (人)	148	115	132
介護予防住宅改修費	給付費 (千円)	11,641	8,459	6,973
	人数 (人)	135	112	84
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	4,189	2,051	2,217
	人数 (人)	55	27	24

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
②地域密着型介護予防サービス (計)		3,506	4,943	2,125
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	2,787	2,250	2,125
	人数 (人)	33	26	24
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	719	2,693	0
	人数 (人)	3	11	0
③介護予防支援	給付費 (千円)	24,320	27,063	27,599
	人数 (人)	5,265	5,869	6,012
予防給付費 (小計)	給付費 (千円)	163,629	175,926	175,398

2 介護給付の実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
①居宅サービス(計)		1,682,820	1,734,172	1,753,488
訪問介護	給付費(千円)	274,711	271,470	283,670
	回数(回)	99,085	100,186	99,250
	人数(人)	3,661	3,617	3,756
訪問入浴介護	給付費(千円)	29,684	30,683	27,297
	回数(回)	2,543	2,655	2,352
	人数(人)	490	518	468
訪問看護	給付費(千円)	137,703	148,449	181,591
	回数(回)	23,976	25,691	31,678
	人数(人)	2,660	2,931	3,372
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	17,581	24,528	21,551
	回数(回)	6,431	8,849	7,595
	人数(人)	545	806	780
居宅療養管理指導	給付費(千円)	13,680	14,299	14,509
	人数(人)	1,696	1,821	1,704
通所介護	給付費(千円)	599,056	611,396	595,318
	回数(回)	75,347	76,231	71,678
	人数(人)	6,462	6,511	5,976
通所リハビリテーション	給付費(千円)	229,526	236,989	242,237
	回数(回)	26,820	27,372	26,846
	人数(人)	2,969	2,921	2,832
短期入所生活介護	給付費(千円)	121,609	136,285	138,730
	日数(日)	14,288	15,979	15,751
	人数(人)	1,428	1,581	1,392
短期入所療養介護	給付費(千円)	71,091	64,800	55,824
	日数(日)	6,535	5,805	4,697
	人数(人)	1,115	1,001	864
福祉用具貸与	給付費(千円)	127,889	134,985	144,301
	人数(人)	8,788	9,342	10,020
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	5,357	5,041	7,615
	人数(人)	207	198	252
住宅改修費	給付費(千円)	8,790	10,011	10,976
	人数(人)	114	121	132
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	46,143	45,236	29,869
	人数(人)	286	268	168

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
②地域密着型サービス (計)		413,764	462,174	518,973
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費 (千円)	1,651	2,131	2,721
	人数 (人)	7	12	12
地域密着型通所介護	給付費 (千円)	148,118	149,772	167,409
	回数 (回)	18,195	18,712	19,895
	人数 (人)	1,767	1,880	2,100
認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	0	139	0
	回数 (回)	0	14	0
	人数 (人)	0	2	0
小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	58,922	62,239	70,827
	人数 (人)	281	308	324
認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	205,073	247,893	278,016
	人数 (人)	856	1,015	1,116
看護小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0
③施設サービス (計)		1,472,079	1,495,739	1,543,311
介護老人福祉施設	給付費 (千円)	830,417	854,953	871,705
	人数 (人)	3,212	3,248	3,240
介護老人保健施設	給付費 (千円)	556,849	572,387	627,700
	人数 (人)	2,053	1,981	2,100
介護医療院	給付費 (千円)	5,935	17,404	3,228
	人数 (人)	16	47	12
介護療養型医療施設	給付費 (千円)	78,878	50,995	40,678
	人数 (人)	230	152	132
④居宅介護支援	給付費 (千円)	185,087	192,596	196,575
	人数 (人)	13,480	13,819	14,028
介護給付費 (小計)	給付費 (千円)	3,753,750	3,884,681	4,012,347

3 総給付費の実績 (予防給付+介護給付)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
総給付費	給付費 (千円)	3,917,379	4,060,607	4,187,745

※令和2年度は、見える化システムを使用した見込み値です。

3 介護保険給付費等の見込み

1 予防給付の推計

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
①居宅介護予防サービス（計）		166,180	170,637	174,429	181,810	201,819
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	805	805	805	805	805
	回数（回）	96	96	96	96	96
	人数（人）	12	12	12	12	12
介護予防訪問看護	給付費（千円）	17,476	18,246	19,041	19,231	20,388
	回数（回）	2,534	2,640	2,753	2,797	2,976
	人数（人）	576	600	624	660	732
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	5,700	5,804	5,854	6,297	7,478
	回数（回）	2,052	2,088	2,106	2,266	2,690
	人数（人）	180	180	180	192	228
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	1,367	1,368	1,368	1,470	1,756
	人数（人）	168	168	168	180	216
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	86,273	88,458	90,362	96,539	104,397
	人数（人）	2,436	2,496	2,556	2,736	2,928
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	273	273	273	0	0
	日数（日）	48	48	48	0	0
	人数（人）	24	24	24	0	0
介護予防短期入所療養介護	給付費（千円）	312	312	312	0	0
	日数（日）	28	28	28	0	0
	人数（人）	12	12	12	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	39,993	41,388	42,431	44,249	52,619
	人数（人）	5,532	5,724	5,868	6,120	7,272
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	2,984	2,984	2,984	2,220	2,480
	人数（人）	144	144	144	108	120
介護予防住宅改修費	給付費（千円）	8,767	8,767	8,767	8,767	9,664
	人数（人）	108	108	108	108	120
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	2,230	2,232	2,232	2,232	2,232
	人数（人）	24	24	24	24	24

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
②地域密着型介護予防サービス (計)		2,138	3,209	4,278	4,278	4,278
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0
	回数 (回)	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介 護	給付費 (千円)	2,138	3,209	4,278	4,278	4,278
	人数 (人)	24	36	48	48	48
介護予防認知症 対応型共同生活 介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0
③介護予防支援	給付費 (千円)	30,373	32,774	34,660	35,936	41,537
	人数 (人)	6,576	7,092	7,500	7,776	8,988
予防給付費 (小計)	給付費 (千円)	198,691	206,620	213,367	222,024	247,634

2 介護給付の推計

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
①居宅サービス（計）		1,942,990	2,026,440	2,084,750	2,136,257	2,561,010
訪問介護	給付費（千円）	314,654	333,705	346,953	352,788	418,283
	回数（回）	109,471	116,018	120,629	122,634	145,411
	人数（人）	3,876	4,140	4,320	4,476	5,064
訪問入浴介護	給付費（千円）	31,764	31,773	32,991	34,286	43,634
	回数（回）	2,630	2,630	2,729	2,837	3,612
	人数（人）	516	540	564	588	744
訪問看護	給付費（千円）	200,023	205,043	210,116	212,139	257,664
	回数（回）	34,682	35,507	36,388	36,758	44,684
	人数（人）	3,684	3,840	3,948	4,068	5,016
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	23,308	24,307	25,080	25,706	31,234
	回数（回）	8,177	8,509	8,777	9,001	10,927
	人数（人）	852	912	948	984	1,200
居宅療養管理指導	給付費（千円）	15,599	16,153	16,648	16,816	21,037
	人数（人）	1,824	1,884	1,944	1,968	2,448
通所介護	給付費（千円）	655,150	678,619	697,137	711,586	845,809
	回数（回）	79,243	82,020	84,331	86,100	101,462
	人数（人）	6,576	6,756	6,900	7,032	8,340
通所リハビリテーション	給付費（千円）	257,477	273,431	277,917	288,213	339,355
	回数（回）	28,261	30,050	30,582	31,534	36,977
	人数（人）	2,844	3,000	3,048	3,144	3,684
短期入所生活介護	給付費（千円）	151,126	155,876	159,493	166,733	211,046
	日数（日）	17,059	17,585	18,005	18,806	23,808
	人数（人）	1,488	1,524	1,548	1,608	1,992
短期入所療養介護	給付費（千円）	64,565	68,947	69,936	70,491	79,662
	日数（日）	5,419	5,778	5,861	5,912	6,703
	人数（人）	1,020	1,068	1,080	1,104	1,260
福祉用具貸与	給付費（千円）	155,052	159,538	165,375	169,351	205,748
	人数（人）	10,932	11,304	11,748	12,012	14,592
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	8,752	9,470	10,182	10,824	11,520
	人数（人）	276	300	324	360	384
住宅改修費	給付費（千円）	15,018	16,776	17,848	17,848	21,061
	人数（人）	180	204	216	216	252
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	50,502	52,802	55,074	59,476	74,957
	人数（人）	276	288	300	324	408

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
②地域密着型サービス（計）		550,681	651,158	737,846	764,916	913,082
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	給付費（千円）	10,991	21,473	45,337	45,337	45,337
	人数（人）	60	120	240	240	240
地域密着型通所 介護	給付費（千円）	176,613	182,237	188,417	191,506	253,731
	回数（回）	20,786	21,416	22,114	22,424	29,468
	人数（人）	2,316	2,388	2,460	2,508	3,276
認知症対応型 通所介護	給付費（千円）	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355
	回数（回）	132	132	132	132	132
	人数（人）	12	12	12	12	12
小規模多機能型 居宅介護	給付費（千円）	83,385	125,496	139,751	139,751	139,751
	人数（人）	384	588	648	648	648
認知症対応型 共同生活介護	給付費（千円）	278,337	278,491	278,491	302,472	388,413
	人数（人）	1,080	1,080	1,080	1,176	1,512
看護小規模多機 能型居宅介護	給付費（千円）	0	42,106	84,495	84,495	84,495
	人数（人）	0	168	348	348	348
③施設サービス（計）		1,729,482	1,790,601	1,829,812	1,918,772	2,382,234
介護老人福祉 施設	給付費（千円）	920,304	937,649	950,564	986,213	1,260,740
	人数（人）	3,396	3,456	3,504	3,648	4,668
介護老人保健 施設	給付費（千円）	650,023	661,684	669,143	702,623	891,558
	人数（人）	2,160	2,196	2,220	2,328	2,952
介護医療院	給付費（千円）	150,792	182,901	205,955	229,936	229,936
	人数（人）	420	504	564	600	600
介護療養型医療 施設	給付費（千円）	8,363	8,367	4,150		
	人数（人）	24	24	12		
④居宅介護支援	給付費（千円）	205,366	211,203	218,458	223,916	283,063
	人数（人）	14,628	15,048	15,576	15,960	20,052
介護給付費 （小計）	給付費（千円）	4,428,519	4,679,402	4,870,866	5,043,861	6,139,389

3 総給付費（予防給付＋介護給付）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	給付費（千円）	4,627,210	4,886,022	5,084,233	5,265,885	6,387,023

4 標準給付費の推計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	4,627,210	4,886,022	5,084,233	5,265,885	6,387,023
予防給付費	198,691	206,620	213,367	222,024	247,634
介護給付費	4,428,519	4,679,402	4,870,866	5,043,861	6,139,389
特定入所者介護サービス費等給付額	102,037	96,246	98,713	103,100	127,286
高額介護サービス費等給付額	111,523	120,914	132,769	151,735	208,637
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
審査支払手数料	2,678	2,747	2,818	2,811	3,861
標準給付費見込額	4,856,448	5,118,929	5,331,533	5,536,531	6,739,807

※令和7年度及び令和22年度の推計は、見える化システムを使用した参考数値です。

5 地域支援事業費の推計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費	239,391	242,158	246,363	255,030	270,263
介護予防・日常生活支援 総合事業費	135,973	137,847	140,704	147,764	150,764
包括的支援事業・任意事業費	103,418	104,311	105,659	107,266	119,499

※令和7年度及び令和22年度の推計は、見える化システムを使用した参考数値です。

4 保険料の設定

保険料収納必要額の見込みから、第8期の保険料は、以下のとおり設定を行いました。

	計算式	令和3～5年度の 金額・人数
① 標準給付費見込額 介護サービス等の利用に伴う費用額		15,306,910,224 円
② 地域支援事業費		727,912,000 円
③ 第1号被保険者（65歳以上）負担分	$(①+②) \times 23\%$	3,688,009,112 円
④ 調整交付金相当額 仮に調整交付金がなかった場合、第1号被保険者が負担する費用として見込むべき額		786,071,711 円
⑤ 調整交付金見込額 後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得分布状況による市町村間の保険料基準額の格差を是正するために国から交付される交付金		373,210,000 円
⑥ 保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額		66,000,000 円
⑦ 保険料収納必要額	$③+④-⑤-⑥$	4,034,870,823 円
⑧ 保険料予定収納率		99.69%
⑨ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 第1号被保険者全員が、基準月額を納める第1号被保険者であるとして換算した見込の人数	[各所得段階別見込人数×各所得段階保険料率]の年度合計	57,292 人
⑩ 保険料（年額）	$⑦ \div ⑧ \div ⑨$	70,645 円
⑪ 保険料（月額）	$⑩ \div 12$ か月	5,887 円
⑫ 介護給付費準備基金取崩による軽減 第7期計画以前に発生した余剰金を積み立てた介護給付費準備基金（令和2年度末残高見込額 404,413,106 円）のうち、402,500,000 円を取り崩し、歳入に繰り入れたときの影響額		△587 円
⑬ 第8期保険料基準額（月額）	$⑪+⑫$	5,300 円

5 保険料段階

低所得者への負担を軽減し、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな段階数及び保険料率を設定します。

段階	対象者	基準額に 対する割合※1	月額※1
第1段階	市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下のもの	0.40 (0.20)	2,120円 (1,060円)
第2段階	市町村民税世帯非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円より大きく120万円以下のもの	0.65 (0.40)	3,445円 (2,120円)
第3段階	市町村民税世帯非課税者で第1段階または第2段階に該当しないもの	0.70 (0.65)	3,710円 (3,445円)
第4段階	市町村民税本人非課税者で公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る所得を控除して得た額の合計額が80万円以下のもの	0.85	4,505円
第5段階	市町村民税本人非課税者で第4段階に該当しないもの	1.00	5,300円 (基準額)
第6段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が120万円未満のもの	1.20	6,360円
第7段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの	1.30	6,890円
第8段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの	1.50	7,950円
第9段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が300万円以上400万円未満のもの	1.70	9,010円
第10段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの	1.90	10,070円
第11段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が600万円以上800万円未満のもの	2.00	10,600円
第12段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満のもの	2.20	11,660円
第13段階	市町村民税本人課税者で合計所得金額が1,000万円以上のもの	2.40	12,720円

備考

- 第1段階、第2段階及び第4段階における合計所得金額とは、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、「給与所得」を「給与所得から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)」として計算した額をいう。
 - 第6段階から第13段階までにおける合計所得金額とは、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合、「給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額」を「給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)」として計算した額をいう。
- ※1:消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、公費によって、65歳以上で市町村民税世帯非課税(保険料所得段階第1段階～第3段階)の方の保険料を()内の数値に軽減します。

6 令和7年度及び令和22年度保険料参考値

令和7年度及び令和22年度の保険料については、以下のとおり推計されます。なお、下記の数値は国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを使用した自然体推計値です。今後の施策や事業展開、国の方針等により大きく変わる可能性がありますので、参考値として示しています。

	令和7年度の 金額・人数	令和22年度の 金額・人数
① 標準給付費見込額	5,536,531,246 円	6,739,806,580 円
② 地域支援事業費	255,030,088 円	270,263,308 円
③ 第1号被保険者（65歳以上）負担分	1,355,225,352 円	1,878,698,730 円
④ 調整交付金相当額	284,214,762 円	344,528,529 円
⑤ 調整交付金見込額	103,454,000 円	71,662,000 円
⑥ 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	20,000,000 円	20,000,000 円
⑦ 保険料収納必要額	1,515,986,114 円	2,131,565,259 円
⑧ 保険料予定収納率	99.69%	99.69%
⑨ 所得段階別加入割合補正後被保険者数	19,335 人	21,988 人
⑩ 保険料（年額）	78,648 円	97,248 円
⑪ 保険料（月額）	6,554 円	8,104 円

資料編

1 碧南市介護保険条例

○碧南市介護保険条例（介護保険運営協議会に係る部分の抜粋）

平成12年3月9日条例第8号

（介護保険運営協議会の設置）

第12条 介護保険に関する施策の企画立案及び法第9条各号のいずれかに該当する者（以下「被保険者」という。）の意見を反映しながら円滑かつ適切に実施するため、地方自治法第138条の4第3項に規定に基づき碧南市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の所掌事務）

第13条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議をする。

- （1） 法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。
- （2） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定による老人福祉計画の策定又は変更に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市の介護保険及び老人福祉に関する施策の実施状況の調査その他介護保険及び老人福祉の施策に関すること。

（協議会の委員）

第14条 協議会の委員は、22人以内で組織する。

- 2 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、協議会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は、再任されることができる。

（協議会の会長及び副会長）

第15条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第16条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（協議会の委員の報酬及び費用弁償）

第17条 協議会の委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

2 碧南市介護保険運営協議会委員名簿

役職	所属機関・団体等	氏名
会長	碧南市老人クラブ連合会会長	禰宜田 知司
副会長	碧南市民生委員児童委員協議会会長	河原 厚司
委員	日本福祉大学実務家教員	大田 康博
委員	碧南市医師会	堀尾 静
委員	碧南歯科医師会	水野 博史
委員	碧南市薬剤師会	下村 美幸
委員	碧南市介護サービス機関連絡協議会ケアマネジャー部会代表	沢井 知美
委員	碧南市介護サービス機関連絡協議会サービス事業者研修部会代表	齋藤 健
委員	碧南市女性団体連絡協議会会長	永坂 幸子
委員	碧南市ボランティア連絡協議会	藤田 敏江
委員	碧南市社会福祉協議会事務局長	山田 正教
委員	市民代表（65歳以上）	片山 一也
委員	市民代表（65歳以上）	佐藤 洋一
委員	市民代表（40～64歳）	磯貝 靖子
委員	市民代表（40～64歳）	高松 好美
委員	福祉関係NPO法人代表	磯貝 厚子
委員	介護予防サポーター	伊藤 久美子
委員	キャラバンメイト連絡会	井上 卓
委員	地域包括ケア病床を有する医療機関	小林 清彦

事務局	碧南市健康推進部長	山本 政裕
	碧南市健康推進部高齢介護課長	三島 翁
	碧南市健康推進部健康課長	磯貝 幸満

3 碧南市高齢者ほっとプラン策定経過

年 月 日	内 容
令和元年11月～12月	健康とくらしの調査（日常生活圏域ニーズ調査）の実施 ・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（要支援認定者を含む）への調査
令和2年2月	介護保険・福祉に関するアンケート調査の実施 ・要介護認定者及びケアマネジャー、サービス提供事業所へのアンケート調査
令和2年7月9日	碧南市高齢者ほっとプランの策定について、市長より碧南市介護保険運営協議会に諮問
平成2年7月9日	令和2年度第1回碧南市介護保険運営協議会 ・令和元年度介護保険事業の決算状況について ・令和元年度高齢者福祉事業の決算状況について ・介護保険事業計画の進捗管理等について ・アンケート調査結果について
令和2年8月25日	令和2年度第2回碧南市介護保険運営協議会 ・介護保険・福祉に関するアンケート調査結果について ・碧南市の介護保険事業にかかる現状について ・法律改正の概要について ・高齢者ほっとプラン素案（基本理念と目標）について
令和2年9月29日	令和2年度第3回碧南市介護保険運営協議会 ・高齢者ほっとプラン素案について
令和2年10月20日	令和2年度第4回碧南市介護保険運営協議会 ・高齢者ほっとプラン素案について
令和2年11月17日	令和2年度第5回碧南市介護保険運営協議会 ・高齢者ほっとプラン素案について
令和2年12月14日 ～令和3年1月13日	パブリックコメントの実施 ・高齢者ほっとプランに関する意見募集
令和3年1月26日	令和2年度第6回碧南市介護保険運営協議会 ・パブリックコメントの結果について ・高齢者ほっとプラン（案）について ・第8期（令和3年度～令和5年度）介護保険料（案）について
令和3年1月26日	碧南市高齢者ほっとプランの策定について、碧南市介護保険運営協議会より市長に答申

4 碧南市高齢者ほっとプランの策定についての諮問書の写し

2碧高第168号

令和2年7月9日

碧南市介護保険運営協議会

会長 禰 宜 田 知 司 様

碧南市長 禰 宜 田 政 信

碧南市高齢者ほっとプラン（第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）の策定について
（諮問）

老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく碧南市高齢者ほっとプラン（第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）の策定にあたり、碧南市介護保険条例第13条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

5 碧南市高齢者ほっとプランの策定についての答申書の写し

令和3年1月26日

碧南市長 禰 宜 田 政 信 様

碧南市介護保険運営協議会
会長 禰 宜 田 知 司

碧南市高齢者ほっとプランの策定について（答申）

令和2年7月9日に諮問のあった「碧南市高齢者ほっとプラン（第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）の策定について」は、別添の計画案のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、碧南市高齢者ほっとプランの目標である「高齢者が安心して暮らせるあたたかい共生のまちづくり」を目指すために、下記について配慮されるよう要望します。

記

- 1 高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいを一体的かつ包括的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化及び推進に努めること。
- 2 高齢者の健康寿命を延伸するため、地域のニーズに合わせた健康づくりと介護予防事業の推進に努めること。
- 3 高齢者は地域や社会を支える担い手の一員であり、高齢者が活躍できる場を提供し、地域の活性化につなげるとともに、高齢者自身の生きがいの創出に努めること。
- 4 地域共生社会の実現に向け、地域や市民一人ひとりが高齢者を取りまく問題を自身の問題として捉え、参画していくことが必要不可欠であるため、様々な地域活動団体への活動支援や、ボランティア等の育成等を進めるとともに、地域包括支援センターの充実や、在宅医療・介護連携の推進、認知症への支援体制の強化を図り、あたたかい共生のまちづくりに努めること。
- 5 高齢者が安心して暮らせるまちにするために、高齢者に配慮した多様な生活支援サービスや住まいを提供するとともに、防災・防犯・防疫体制の整備に努めること。
- 6 介護保険サービスのニーズを注視し、適切な利用ができるよう事業の充実を図るとともに、介護人材の確保及び資質の向上を図り、安心、信頼して利用できるサービスの提供に努めること。

碧南市高齢者ほっとプラン

第8期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
令和3年度～令和5年度

発行：碧南市
編集：碧南市 健康推進部
高齢介護課・健康課
住所：〒447-8601
愛知県碧南市松本町 28 番地
TEL (0566) 41-3311 (代表)
FAX (0566) 46-5510
発行年月：令和3年3月